

松代

〈付・年報〉

第33号 (2019年)

松代〈付・年報〉二〇一九年

目次

真田宝物館所蔵「近世大名書状群（山寺家文書）」の紹介……福原 圭一	1
田中家伝来 ペリー来航関係下絵について……溝辺いずみ	16
翻刻『菊の分根』（10）……真田連句をよむ会	34
史料紹介 監察日記 寛政二年～寛政四年……真田古文書クラブ	51
年報（2019年1月～2020年3月）……	i

第33号

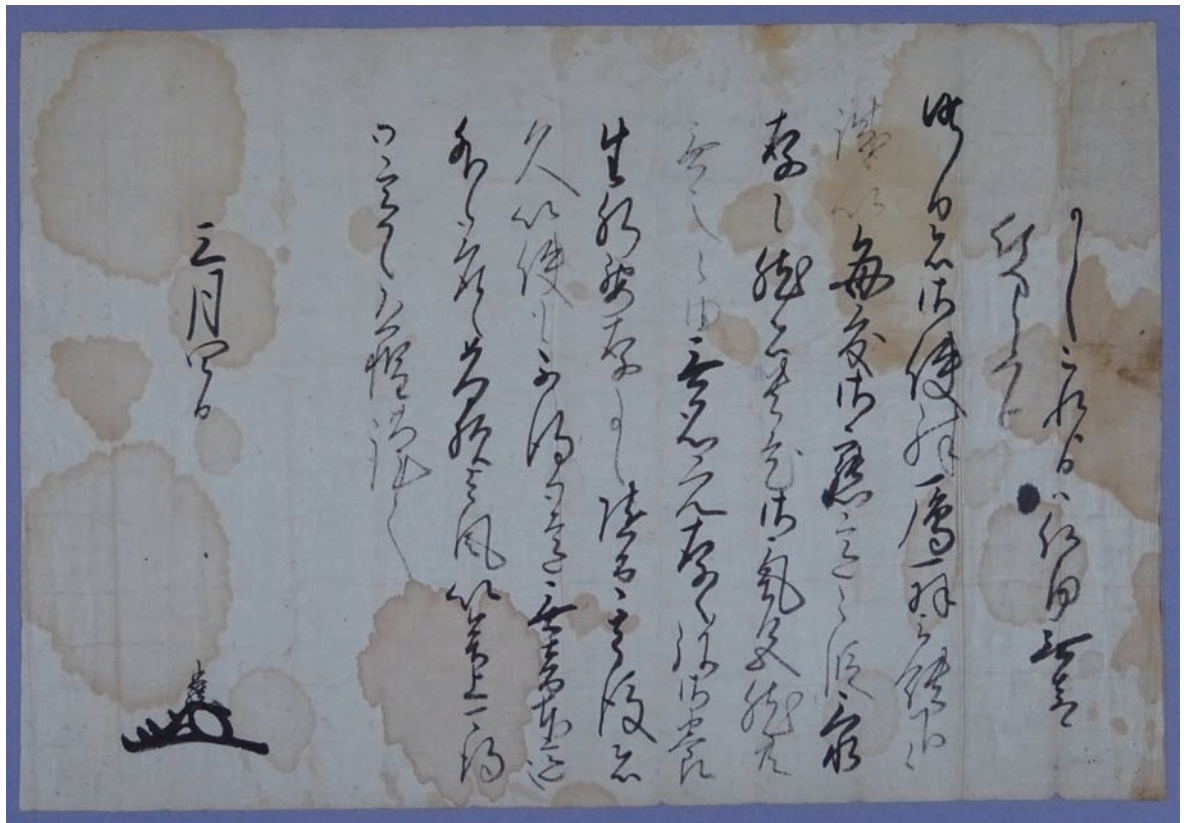


Handwritten Japanese text in cursive style (sōsho) on aged paper. The text is arranged in vertical columns, reading from right to left. The characters are fluid and expressive, typical of the Edo period. The paper shows signs of wear, including tears and discoloration.

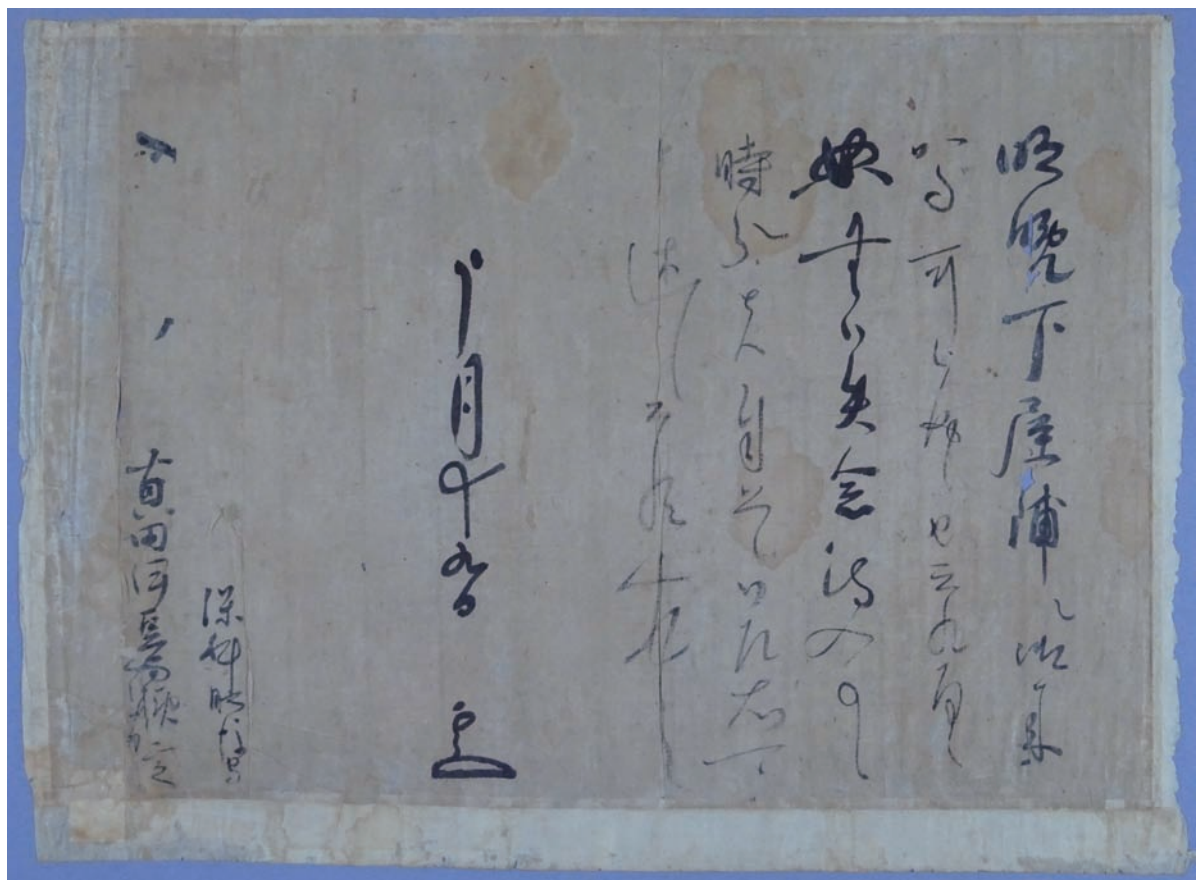
伊達政宗書状

Handwritten Japanese text in cursive style (sōsho) on aged paper, showing significant damage and staining. The text is arranged in vertical columns, reading from right to left. The characters are fluid and expressive, typical of the Edo period. The paper is heavily stained with dark ink or water damage, particularly in the center and lower right areas.

伊達政宗書状



酒井忠勝書状



保科正之書状

福原圭一 真田宝物館所蔵「近世文書群（山寺家文書）」の紹介 参照

真田宝物館所蔵「近世大名書状群（山寺家文書）」の紹介

福原圭一

一、「山寺家文書」について

真田宝物館所蔵「山寺家文書」は、旧松代藩士山寺家に伝来した文書群で、同館が所蔵するのは、平成十七年九月、同十八年三月、同二十三年十月の三度に亘り、山寺家から寄贈されたことによる。^①

山寺家は代々松代藩に仕え、近世後期には山寺常山を輩出したことで知られている。常山は、文化五年（一八〇七）松代に生まれ、藩主真田幸貫のもと、監察・普請奉行、世子傳などの職を務めた。のちには佐久間象山、鎌原桐山とならび「松代三山」と称される。^②その生家は現在「山寺常山邸」として整備・公開されて城下町松代の風情を生み出している。

山寺家文書の総点数は約七五〇を数え、大半がこの常山と家族とのやり取りにかかわる文書である。そのほかにも水戸学で有名な藤田東湖、昌平坂学問所の教授である古賀侗庵、佐久間象山からの書簡なども多い。

ここで紹介するのは、山寺家文書のうち平成二十三年寄贈分（整理記号Q）に含まれている十三通の書状群である。いずれも近世前期から中期の大名どうしが取り交わした書状であることから、「近世大名書状群（山寺家文書）」と呼ぶことにしたい。

しかしながら、書状群の受給者は、いずれも山寺家とは直接関係のない人物がほとんどで、山寺家に伝来した文書とは考えにくい。十三通のうち真田家から流出したと思われるものが三通、酒井家から二通、そのほか

の受給者は統一性がみられない。おそらくは、近世以降のどこかの段階で山寺家により蒐集されたものと考えられる。

二、高田城普請に関わる伊達政宗書状

この「近世大名書状群（山寺家文書）」において、特筆すべきは二通の伊達政宗書状で、そのうち一通が慶長十九年（一六一四）の越後高田城普請に関わる新出の文書である。翻刻は後掲するので、まずは読み下し文を掲げる。

なおもつて、節々御念を入れられ辱く候、道中伝馬人足等数多仰せ付けられ候故、心安くまかり着く義に及ばば、この由御意を得候、以上、

尊書ただ今当地荒井において拝見仕り候、昨日も御使者として朝日丹波殿早々下され候、当所へも両三人遣わされ、種々御念の御振舞以下も仰せ付けらるるの由、千々万々辱き次第に候、御内々にて御館に居り申すべく旨堅く仰せ付けられ候由、所々御代官衆頼りに上げ申され候へども、自分の宿も然るべく候条、御理り申し□□、萬々明日貴意を得るべく候、恐惶謹言、

松平陸奥守

卯月八日

政宗(花押)

料紙は折紙であるが、現状は料紙中間の折目で上下に裁断し、下部の天地を反転させて貼り継いでいる。料紙全体が変色し、中央やや右寄りに四か所の滲みがある。この滲みのようすから、もともとは掛軸として表具されていたことが読み取れる。

宛所の「少将様」は、のちに高田藩主となる松平忠輝のことである。忠輝は徳川家康の六男で、政宗にとつては娘婿にあたる。『仙台市史』によれば、松平忠輝へ送った政宗の書状は三通が知られるが、原本が残るのは一通のみである。³この書状により、新たに原本が加えられたことになる。

慶長十八年（一六一三）幕府から越後高田城の普請を命じられた政宗は、翌十九年三月十六日に仙台を出て、四月八日に越後に着いている。この間の行程は、昭和十三年に発行された『伊達政宗卿伝記史料』に収録された「真山記九」で知ることができる。⁴

三月十六日に仙台を発った政宗は、江戸に立ち寄り同月二十一日まで逗留した。四月一日に改めて越後へ向かい、翌二日は高崎、三日坂本、四日に碓氷峠を越え、五日坂城、六日には善光寺に至り、翌日七日に荒井へ到着している。政宗が普請の拠点とした「府中富岡御飯屋」に入ったのは八日のことで、江戸からは八日間の行程となった。

本文書の日付は卯月八日で、冒頭には「尊書ただ今当地荒井において拝見仕り候」と記される。「真山記」の記す荒井到着の日からは一日遅れることとなる。「明日貴意を得るべく候」とあることから、この翌日に忠輝が政宗を出迎え、対面することが予定されていたと考えられる。

また、普請中の政宗の宿所について、忠輝は「御内々にて御館に居り申すべく旨」を、所々代官を通じて政宗に伝え、自らの「御館」に義父であ

る政宗を迎え入れる意志を示した。しかし、政宗は「自分の宿も然るべく候」と忠輝の申し入れを辞退し、上述のとおり「府中富岡御飯屋」を拠点としたのである。

高田城に移るまで忠輝が居城としたのは福島城であるが、この書状は当時それが「御館」と呼ばれていたことを示しており、今後福島城を考える上で重要な史料となるであろう。

自筆と思われる本文に公用の花押を据え、書止文言も「恐惶謹言」を用いるなど、大御所家康の子としての忠輝に、娘婿でありながら政宗が敬意を払っているようすがうかがえる。

三、山寺家文書の翻刻

文書は真田宝物館の付した整理番号順に配列した。整理番号は、「Q1201」から「Q1201-13」であるが、「Q1201」の部分は省略して枝番号のみを表示した。

翻刻にあたって、文字は原則として通用の字体に改め、適宜読点や並列点を付けた。ただし、慣用的に使われる助詞の「者・而・茂・与・江」などは、そのまま表記している。破損により判読できない場合、文字数がわかるものは□で、不明なときは□□で示した。その部分に書かれた文字が推定できる場合は（ ）で傍らに記した。

字配りは、できるだけ文書の雰囲気を変えないよう留意したが、一部を除き文書どおりの改行はしていない。封に用いた墨引は（墨引）とした。

それぞれの文書の末尾には、参考のために、料紙の形式と大きさ及び人物に関する注を付した。

本稿は、真田宝物館の山中さゆり氏のご依頼による。山中氏には、参考資料の提供、文書の撮影など多くの便宜を図っていただいた。また、翻刻にあたっては上越教育大学の浅倉有子、新潟県立歴史博物館の前嶋敏両氏

から、脇坂安元書状については東京大学史料編纂所の村井祐樹氏、伊達政宗書状については仙台市博物館の佐々木徹、明石治郎両氏から、それぞれご教示を得ることができた。ここに記して感謝の意を表したい。

不慣れた近世文書の翻刻であるため、多くの誤りがあると思われるが、読者からのご教示をお願いする。

【注】

- (1) 山寺家文書の概要については、山中さゆり氏提供の資料によった。
- (2) 山寺常山については、信濃教育会更科部会・同埴科部会編『更級郡・埴科郡人名辞書（復刻版）』（象山社、一九八八年）、及び小関悠一郎「松代藩士山寺常山の人物像形成と伝記資料」（『松代』第二九号、松代文化施設等管理事務所、二〇一五年）を参照した。
- (3) 『仙台市史』資料編十一 伊達政宗文書二（仙台市、二〇〇三年）の一五〇七号（原本）、一五五二号、一五五五号。
- (4) 「真山記九」（財団法人藩祖伊達政宗公顕彰会編『伊達政宗卿伝記史料』同会発行、一九三八年、七九四〜七九五頁）。

一、脇坂安元書状

〔端裏ウハキ〕

脇淡路守

〔墨引〕 □光寺清左衛門様

御報

安元

尚々、鷹近日居可参候者、御満足折角御待被成候由、御氣入候へ
かしと存事候、以上、

御状忝拜見申候、然者、小板伏見より小遠州物数寄珍敷焼杉自賃て常
遣被申候ヲ、去方より参候由而被懸御意、誠寄思召度々忝存候、一段
見事御座候間、可申請候得共、此小板合申風所持不申候間、返還仕
候、将又、仁右せめ馬一見被成度由、貴様御縁類衆被仰候間、私処而
被乗候刻、前日御左右可申由得其意申候、併今程仁右普請を被致候付
而、此方へ不被参候間、左様御心得可被成候、我等此中者馬ハか、り
不申候、甚太郎馬数寄申候間、仁右被参せめ被申候者御左右可申候、恐
惶謹言、

七月三日

安（花押）

【料紙】 縦紙、縦三五・〇cm×横五二・五cm、

【人物】 差出の脇淡路守は、脇坂安元（天正十二年（一五八四）〜承
応二年（一六五四））。安元の淡路守補任は慶長五年（一六〇〇）の
こと。宛所の□光寺清左衛門は未詳。本文中にみえる小遠州は、小
堀政一（天正七年（一五七九）〜正保四年（一六四七））。政一の遠
江守補任は慶長十三年（一六〇八）のこと。

二、伊達政宗書状

追而申入候、被寄思召御音信、還而御隔心之様に存候、其元永々

御逗留□機遣察入存候、以上、

御使札、殊我等罷下時□為餞帷子五之内、単物二・麻衣三、香霽散五
百服贈預別而忝候、其元永々御逗留御太儀候、明日罷下事候、来冬者
罷上心静可申承候、猶令期後音候、恐惶謹言、

松平陸奥守

五月十三日

□□（政宗）（花押）

○本文書は、政宗が五月十四日に江戸を発って仙台へ向かい、十一月
十一日に再び江戸へ戻る慶長十六年（一六一一）に比定できる（明
石治郎氏のご教示による）。

【料紙】 折紙（現状は見返しを裁断。料紙の下部に折目が残る）、縦
一八・二cm×横五〇・九cm、

【人物】 松平陸奥守は、伊達政宗（永祿十年（一五六七）〜寛永十三
年（一六三六））。政宗の陸奥守補任は、慶長十三年（一六〇八）の
こと。

三、伊達政宗書状

尚以、節々被人御念辱候、道中伝馬人足等数多被仰付候故、及心安
罷着義者、此由得御意候、以上、

尊書唯今当地於荒井拜見仕候、昨日も為御使者朝日丹波殿早々被下候、
当所へも両三人被遣、種々御念御振舞以下も被仰付之由、千々万々辱次
第候、御内々而御館居可申旨堅被仰付候由、所々御代官衆類上被申
候へ共、自分之宿も可然候条、御理申□□、萬々明日可得貴意候、恐惶
謹言、

卯月八日

少将様

尊酬人々御中

松平陸奥守

政宗（花押）

○本文書は、慶長十九年（一六一四）のもの。

【料紙】折紙（現状は折紙を裁断し上下に並べて裏打ちする。料紙上
の下部に折目が残る。）、上縦一七・一cm×横五一・二cm、下縦一
六・七cm×横五一・〇cm、

【人物】宛所の少将は松平忠輝（天正二十年（一五九二）〜天和三年
（一六八三））。忠輝の右近衛少将補任は慶長十年（一六〇五）のこ
と。本文中の朝日丹波守は、忠輝の家臣と思われるが未詳。

四、某書状

〔編裏ウハ巻〕

（墨引） 学智房

机下

（花押）

貴面にて来

駕希候也、

只今者同足坊灌頂にて

八月廿九日

隙入候由、堅承候、

別而急用にても

候ハす候へとも、されとも

今晚中_二

申入度候条、其許処にても



（花押）

不苦候ハ、急度

○本文書の字配りは、原本のとおりとした。

【料紙】 縦紙、縦三〇・四cm×横四二・三cm、

【人物】 差出人・宛所の学智房ともに未詳。

五、伊達吉村書状

〔編裏ウハ巻〕

（墨引）

真田出羽守様

人々御中

吉村

松平陸奥守

一筆令啓達候、今度 將軍 宣下為御祝儀、来ル廿三日能致興行候、
五時過御入来可忝候、為其如此候、恐惶謹言、

七月十六日

吉村（花押）

【料紙】 縦紙、縦三七・六cm×横四四・五cm、

【人物】 差出の松平陸奥守吉村は、伊達吉村（延宝八年（一六八〇）
〜宝暦元年（一七五二））。吉村の陸奥守補任は元禄十六年（一七〇
三）のこと。宛所の真田出羽守は、真田信弘（延宝六年（一六七八）
〜元文元年（一七三七））。信弘が出羽守を称するのは宝永元年（一
七〇四）から享保十二年（一七二七）の間。

六、生駒高俊書状

〔編裏ウハ巻〕

（墨引）

堀美作様

生駒志岐_守

〔高俊〕

以上、

昨日者御来□忝存候、令他行不能面上御残多存候、随而来月十日之朝、被召寄之義過分存候、被入御念被仰置之通得其意候、大学申合必以參可得御意候、恐惶謹言、

正月十六日

高俊（花押）

【料紙】 堅紙、縦三六・一cm×横五二・五cm、

【人物】 差出の生駒壱岐は、生駒高俊（慶長十六年〈一六一二〉〜万治二年〈一六五九〉）。高俊の壱岐守補任は、寛永三年〈一六二六〉のこと。宛所の堀美作は堀親良（天正八年〈一五八〇〉〜寛永十四年〈一六三七〉）、もしくは堀親昌（慶長十一年〈一六〇六〉〜延宝元〈一六七三〉）に比定できる。親良の美作守補任は天正十九（一五九二）、親昌の美作守叙任は寛永十七年（一六四〇）。本文中の大学は未詳。

七、酒井忠勝書状

（端裏ウハ書）

酒井讚岐守

（墨引） 真田伊豆守様

人々御中

忠勝

尚々、これよりハ如何無恙仕へく候、以上、

昨日者御使、殊罵一羽被贈下候、誠以毎度御懇意之段忝存候、然者貴老御気色然共無之候由、無心元存候、弥御養生肝要存事候、随而其後者久以使も不得御意、無音本意之外御座候、如何様与風以參上可得御意候、恐惶謹言、

三月四日

忠勝（花押）

【料紙】 堅紙、縦三一・〇cm×横四五・五cm、

【人物】 差出は酒井忠勝（天正十五年〈一五八七〉〜寛文二年〈一六六二〉）。忠勝の讚岐守補任は慶長十四年〈一六〇九〉のこと。宛所の真田伊豆守は、真田信之（永禄九年〈一五六六〉〜万治元年〈一六五八〉）。信之の伊豆守補任は文禄三年〈一五九四〉。

八、保科正之書状

明晩下屋舗御来駕可被成之由、忝存候、必無御失念待入事候、時分者自是御左右可申述候、恐惶謹言、

十月十九日

正之（花押）

（端裏ウハ書）

保科肥後守

（墨引） 真田伊豆守様

人々御中

正之

【料紙】 堅紙（現状は、端裏ウハ書を裁断し料紙の奥に貼る）、縦三一・五cm×横四一・二cm（端裏ウハ書部分も含む）、

【人物】 差出は保科正之（慶長十六年〈一六一二〉〜寛文十二年〈一六七三〉）。正之が肥後守を名乗ったのは寛永八年（一六三一）から正保二年（一六四五）の間。宛所は真田信之。

九、松平直政書状

一書致啓上候、先以両上様御機嫌好可被為成御座与、乍恐目出度奉存知候、然者年頭之御祝儀為可申上、嶋田甚左衛門と申者差上ケ候間、可然様御指図奉憑存候、猶期後慶之時候、恐惶謹言、

松平出羽守

十一月廿七日

直政（花押）

酒井備後守様

人々御中

【料紙】折紙、縦三五・七cm×横五一・〇cm、

【人物】差出は松平直政（慶長六（一六〇二）〜寛文六（一六六六））。

直政の出羽守補任は元和二年（一六一六）宛所の酒井備後守は、酒

井忠利（永祿二（一五五九）〜寛永四（一六二七））、もしくは酒井

忠朝（元和五年（一六一九）〜寛文二年（一六六二））と考えられ

る。忠利の備後守補任は慶長十一年（一六〇六）、忠朝は寛永八年

（一六三二）に補任。

一〇、石川憲之^カ書状

尚々、三撰津守殿頼而

振舞可申と存候、森下総殿・

昨日者致懇得御意

大宮内殿も尋可申由存候、御兩人

大慶^ニ奉存候、天氣悪

手透之日限とひ給へく候、

御座候、御気に御さわり不申候哉

様子申参候ハ、重而可申上候、以上、

無御心元存候、拙者眼病よ程

快氣仕候故、先刻伊豆殿へ

御見舞申候、兎角御切紙

かへり申而拜見仕候、其元与

被聞候通、別而かハリたる

事無御座候、御返事

可致候、尚近日参候而可申上候、

恐惶謹言、

三月九日

（花押）

石川主殿頭

（墨引） 石播磨様

人々御中

□□

○本文書の字配りは、原本のとおりとした。

【料紙】 縦紙（現状は、端裏ウハ書を裁断し料紙の奥に貼る）、縦二七・〇cm×横四九・〇cm（端裏ウハ書部分も含む）、

【人物】 差出の石川主殿頭は、石川憲之（寛永十一年（一六三四）〜宝永四年（一七〇七））と思われる。憲之の主殿頭補任は承応元年（一六五二）のこと。以下の人物比定は、差出人が石川憲之である

ことを前提にしている。宛所の石播磨は石川総長（慶長十年（一六〇五）〜寛文元年（一六六一））で、総長の播磨守叙任は寛永十八

年（一六四二）のこと。また、本文中の、伊豆殿は松平信綱（慶長元年（一五九六）〜寛文二年（一六六二））、三撰津守は三枝守俊（寛

永十八年（一六四二）〜宝永五年（一七〇八））、森下総は森川重名（慶長十八年（一六四二）〜寛文六年（一六六六））に比定できる。

信綱の伊豆守補任は元和九年（一六二三）、守俊の撰津守補任は明暦二年（一六五六）、重名の下総守補任は万治二年（一六五九）の

こと。大宮内については、該当者が多く確定はできない。

一一、阿野公業書状

今日者首尾能御暇被下、忝次第候、御礼参候处、御登城故、申残候、将又、御使者、殊御帷子单物^三被懸御意候、乍自由為御礼申入候、恐々謹言、

閏五月十六日

公業

阿野宰相

(墨引) 酒井河内守様

御報

公業

^(奥ウハ書)

【料紙】 堅紙、縦三〇・一cm×横四二・七cm、

【人物】 差出は阿野公業（慶長四年（一五九九））天和三年（一六八三）。宛所の酒井河内守は酒井忠清（寛永元年（一六二四））延宝九年（一六八一）で、忠清が河内守を名乗ったのは寛永十五年（一六三八）慶安四年（一六五二）の間。

一二、黒田長政書状

^(端裏ウハ書)

黒筑前守

(墨引) 土大炊助様

人々御中

長政

以上、

先刻者預御使者、殊更御鷹之鷹一羽被懸御意、忝存候、登城仕、御礼致延引候、一昨日候哉、母候者所へも鷹一羽被遣候、御事繁候^三節々御心付、過分之至書中^三不得申上候、其砌も以書状可申入候と存候つれ共、却而御披見も如何と致思慮候き、御用多半不及御報候、恐惶謹言、

三月朔日

長政（花押）

○紙背には、何かの下書きと思われる別筆の書き込みがあるが、読めない部分も多いため翻刻は割愛した。

【料紙】 堅紙、縦三一・一cm×横四五・六cm、

【人物】 差出は黒田長政（永禄十一年（一五六八））元和九年（一六二二）。長政の筑前守叙任は慶長八年（一六〇三）のこと。宛所の土大炊助は土井利勝（元龜四年（一五七三））寛永二十一年（一六四四）。利勝の大炊助補任は慶長十年（一六〇五）のこと。

一三、立花忠茂書状

^(端裏ウハ書)

立花左近

(墨引) 酒井備後守様

貴報

忠茂

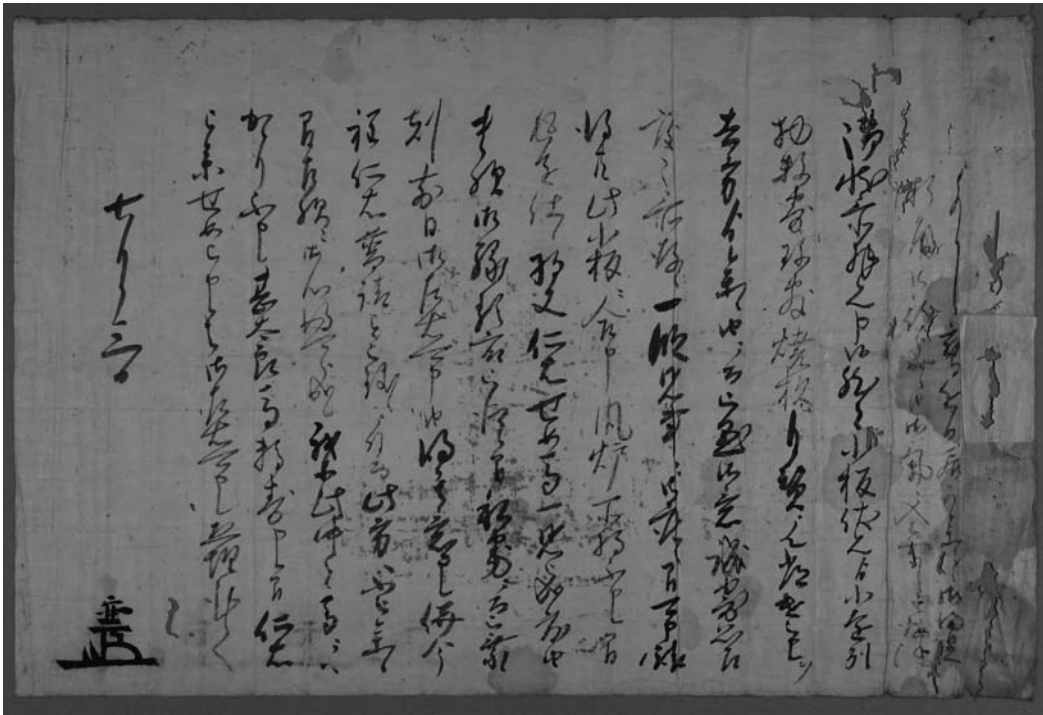
昨日使者遣之候付而、被入御念預御使札、忝令拜見候、如仰一昨日者首尾能致 御目見候处、種々 御懇之 上意之趣、誠以忝仕合不浅儀共御座候、猶期貴面之時候、恐惶謹言、

卯月十一日

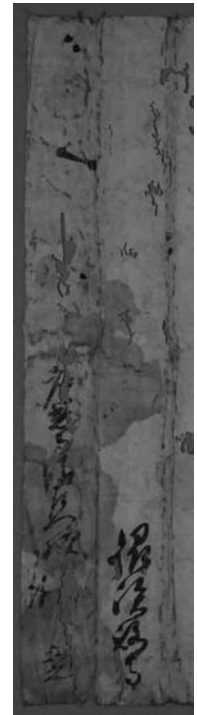
忠茂（花押）

【料紙】 堅紙、縦三四・七cm×横四八・二cm、

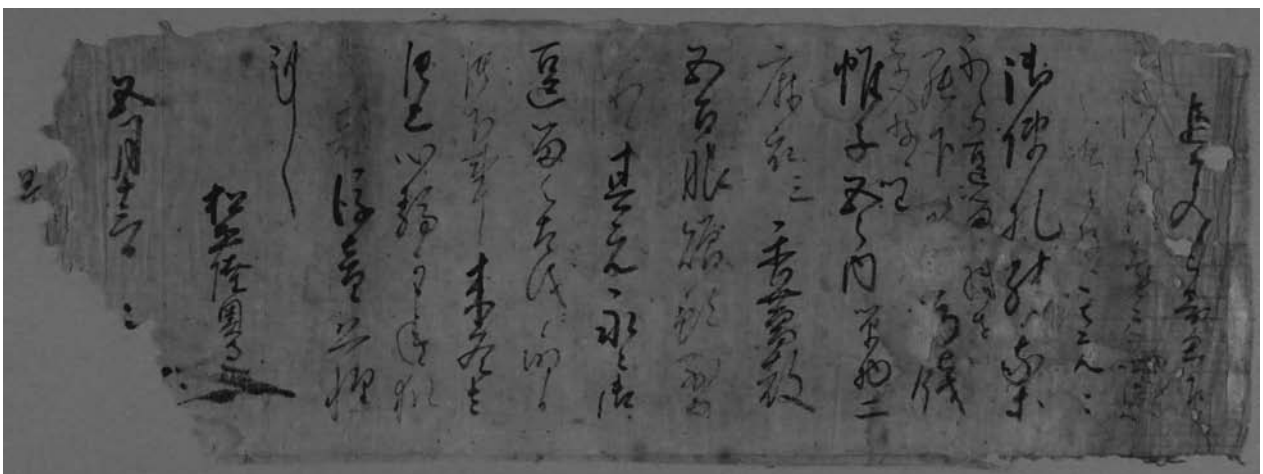
【人物】 差出は立花忠茂（慶長十七年（一六一二））延宝三年（一六七五）で、左近将監補任は元和八年（一六二二）のこと。宛所の酒井備後守は酒井忠利（永禄二年（一五五九））寛永四年（一六二七）。忠利の備後守補任は慶長十一年（一六〇六）のこと。



1 脇坂安元書状



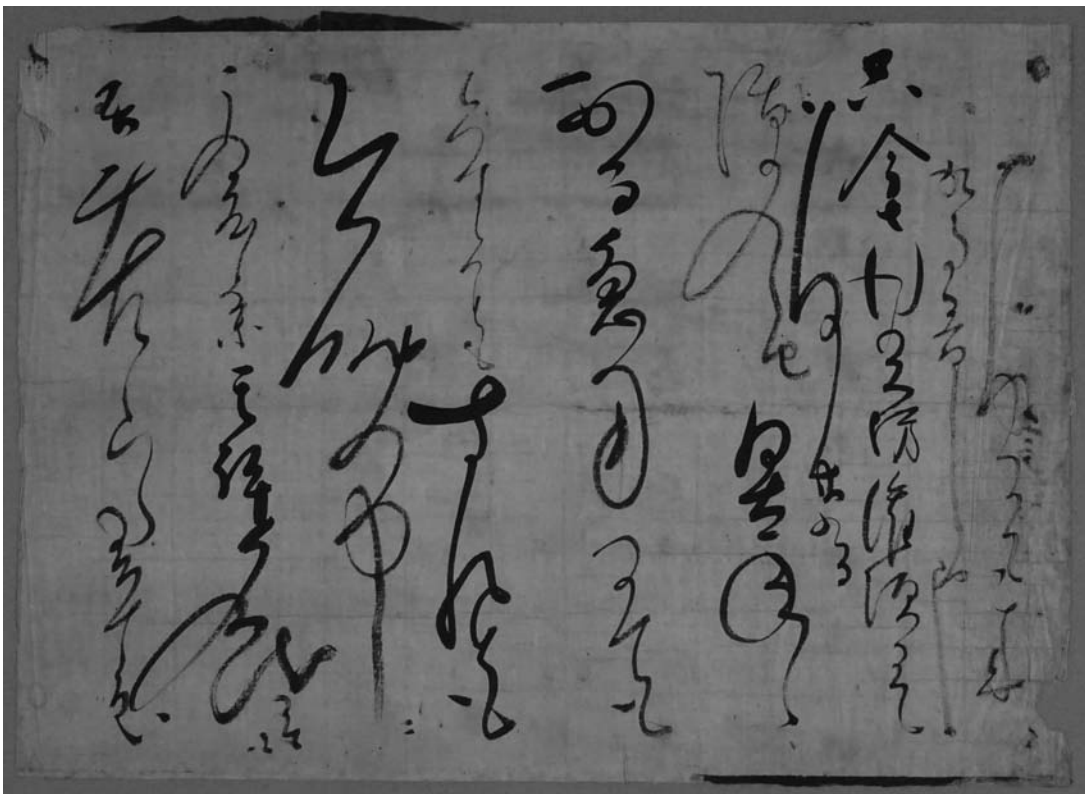
(端裏ウ八書)



2 伊達政宗書状



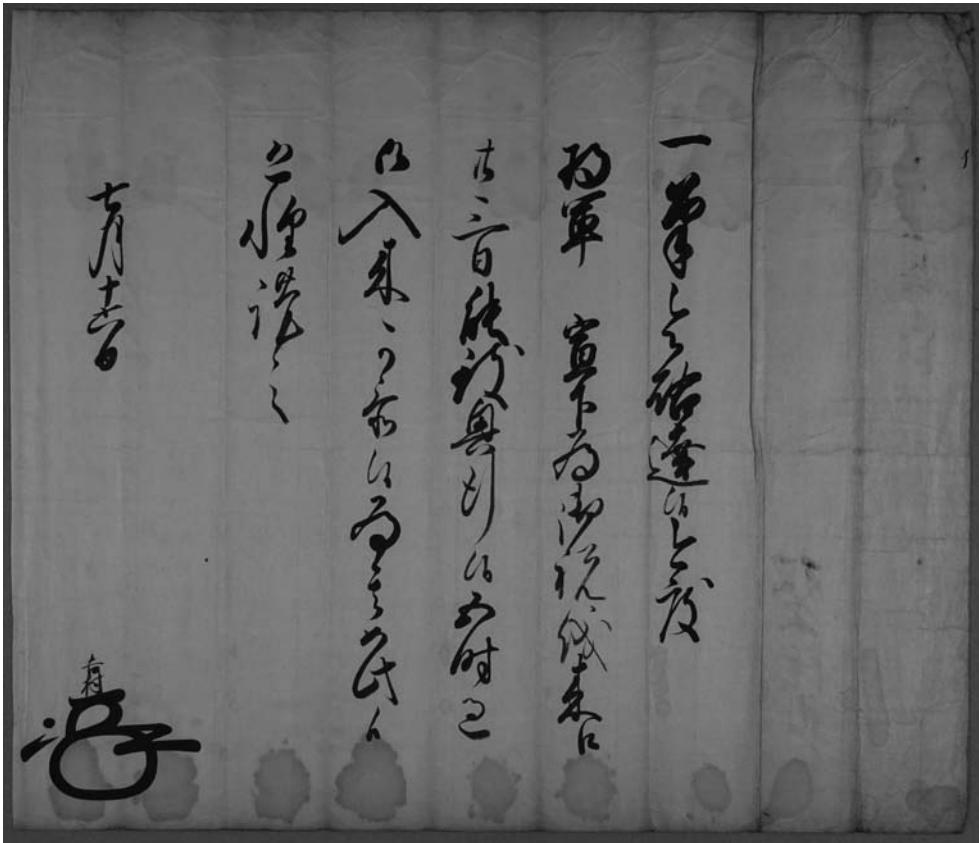
3 伊達政宗書状



4 某書状



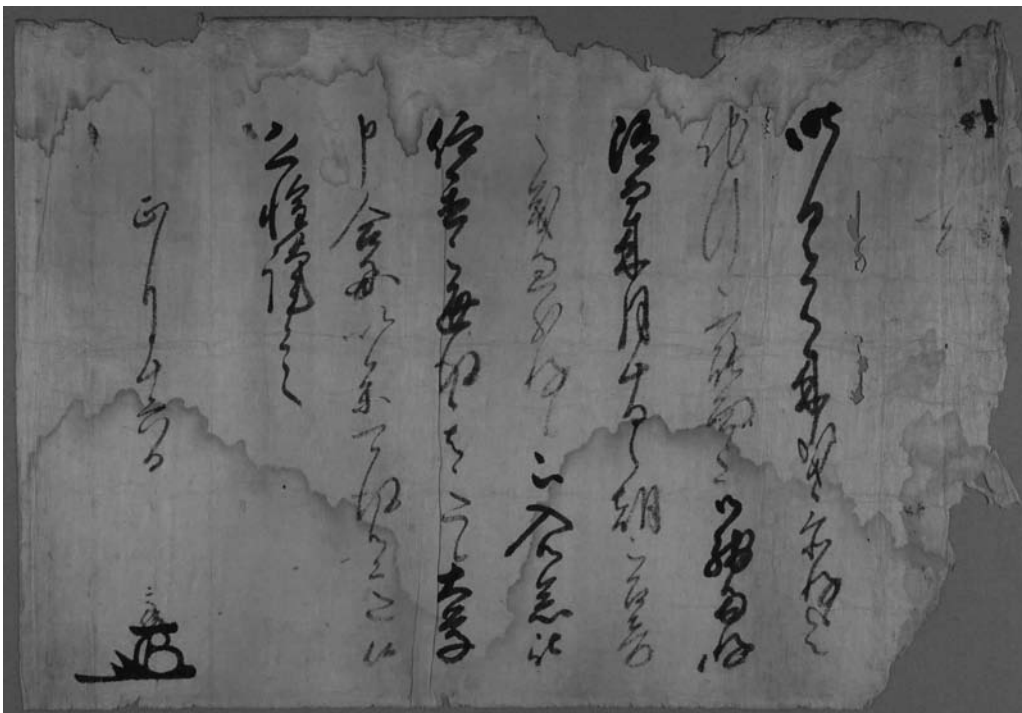
(端裏ウハ書)



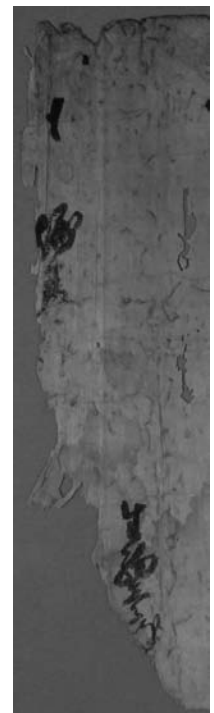
5 伊達吉村書状



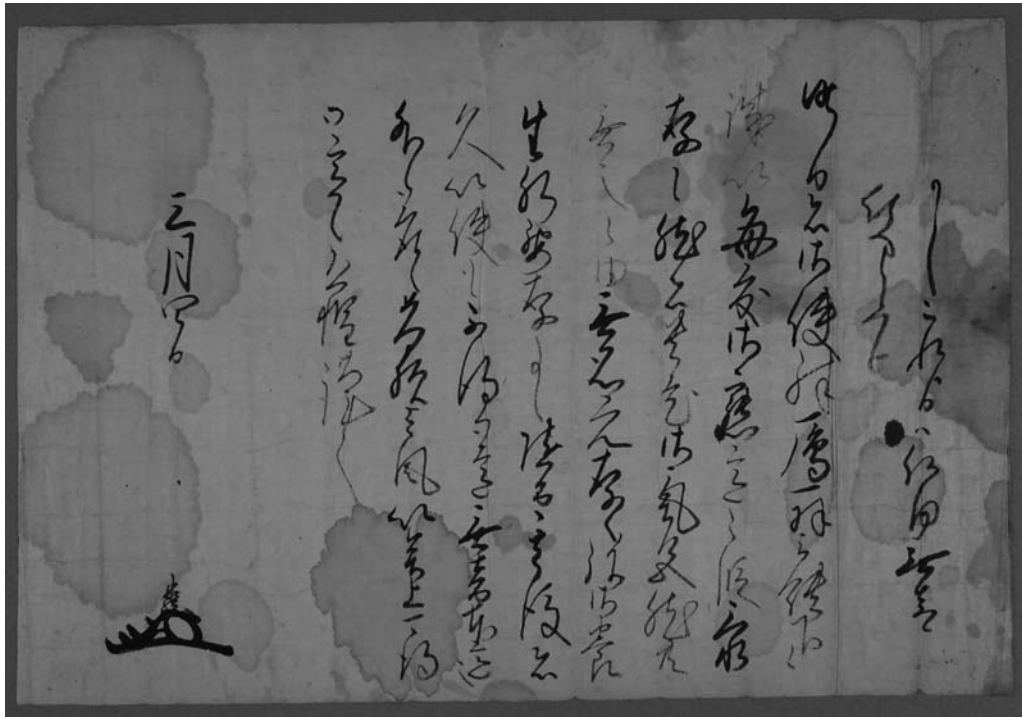
(端裏ウハ書)



6 生駒高俊書状



(端裏ウハ書)



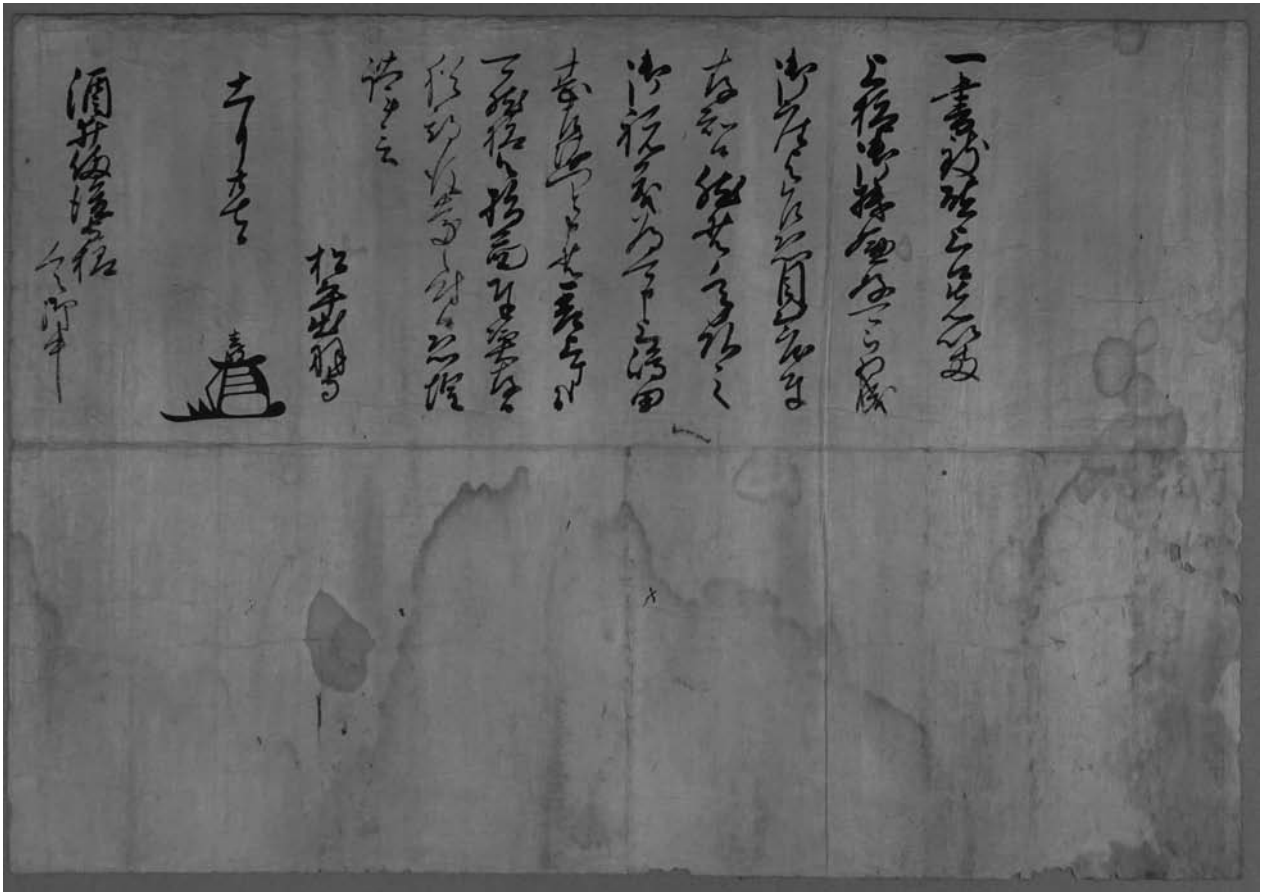
7 酒井忠勝書状



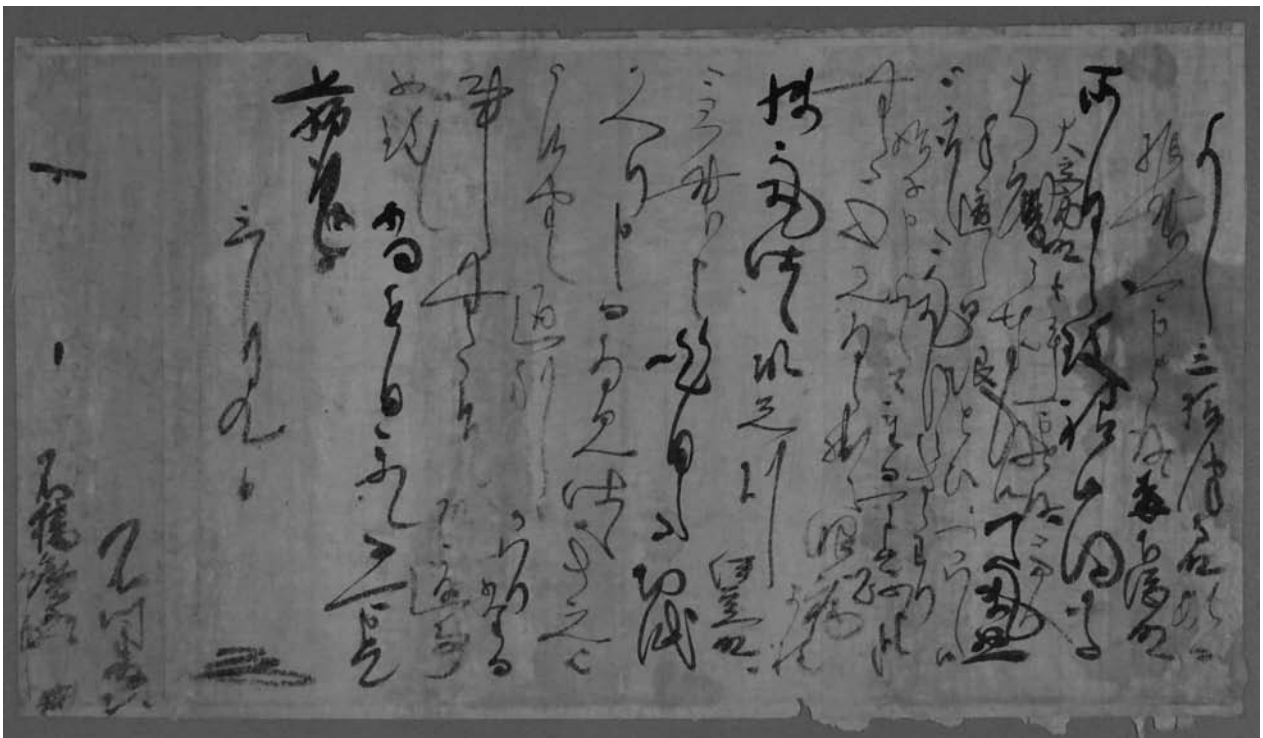
(端裏ウハ書)



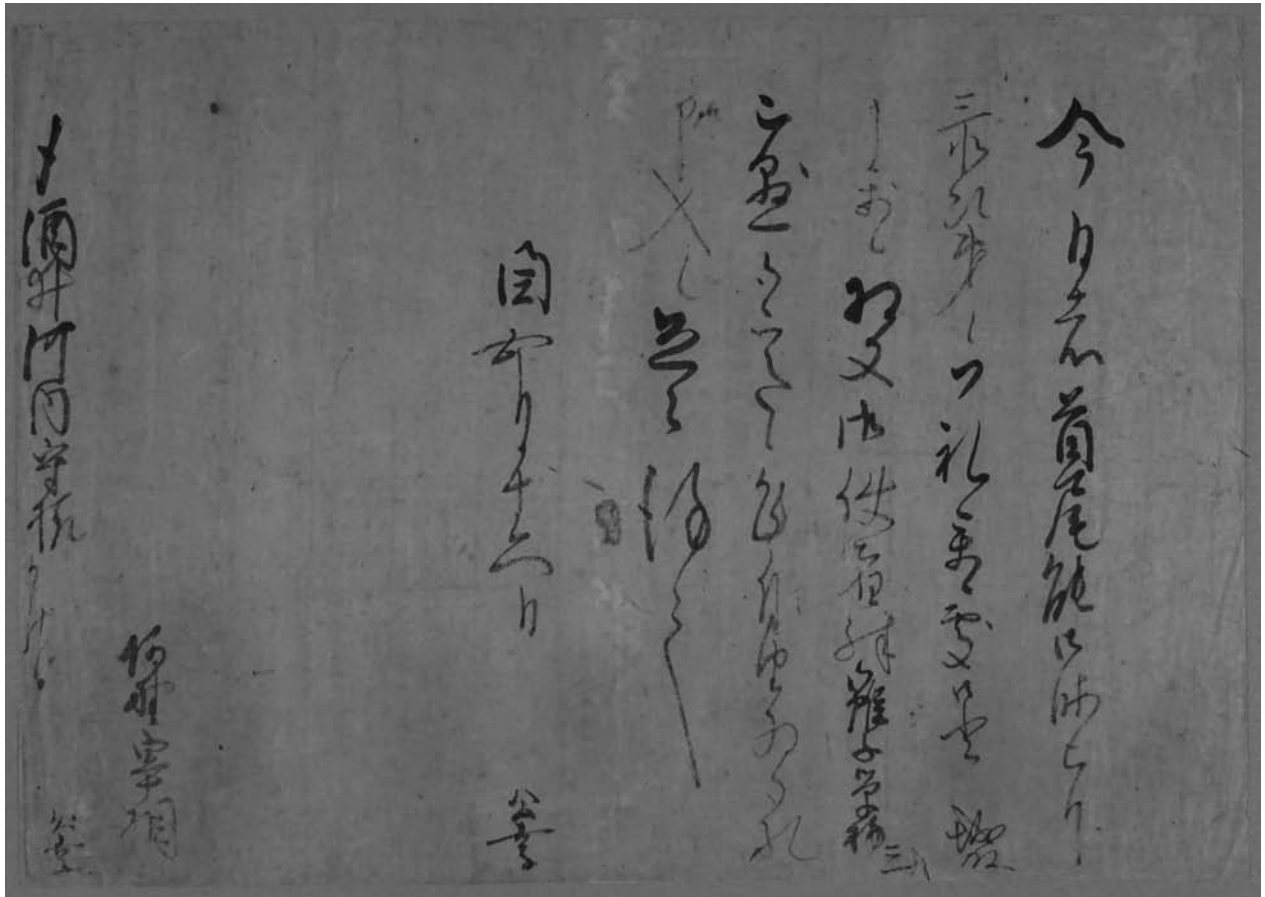
8 保科正之書状



9 松平直政書状



10 石川憲之書状



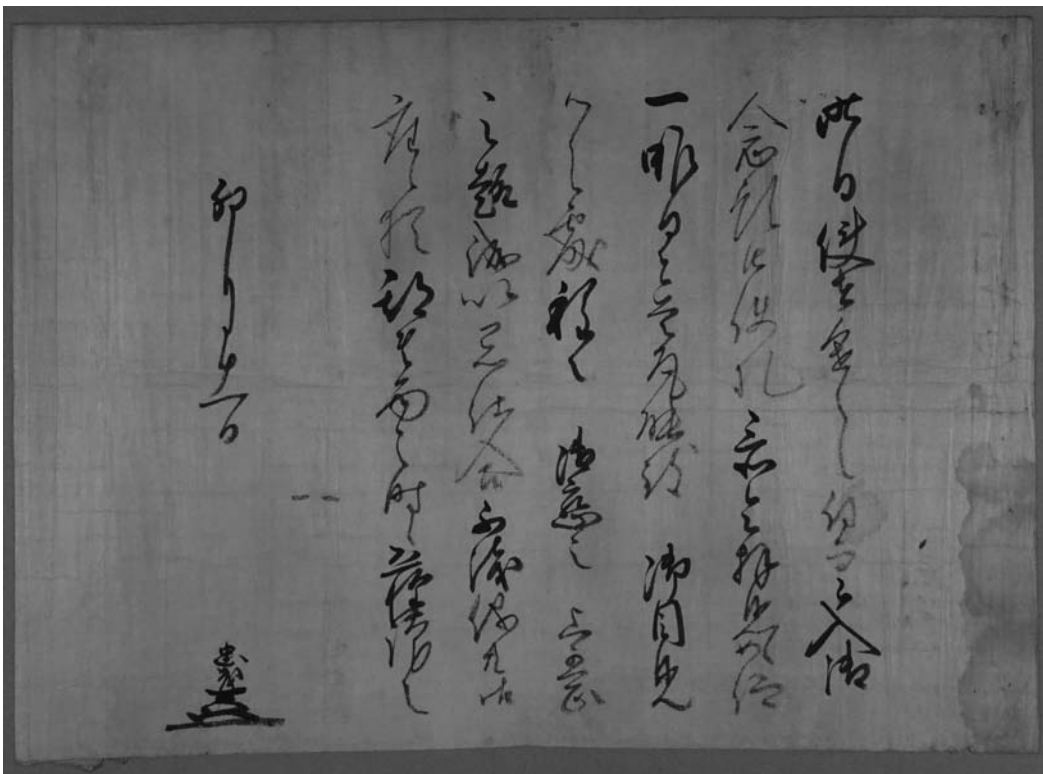
11 阿野公業書状



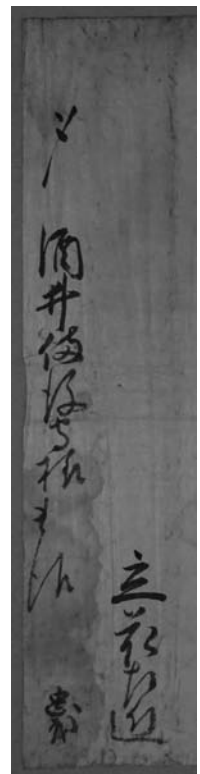
12 黒田長政書状



12 黒田長政書状（紙背）



13 立花忠茂書状



（端裏ウハ書）

田中家伝来 ペリー来航関係下絵について

溝 辺 いずみ

はじめに

嘉永七年（一八五四）一月十六日、蒸気船三隻を含む九隻の大艦隊を率いてペリーが柴村沖^①へ再来航する。幕府はペリーとの応接地をめぐる交渉二週間を経て、横浜村^②に応接場を設けた。そして二月十日に応接場にて交渉が開始された。このとき松代藩は、小倉藩とともに幕府から横浜応接場周辺の警衛を命じられ、およそ四百人の松代藩士が約二ヶ月の間、横浜村に滞在した。

真田宝物館所蔵の真田家伝来資料に、ペリー来航に関する絵を描いた「浦賀紀行図」がある。甲・乙の二巻からなり、甲巻は、縦三〇cm・横一〇m二〇cmの卷子に仕立てられたもので、紙本着色。一場面構成され、アメリカ人水兵ロバート・ウィリアムズの墓標からはじまり、楽器、傘、小柴沖船中眺望、蒸気船と軍艦、永神寺境内より浦賀一望、西浦賀より眺望、明神崎新規御台場、燈明堂の眺望、久里浜、ペリー及びアメリカ水兵の姿が描かれる。乙巻は、縦二八cm・横七m七五cmの卷子に仕立てられたもので、紙本着色。全部で八場面から構成され、内容は甲巻とほぼ同じだが、巻頭に古賀茶溪の題字が書き込まれている^③。作者については松代藩医師・高川文筌筆と伝えられているが、落款が無く明確にはされていない。このたび、高川家と親戚関係にあたる田中家に伝来した、文筌が描いたとされる下絵を拝見させていただく機会を得た。田中家は、文筌の養父・

楽真（泰順）の妻の実家であり、文筌が松代へ来た際には田中家に滞在したという。そのため、文筌の描いた下絵などが本資料の他にも田中家に多く残されている。下絵の中にはペリー来航に関するものが含まれ、注目すべきは、「浦賀紀行図」に含まれるものと同図のものが含まれている点である。この下絵は、もとはそれぞれ一紙であったものを、近年になってつなぎ合わせられ、現在では二巻の卷子様に仕立てられている。

本稿では、この文筌筆と伝わる田中家伝来ペリー来航関係の下絵を紹介するとともに、真田家伝来「浦賀紀行図」と比較し、若干の考察を述べたい。

一、田中家伝来の下絵について

田中家伝来の下絵は、全長五m二八cmの卷子様に仕立てられたもの（以下、下絵一）と、全長五m五九cmの卷子様に仕立てられたもの（以下、下絵二）があり、一紙ごとの縦横の寸法は様々である。材質は紙本墨画で、下絵一・下絵二ともに一〇場面から構成される。次に、それぞれの場面を見ていきたい。

なお、下絵に題名が入っているものは「」内にそのまま表記し、下絵に題名が無く、同様の絵が「浦賀紀行図」にある場合は、「浦賀紀行図」の題名に準じ（ ）内に表記した。下絵に題名が無く、同様の絵が「浦賀紀行図」にも無い場合は、筆者が題名をつけ、そのまま表記した。

(一) 下絵一

・第一場面 ロバート・ウィリアムズの葬列（一七・七 cm × 三〇・七 cm）
↓三一頁参照

嘉永七年（一九五四）二月十日、横浜村応接場で第一回目の会談が行われた。その際、航海中に亡くなってしまったアメリカ人水兵ロバート・ウィリアムズを埋葬させてほしいと依頼があった。話し合いの結果、横浜村増徳院境内の一部を提供することに決まる。下絵は、翌十一日午後五時頃、牧師や海兵隊員らによる葬列が増徳院へ向かう様子を描いたもの。

・第二場面 アメリカ人水兵（一七・七 cm × 四〇・六 cm）↓三一頁参照

上陸したアメリカ人水兵を写生したもの。特に顔については細部まで注目して写生し、肩章の形や色などについても詳細に記している。

・第三場面 「増徳院境内望芙蓉峯」（一七・七 cm × 六四・八 cm）↓三一頁参照

第一場面での、増徳院からの眺望を描いたもの。右から、横浜村応接場、横浜村の鎮守であった洲乾弁天⁵や会所が描かれる。また遠方には、右から秩父の山々、大山、富士山、箱根山などが見える。

・第四場面 神奈川からの横浜眺望（一七・六 cm × 六六・二 cm）↓三二頁参照

応接場の対岸にあたる、現在の神奈川区域から横浜方面を描いた下絵。遠方には右から富士山、箱根山が見え、手前には野毛村⁶、洲乾弁天、左側に応接場と横浜村が描かれる。

・第五場面 銃（一七・八 cm × 四〇・六 cm）↓三二頁参照

洋式銃を描いたもの。銃の金具部分（フリントロックの構成部分か）を中心に、様々な方向から写生をしている。

・第六場面（ロバート・ウィリアムズの墓石）・富士山・農機具（一七・八 cm × 六六・二 cm）↓二五頁参照

右から、アメリカ人水兵ロバート・ウィリアムズの墓石、富士山、二月十五日に陸揚げされたペリーから幕府への貢献品の農機具が描かれる。墓石は黒塗で白字であったこと、碑文が彫られた墓石は厚みが二寸、丈は四尺ほど、幅は三寸ほどで頭の方へ建てられ、イニシャルが彫られた墓石は厚みが一寸五分、丈が二尺五寸程、幅が一寸程で足もとに建てられたことがわかる。

貢献品については、「十五日献貢物之節ペルリ病氣ニ付船将アポット上陸 白髪 士将十七人程」と記され、病気のペリーの代理で船将（キャプテン）のアポット（J・Abbott）が上陸したこと、白髪であり、十七人の水兵を従えていたことがわかる。

・第七場面 バッテラ（短艇）（一七・七 cm × 六六・二 cm）↓三二頁参照

艦隊に附属するバッテラと呼ばれる短艇が描かれる。様々な角度から描かれており、船内のパネルであろうか、「FRANCIS' METALLIC LIFE-BOAT」と記され、救命ボートとして備えられていたことがわかる。ペリーから幕府への貢献品は、二四隻のバッテラで陸揚げされたという。

・第八場面 農機具（一七・七 cm × 六六・二 cm）↓三二頁参照

貢献品が描かれる。右から、犁のようなもの、シャベル、脱穀機のようなもの、藁切断機であろうか「ヲシキリ」と書かれたものなど、様々な農機具が描かれる。緻密な場所は拡大して写生し、英字部分もそのままに写生している。製粉機のようなものには「BSWIFT PATENT 1845」とあり、アメリカでも最新のものを持ちこんだことが伺える。

・第九場面 農機具（一七・七 cm × 六六・四 cm）↓三三頁参照

こちらにも貢献品が描かれる。右からポンプ、薬研に似た何かをすり潰すであろうもの、プラウ（片犁）のような耕起機具、種をまく点播機のような機具が描かれる。

・第一〇場面 農具（一七・七 cm × 二六・三 cm）↓三三頁参照

貢献品が描かれる。つるはしや中引き、シャベルのような農具が描かれるが、紙が途中で切断されている。

(二) 下絵二

・第一場面（小柴沖船中眺望）（一七・七 cm × 四五・三 cm）↓二六頁参照

小柴沖から見た、現在の金沢区海岸から横須賀の猿島あたりの眺望を描いたもの。東京湾へ入ったペリー艦隊であろうか、五艘の帆船の姿が見え、上にも七艘の帆船や蒸気船が写生される。

・第二場面（小柴沖船中眺望）（一七・七 cm × 六五・九 cm）↓二六頁参照

第一場面と同様、小柴沖から見た、現在の金沢区海岸から横須賀の観音崎あたりの眺望が描かれ、夏島付⁷近には七艘のペリー艦隊が描かれる。

第一場面より陸地の形など、詳細に描写されている。上部には「猿島自大津望図」として、猿島より見た大津の様子⁸が描かれる。

・第三場面「永神寺境内より一望の図」（一七・八 cm × 六六・〇 cm）↓二八頁参照

東浦賀南端にあった永神寺⁹から見た、西浦賀眺望を描く。淨福寺や叶明神¹⁰、現在の西叶神社社務所あたりに江戸時代まで存在した感応院西榮寺、「新規御台場」と書かれた平根山台場などが描かれる。平根山台場は、天保八年（一八三七）のモリソン号を砲撃した台場として有名である。左には、屋形浦（館裏）という地名の場所に御船蔵と御米蔵があり、その間に「夷人応接小屋 普請中」とある。この応接小屋は、嘉永六年（一八五三）、ペリーの久里浜上陸の後、翌年のペリー応接に備えて建てられたものである。実際には、ペリーはこの浦賀の応接小屋に納得せず、横浜での交渉に移ることとなる。「普請中」とあることから、この下絵が嘉永六年のペリー初来航から、翌年正月十六日のペリー再来航の間に描かれたものと考えられる。そしてさらに左には、「彦根」と記され、ここに弘化四年（一八四七）から川越藩とともに三浦半島の警備をする彦根藩陣屋¹¹があったことを示している。

・第四場面 永神寺境内より一望の図の続き・「新規御台場（明神崎台場）より叶明神山上下シ見る図」（一七・八 cm × 六六・〇 cm）↓二九頁参照

第三場面の左続きが描かれる。浦賀奉行所の処刑場であった仕置場、燈明堂¹²、遠方には浮島や上総国（千葉県）の鋸山が見える。左には「新規御台場 自叶明神山 上下シ見図」とあり、叶明神より見た明神崎台場の鳥瞰図が詳細に描かれている。また、「向辰巳」とあることから、辰巳の方向である東南向きに立って描かれたとわかる。

・第五場面 「燈明堂より望む浦賀港の図」(一七・七cm×六六・一cm) ↓
三〇頁参照

西浦賀南端の燈明堂から見た浦賀港と鴨居沿岸の眺望を描く。右から浦賀市観音崎、鴨居御台場¹³、鳥ヶ崎御台場、新御台場(明神崎台場)、浦賀港、平根山台場が描かれる。左には彦根藩陣屋、「刑罪場」と記された浦賀奉行所の処刑場が碑とともに描かれている。

・第六場面 「西浦賀より望む東浦賀の図」(一七・七cm×六五・八cm) ↓
二九頁参照

西浦賀から東浦賀眺望を描く。右から明神崎台場、東叶神社、永神寺、東林寺、専福寺、顕正寺、乗誓寺などが描かれ、中央には「御製造軍艦長サ二十間」として、嘉永六年九月から製造が始められた幕府の洋式軍艦「鳳凰丸」とみられる製造途中の軍艦が描かれる。左へ目を移すと、貸蔵、万法院(満法院)¹⁴など、現在の浦賀駅あたりまでの景色が描かれる。

・第七場面 「久里浜」(一七・八cm×六六・〇cm) ↓三〇頁参照

現在の横須賀市長瀬一丁目あたりからであろうか、久里浜港の眺望を描く。右下に「潮入」とあるのは、現在開国橋が架かる平作川河口とみられる。その奥には「丑年応接場」と書かれ、丑年(嘉永六年)にペリーが上陸し、国書の受け渡しが行われた応接場とわかる。その左には「千田ヶ崎御台場」と書かれ、弘化四年(一八四七)、幕府が彦根藩に命じて築かせた千駄ヶ崎台場がみえる¹⁵。右下には、「此所二砲術角場アリ」と書かれ、砲術訓練場があったことが伺える。さらに左には「鶴崎」「千代崎」と地名が書かれる。「千代崎」(千代ヶ崎)には、明治二八年(一八九五)に千代ヶ崎砲台が築かれる¹⁶。背後には房総半島、鋸山が描かれ

る。

・第八場面 (蒸気船・軍艦)(一七・八cm×六五・五cm) ↓二七頁参照

ペリー艦隊の蒸気船が描かれる。石炭を燃やし、蒸気を動力とする蒸気船は日本人にとって初めて目にするものであった。その蒸気船の正面図や横から見た図、外輪部、煙突、バッテリー(短艇)が描かれる。四度目の会談前日の二月二十九日、ペリー一行は蒸気船ポーハタン号上へ幕府応接掛の役人約七〇名を招き、大宴会を催した。「神奈川公役日記」によると、文笠は応接掛・伊沢政義から「夷船にて諸奉行衆を招請する事あるときハ必同伴して写真せよ」と命じられたとある。そのためこのように、真近で観察しながら蒸気船煙突を写生することが可能だったのであろう。

右に描かれる蒸気船は、船体の白い帯状の塗装からミシシッピ号とみられ、左の蒸気船は中央マスト上に旗印があり、旗艦とみられる。嘉永六年来航時にはサスケハナ号が、嘉永七年来航時は流動的ではあったがポーハタン号が旗艦とされていた。

・第九場面 江戸湾小柴沖のペリー艦隊(一七・八cm×二二・七cm) ↓三三頁参照

嘉永七年ペリー再来航時、ペリーは江戸湾深くの小柴沖¹⁸に入り停泊した。その時の艦隊八隻の位置図を描いたものであるか。艦隊は一月十六日時点でポーハタン号、サスケハナ号、ミシシッピ号、マセドニア号、ヴァンダリア号、サザンプトン号、レキシントン号の七隻が到着している。そして翌二月六日にサラトガ号が加わり、二月十七日にはサプライ号が加わって計九隻になる。したがって、サラトガ号到着後の様子を描いたものとみられる。これまでの各図に使用された紙は同一の

種類であるが、この下絵が描かれる紙質は他とは異なっている。異なった状況下で描かれたものか、他者より得た図か、もしくは後世に描き写されたものが混ざってしまったか、様々な理由が考えられる。

・第一〇場面 「金川より横浜に至程天神丸中の眺望也」(一六・〇cm×二六・二cm) ↓三三頁参照

幕府御座船「天神丸」と、船中からみた神奈川から横浜の眺望を描く。応接場で初会談が行われた二月十日、神奈川から横浜へ移動の際、幕府応接掛は金川(神奈川)より天神丸に乗船し横浜へ向かった。この下絵はそのときの様子を描いたものとみられる。天神丸は人力による曳船であることがわかる。ペリーの記録や海兵達の航海記録、調査報告などをまとめた「ペリー艦隊日本遠征記」¹⁹⁾にはこの時の様子が次のように記される。

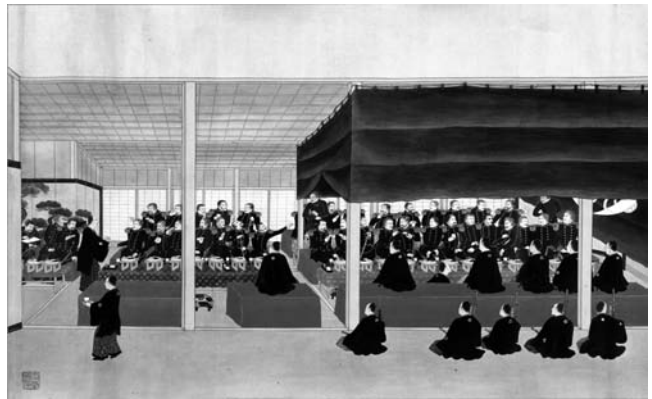
この華やかに塗装した船には甲板があり、船体の上には広い天幕が高く立っていて、我が国の西部の河川用蒸気船によく似ていた。三本のマストには吹き流しがひるがえり、色鮮やかな旗と多彩な帳が上甲板を飾っていた。

背景には富士山が見え、「野毛」、つまり現在の野毛地区が書かれる。下絵はここで切れているが、横浜港の様子が描かれることから、下絵――第三・第四場面と一連のものと考えられる。

二、高川文筈について

次に、作者とみられる高川文筈について確認したい。高川文筈(？〜一八五八)は武蔵国所沢²⁰⁾に生れ、はじめ三上文筈といった。名は森嶺、諱を

参考画像



横浜応接場秘図

惟文といい、文筈は号である。絵を谷文晁に学んだといわれる。嘉永三年(一八五〇)松代藩の御側医師であった高川楽真の娘と結婚し、養子となった。父の跡を継ぎ医師として藩に仕えたが、絵の才能を買われ、八代藩主・真田幸貫や九代藩主・真田幸教のもとで山水画や人物画など多くの作品を描いた。²¹⁾

嘉永七年(一八五四)、松代藩が応接場警衛を幕府より命じられたとき、文筈は医師として横浜へ出役し、応接場内の様子やペリー一行の肖像画など、横浜での様子を絵に残した。²²⁾ 文筈は幕府応接掛のひとり伊沢美作守政義の家臣であった可能性も指摘されており、付き人として応接場内へ入り、より近くでアメリカ人を写生できたものと考えられている。このとき文筈が描いた「横浜応接場秘図」(参考画像参照)は、複数作成され、老中・阿部正弘、応接掛・伊沢政義、また幕府儒官・林復斎が所持したことが分かっている。安政元年(嘉永七年)二月十日付の竹村金吾宛の佐久間象山書状²³⁾からは、応接場に入った文筈が、もてなしを受けるアメリカ人の姿を写生している様子がうかがえ、さらにはアメリカ人と文筈とのやり取りも詳細に記されている。

文筈頻りに写し候へば彼等も珍ら敷存じ候哉文筈の傍へ参り図取り候を為見呉候様と手真似致し候故見せ候所殊の外歎び上手々と国語にて申

候中に我肖像を頼度抔仕方仕候故意に任せ認遣し候へば皆大悦致し名を認め呉候様申候聞文笠写と相認め候へば是はなんと申など申候に付ぶんとんと申候へば彼の字にて認め言葉にも能く覚えぶんせん、と相唱へ候事一奇事に御座候

とあり、文笠がアメリカ人一行の肖像を描くと、アメリカ人達がそれを見て喜び「ぶんせん、」と繰り返し名前を呼んだというエピソードが記されている。⁽²⁵⁾

また、文笠自ら記した「横浜記事」⁽²⁶⁾には、アメリカ人の肖像を書き喜ばれ、顔を知られるようになった文笠が「蒸気器根元」のところまで連れられて写生を求められたという出来事が記録されている。

このように、横浜における文笠の写生活動がいくつかの史料に確認できる。約二ヶ月の会談期間、文笠は横浜に滞在し、横浜の眺望や横浜に上陸したアメリカ兵、アメリカ人の持ち物、貢献品を写生したのであろう。松下氏は「文笠はアメリカの船の詳細や武器の他、アメリカ人の振る舞いや行動、持ち物や道具なども見ており、そういった写生の蓄積がペリー関係の絵巻が作成される素材となった」と述べている。⁽²⁷⁾ 下絵一・第二場面「アメリカ人兵士」や下絵二・第八場面「蒸気船の図」などは、まさにこの文笠の写生の蓄積の一部といえるのではないだろうか。

三、「浦賀紀行図」との比較と考察

真田家伝来の「浦賀紀行図」甲・乙巻に描かれる絵と、下絵一・二に描かれる絵を比較したのが表1である。この表をもとに両資料を比較し、相違点を見ていきたい。また、二五ページからは「浦賀紀行図」甲巻（部分的に乙巻も掲載）と、下絵一・二を比較した図版を掲載するので、こちらをあわせて参照されたい。

表1 真田家伝来「浦賀紀行図」と下絵1・2の比較

掲載順	浦賀紀行図(甲巻)	掲載順	浦賀紀行図(乙巻)	場面番号	下絵1	場面番号	下絵2
1	ロバート・ウィリアムズの墓石			6	ロバート・ウィリアムズの墓石・富士山・農機具(墓石部分のみ一致)		
2	楽器						
3	雨傘						
4	「小柴沖船中眺望」	2	「小柴沖船中眺望」			1・2	(小柴沖船中眺望)
5	「蒸気船」「軍艦」	3	「蒸気船」「軍艦」(甲巻とは別構図)			8	(蒸気船・軍艦)(浦賀紀行図乙巻と一部同構図)
6	「永神寺境内より浦賀一望図」	5	「浦賀湊一望」			3・4	「永神寺境内より一望の図」
7	「西浦賀より眺望」	6	「西浦賀より眺望」			6	「西浦賀より望む東浦賀の図」
8	「明神崎新規御台場」	4	「明神崎新御台場」			4	永神寺境内より一望の図の続き・「新規御台場(明神崎台場)より叶明神山上下シ見る図」
9	「燈明堂の眺望」	7	燈明堂の眺望			5	「燈明堂より望む浦賀港の図」
10	「久里浜」	8	「久里浜」			7	「久里浜」
11	ペリー及びアメリカ水兵			2	アメリカ人水兵(浦賀紀行図甲巻一部同構図)		
		1	古賀茶溪の題字				
				1	ロバート・ウィリアムズの葬列	9	江戸湾小柴沖のペリー艦隊
				3	「増徳院境内望芙蓉峯」	10	「金川より横浜に至程天神丸中の眺望也」
				4	神奈川からの横浜眺望		
				5	銃		
				7	バッテリー(短艇)		
				8	農機具		
				9	農機具		
				10	農具		
※「自」「之」などは平仮名に改めた部分がある。 ※「浦賀紀行図」の番号は巻子の掲載順 ※「浦賀紀行図」の題名があるものについては「」内にそのまま表記した。 ※「浦賀紀行図」の題名がないものは筆者が題名をつけ、そのまま表記した。				※「自」「之」などは平仮名に改めた部分がある。 ※下絵に題名が入っているものは「」内にそのまま表記した。 ※下絵に題名が無く、同様の絵が浦賀紀行図にある場合は、その題名に準じ()内に表記した。 ※下絵に題名が無く、同様の絵が浦賀紀行図にもない場合は、筆者が題名をつけ、そのまま表記した。			

浦賀紀行図甲巻のロバート・ウィリアムズの墓石

下絵一・第六場面ロバート・ウィリアムズの墓石・富士山・農機具に同様の墓石が描かれる。下絵はやや斜めから描かれているが、「浦賀紀行図」の方は正面から見た平面的な構図で描かれ、また碑文に赤字で和訳も書き込まれている。

浦賀紀行図甲巻の楽器と雨傘

この絵は下絵一・二のいずれにも見られない。

浦賀紀行図甲・乙巻の「小柴沖船中眺望」

下絵二・第一場面と第二場面（小柴沖船中眺望）が同じ眺望を描いたものとして一致する。船の数や位置などに違いが見られ、下絵には船や、猿島より見た大津の様子が上部に描かれている。

浦賀紀行図甲・乙巻の「蒸気船」「軍艦」

この絵は、甲巻・乙巻にそれぞれ別の形で描かれる。下絵二・第八場面（蒸気船・軍艦）に、一部だが同じ蒸気船の絵が確認できる。

浦賀紀行図甲巻の「永神寺境内より浦賀一望図」・浦賀紀行図乙巻の「浦賀港一望」

下絵二・第三場面と第四場面「永神寺境内より一望の図」が同じ眺望を描いたものとして一致する。船の数や位置などに違いが見られるほか、下絵には方角や町名、寺社名などが具体的に書かれる。

浦賀紀行図甲・乙巻「西浦賀より眺望」

下絵二・第六場面「西浦賀より望む東浦賀の図」が同じ眺望を描いたものとして一致する。「浦賀紀行図」には、左側に西浦賀の様子も少し描き込まれ、港に停泊する船も描かれている。

浦賀紀行図甲・乙巻の「明神崎新規御台場」

下絵二・第四場面に「新規御台場より叶明神山上下シ見る図」として、同じ明神崎台場を描いたものがみられる。だが、浦賀紀行図の絵は東側か

ら描かれ、下絵は上から俯瞰的に描かれるなど、違いがみられる。

浦賀紀行図甲・乙巻の「燈明堂の眺望」

下絵二・第五場面の「燈明堂より望む浦賀港の図」が同じ眺望を描いたものとして一致する。下絵には鴨居御台場や鳥ヶ崎御台場など、台場の名称が書かれるほか、船の数や位置に違いが見られる。

浦賀紀行図甲・乙巻の「久里浜」

下絵二・第七場面の「久里浜」が同じ眺望を描いたものとして一致する。

浦賀紀行図甲巻のペリー及びアメリカ水兵

左のペリーとみられるアメリカ人については描かれていないが、中央、左側のアメリカ人水兵は、下絵一・第二場面アメリカ人水兵に描かれる横向きの水兵二人と一致する。ただ、下絵にみられる座姿や後ろ向きのアメリカ人水兵については描かれていない。

このように比較すると、伝来する下絵一・二の合計二〇場面中、一場面が「浦賀紀行図」甲・乙巻の内容とおおよそ一致することがわかる。ただ、一致するものであっても、下絵には書かれる方角・町名・寺社名などが「浦賀紀行図」には書かれていなかったり、「小柴沖船中眺望」など、下絵にはない題名が「浦賀紀行図」に書かれるなど、いくつか違いもみられる。下絵一・二をもとに「浦賀紀行図」を作成したとすれば、作成の際に説明の文字を精査・追記した可能性も考えられる。

一方で疑問も残る。文筆が浦賀へ訪れたという記録は、史料上で確認できていないのである。可能性としては、ペリー来航の様子を絵に記録すべく、江戸詰めであった文筆を浦賀へ向かわせたと考えられるが、明らかでない。

いずれにしても、横浜での文筆の写生活動が史料に確認できることと、高川家の親戚で文筆とも交流のあった田中家に伝来したことから、下絵一

・二が嘉永七年六月のペリー再来航のとき、応接場警衛の一員として出役した文筆が写生したものと考えるのが自然であろう。それをもとに「浦賀紀行図」が作成され、真田家のもとに残されたと考えたい。

まとめ

松代藩士・田中家に伝来したペリー来航関係下絵について、真田家伝来「浦賀紀行図」と比較しながら若干の考察を述べてきた。田中家には、ペリー来航関係下絵以外に、文筆やその師である谷文晁の下絵なるものが多く伝来している。はじめに触れたとおり、「浦賀紀行図」は文筆筆と伝来しつつも、落款が無いことから、明確にはされてこなかった。今回、田中家に伝来した文筆の下絵群の中から、「浦賀紀行図」と同場面を描いた下絵が確認されたことで、「浦賀紀行図」の作者が文筆であるという可能性に、また一つ近づくことができたのではないだろうか。また、本稿で紹介した下絵一・二は、これまでに確認されている文筆筆のペリー来航関係資料に無い絵がいくつか含まれた、新資料と言える。

ただ、今回考察した内容はごくわずかにすぎず、下絵の筆質を比較し、細かく分析の上、深く追求するまでに至らなかつた。そもそも前提として、「浦賀紀行図」自体を他の文筆の作品と比較し、検討する必要があるだろう。これらのことを今後の課題として挙げ、まとめとしたい。

註

- (1) 現在の横浜市金沢区柴町の沖合。
- (2) 現在の横浜市中区山下町付近。
- (3) 古賀茶溪は江戸時代末期から明治時代にかけての儒学者。昌平坂学問所の儒者でもあり、応接掛として伊沢政義と行動を共にした昌平坂学問所総裁・林復斎などとは接点があつた。

- (4) 現在の横浜市中区元町一丁目にあつたが大震災で全焼。
- (5) 現在の洲千弁天。
- (6) 現在の横浜市中区野毛町。
- (7) 現在の横須賀市追浜。
- (8) 現在の横須賀市東部の沿岸。
- (9) 現在の東叶神社。
- (10) 現在の西叶神社。
- (11) 幕府は、相次ぐ外国船来航と浦賀奉行等の意見により、房総を会津・白河藩に、三浦半島を川越・彦根藩に防備させていた。
- (12) 現在の燈明崎付近（西浦賀六丁目付近）。
- (13) 亀ヶ崎台場とも。観音崎の南西・観音寺に築かれたという台場。
『江戸湾海防史』錦正社 2010年
- (14) 現在の八雲神社。
- (15) 現在も同地には砲台場跡と、弾薬庫へ続くトンネルなどの遺構がのこっている。
- (16) 現在も砲台跡が残され、国史跡に指定されている。
- (17) 東北大学附属図書館所蔵「神奈川公役日記」
- (18) 現在の横浜市金沢区が面する東京湾沖合。
- (19) 「ペリー艦隊日本遠征記 <上>」株式会社オフィス宮崎 一九九七年
- (20) 現在の埼玉県所沢市。
- (21) 影山純夫「高川文筆論」『松代―真田の歴史と文化―』第9号 松代文化施設等管理事務所編 1996年
嶋村元宏「ペリー・イメージの成立と展開―画像資料を素材として―特別企画展図録『ペリーの顔・貌・カオ―黒船―』の使者の虚像と実像」神奈川県立歴史博物館 2012年
松下愛「高川文筆について―資料紹介と横浜応接所での様子―」『松代―真田の歴史と文化―』第23号 松代文化施設等管理事務所編 2010年
- (22) これらの絵図が真田家に伝来し、現在は真田宝物館で所蔵している。詳しくは、

註21 松下論文を参照されたい。

(23) 註21 嶋村論文及び松下論文を参照。

(24) 「安政元年二月十日竹村金吾に贈る」〔象山全集五卷〕信濃毎日新聞社、一九三五年）

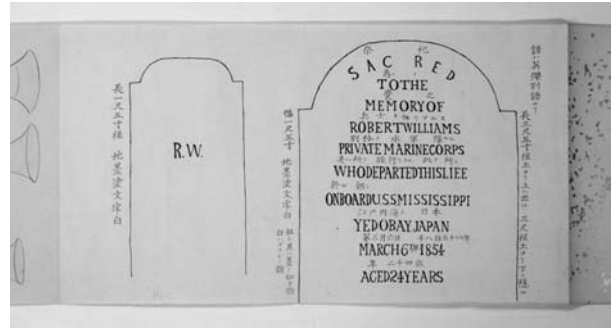
(25) 註21 松下論文参照。

(26) 松代藩士で能役者の樋畑翁輔は、九代藩主真田幸教の内命により横浜へ赴き、文筆とともにペリー来航時の様子を写生したことで知られる。このときの下絵は現在巻子に仕立てられ、当館寄託資料となっている。また、息子・樋畑雪湖がこの下絵を『米国使節彼理提督来朝図絵』として編纂し、昭和五年（一九三〇）に上梓した。「横浜記事」はここに掲載されている。

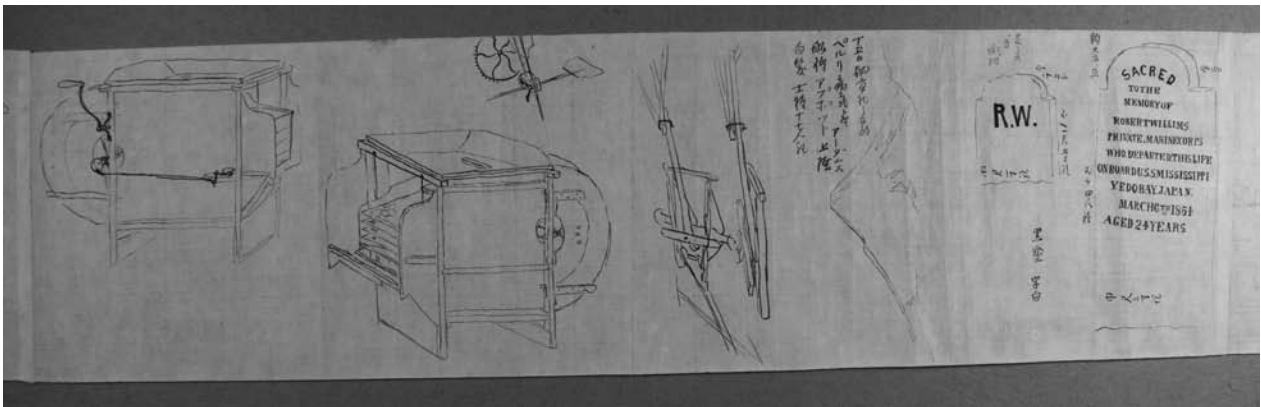
(27) 註21 松下論文参照。

「浦賀紀行図」甲・乙巻と下絵1・2 絵の比較

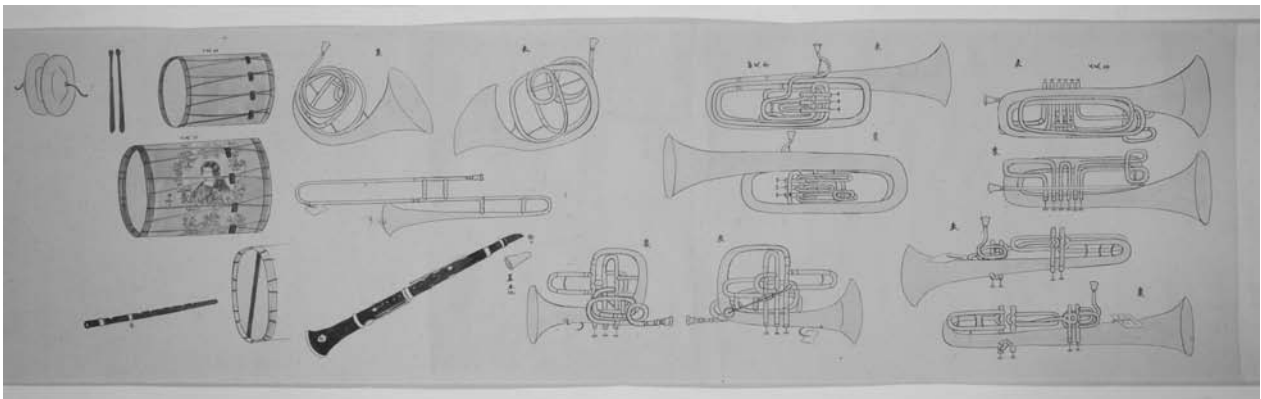
- ・「浦賀紀行図」甲巻を順に掲載し、一致する部分のある下絵を並べて紹介した。
- ・「浦賀紀行図」乙巻に、下絵と一致する絵がある場合は適せん挿入した。
- ・「浦賀紀行図」甲巻には題名を付し、下絵1・2には場面番号を頭に付した。
- ・題名の「 」()の有無については、表1の表記と統一した。
- ・「浦賀紀行図」甲・乙巻に無い下絵については、31頁以降にまとめて掲載し、場面番号を付した。



「浦賀紀行図」甲巻 ロバート・ウィリアムズの墓石



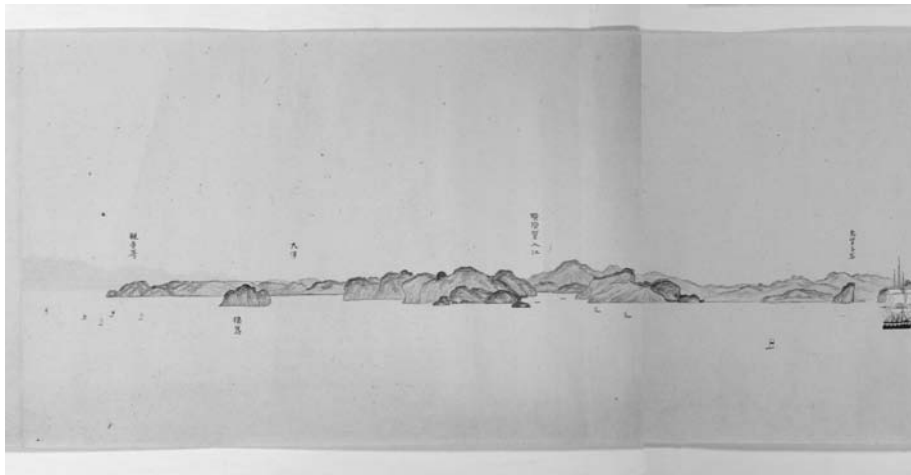
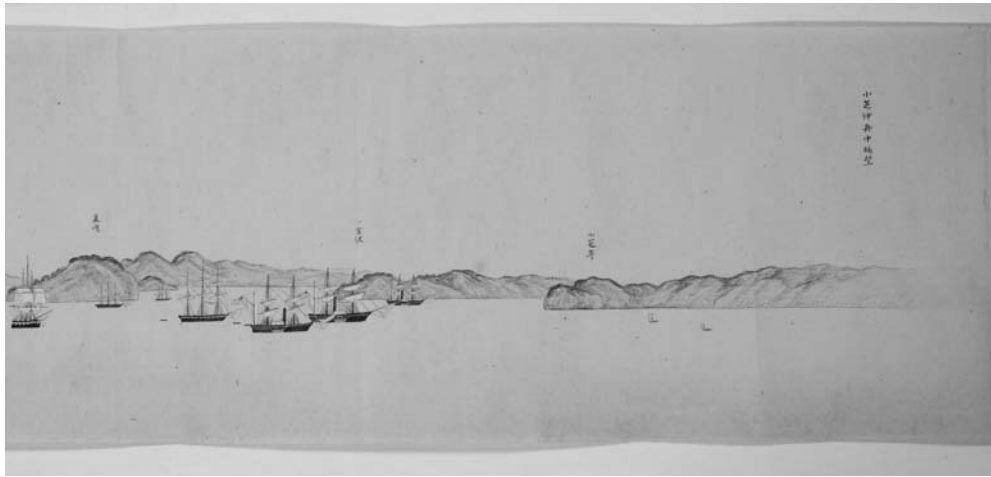
下絵1 第6場面 ロバート・ウィリアムズの墓石・富士山・農機具（墓石部分のみ一致）



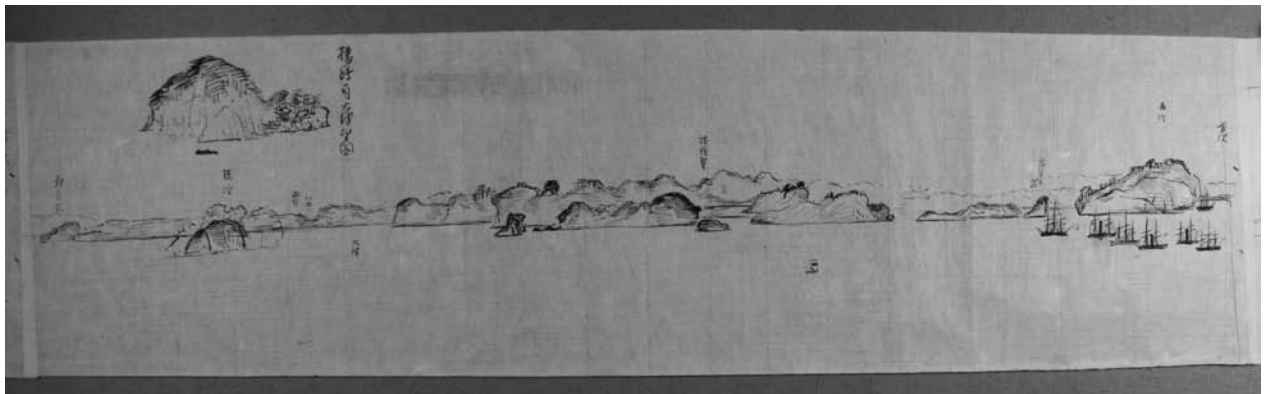
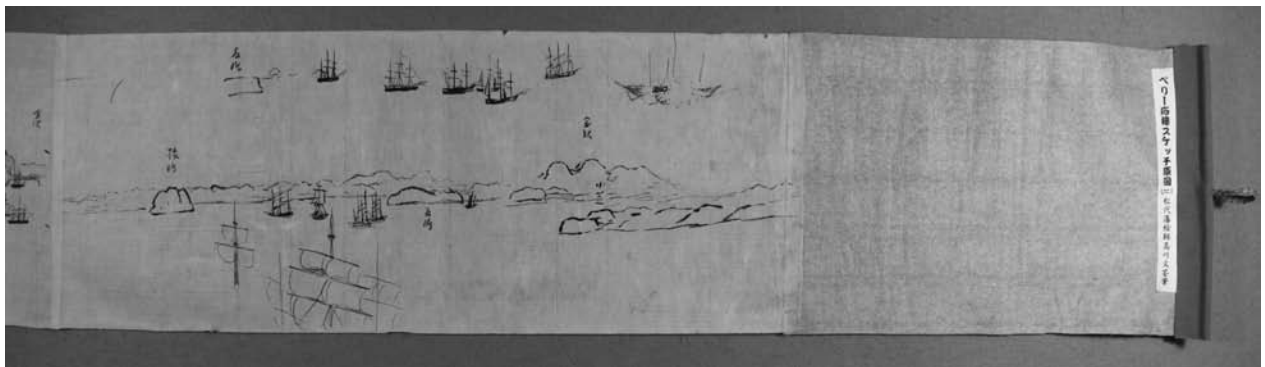
「浦賀紀行図」甲巻 楽器



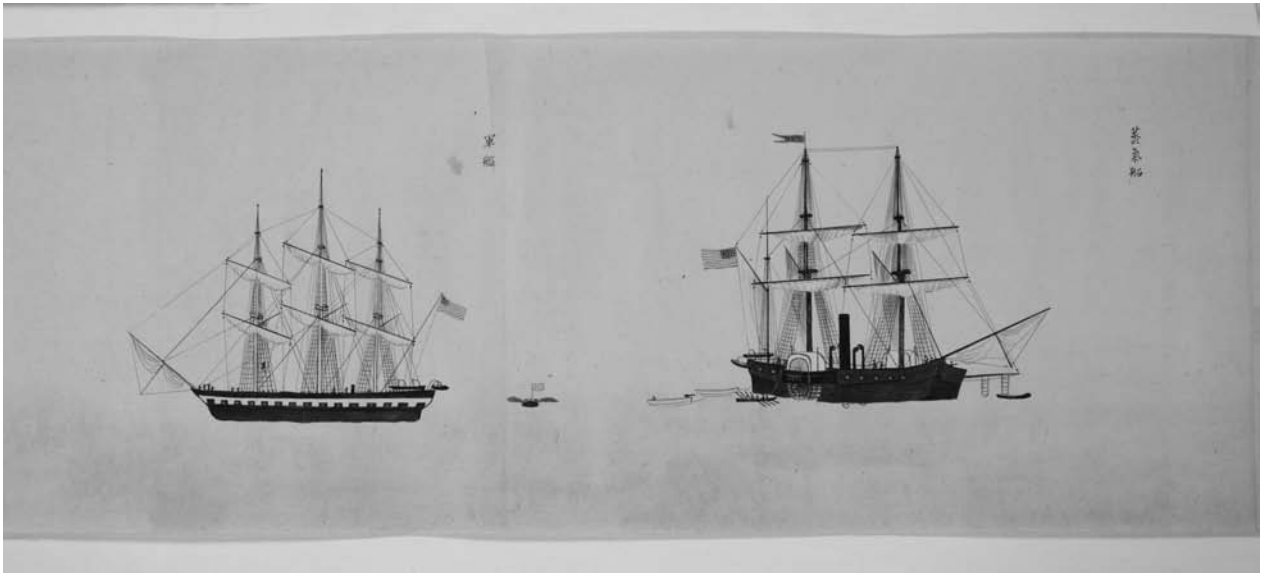
「浦賀紀行図」甲巻 雨傘



「浦賀紀行図」甲巻 「小柴沖船中眺望」



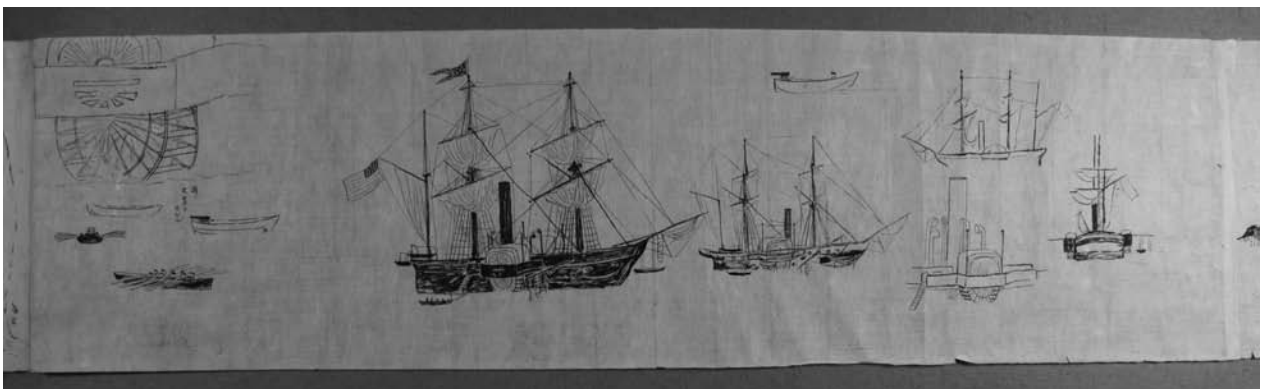
下絵2 第1場面・第2場面 (小柴沖船中眺望)



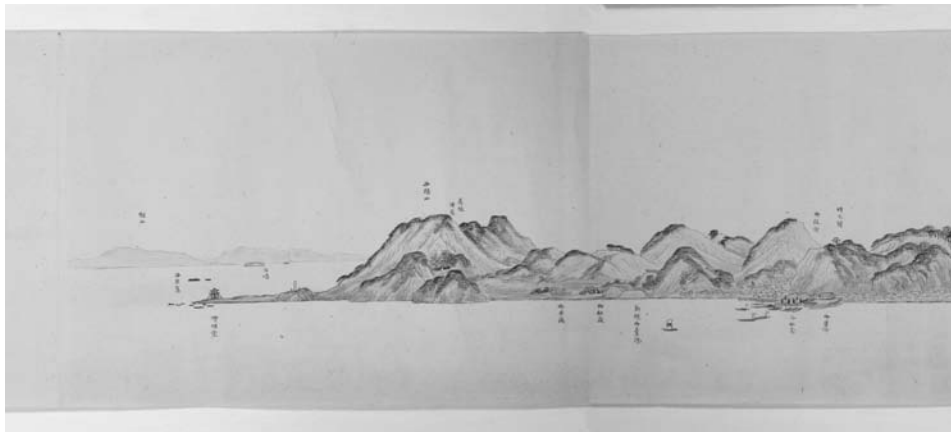
「浦賀紀行図」甲巻 「蒸気船」「軍艦」



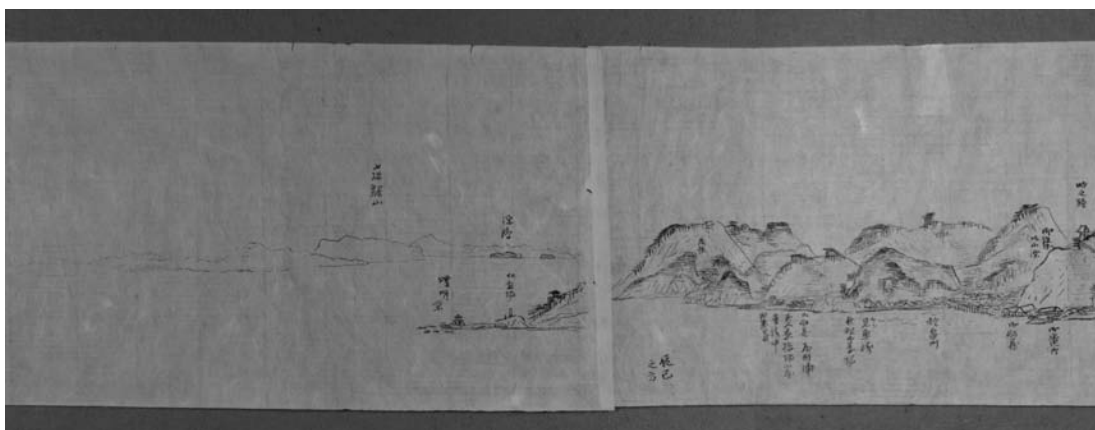
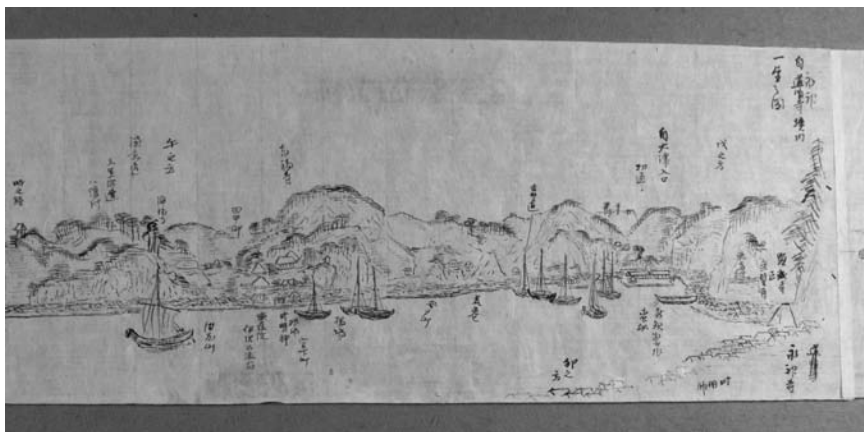
「浦賀紀行図」乙巻 「蒸気船」「軍艦」



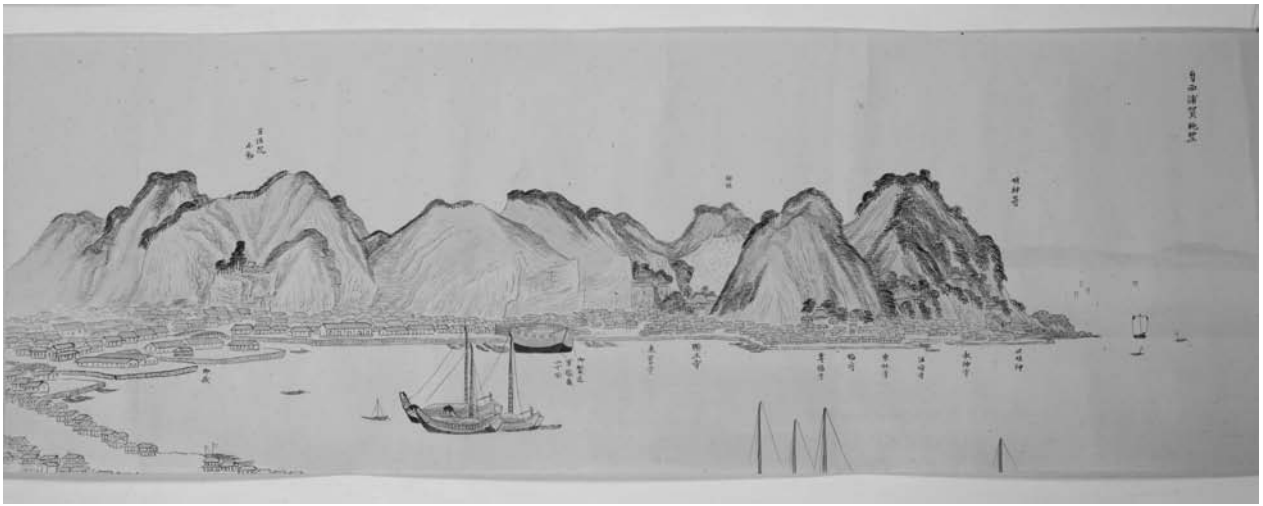
下絵2 第8場面 (蒸気船・軍艦)



「浦賀紀行図」甲巻 「永神寺境内より浦賀一望図」



下絵2 第3場面・第4場面一部 「永神寺境内より一望の図」



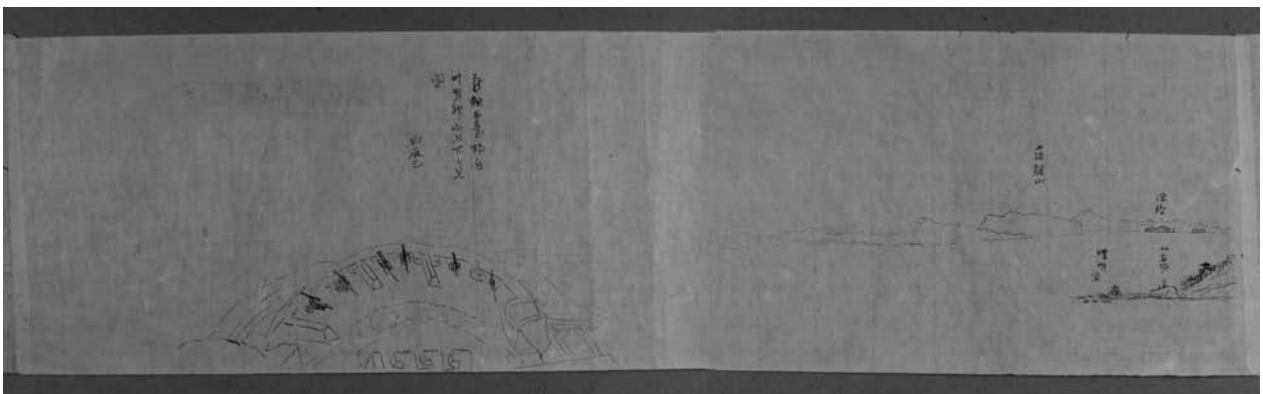
「浦賀紀行図」甲巻 「西浦賀より眺望」



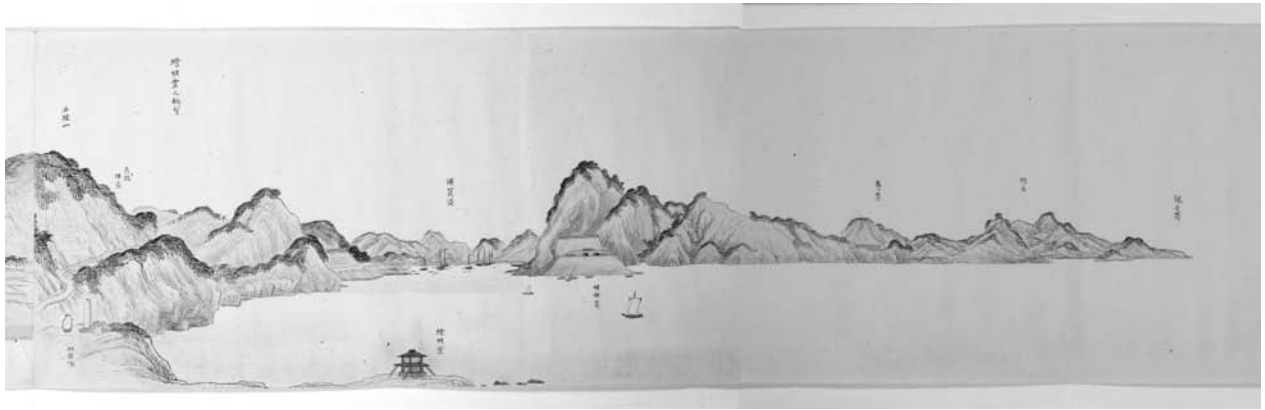
下絵2 第6場面 「西浦賀より望む東浦賀の図」



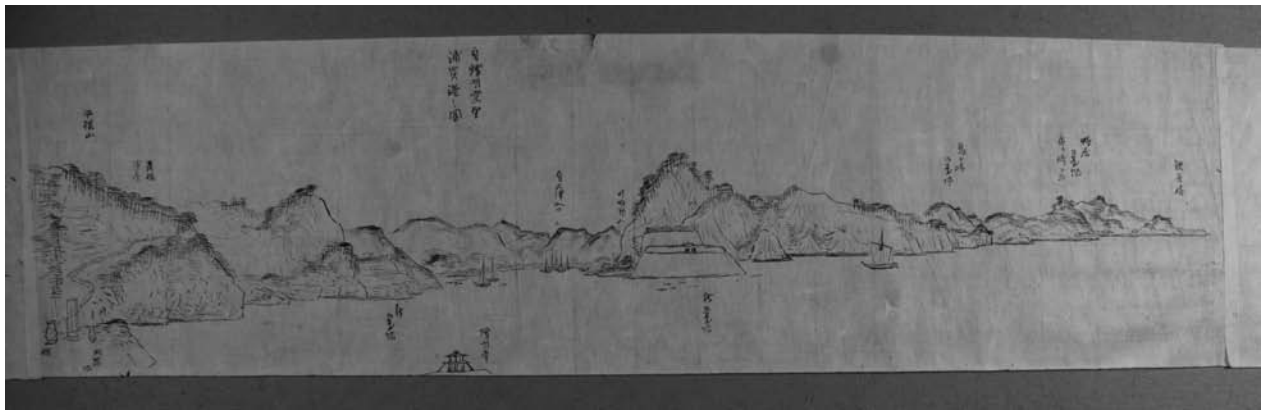
「浦賀紀行図」甲巻 「明神崎新規御台場」



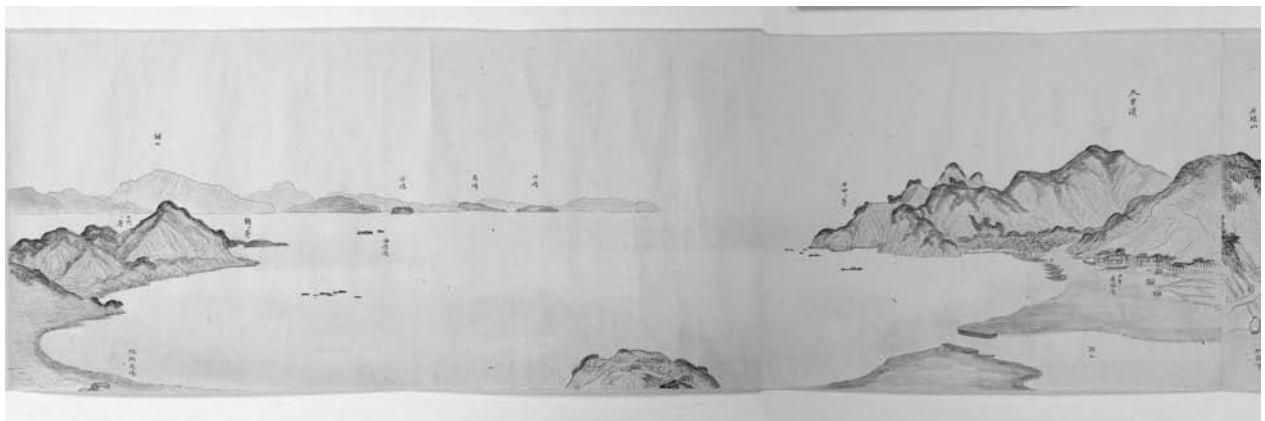
下絵2 第4場面 永神寺境内より一望の図（第三場面）の続き・「新規御台場（明神崎台場）より叶明神山上下シ見る図」



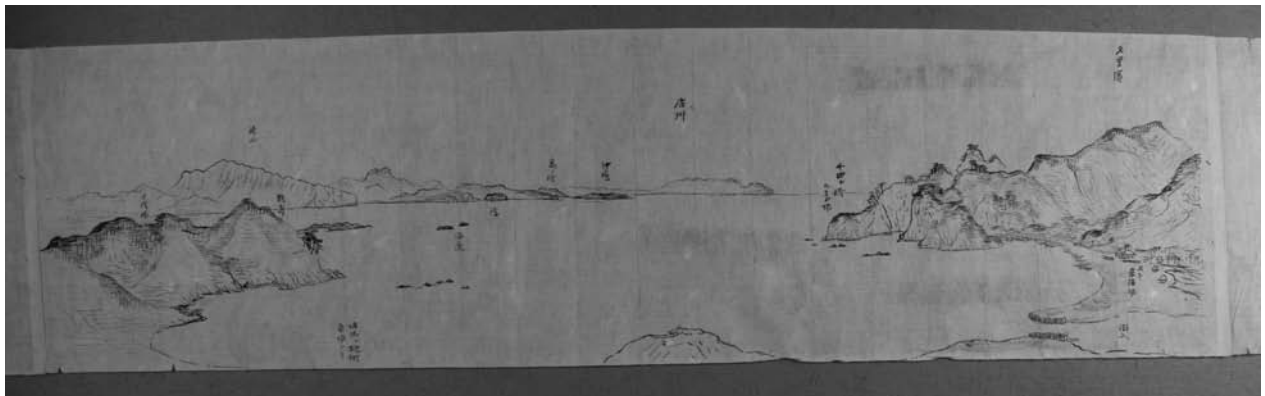
「浦賀紀行図」甲巻 「燈明堂の眺望」



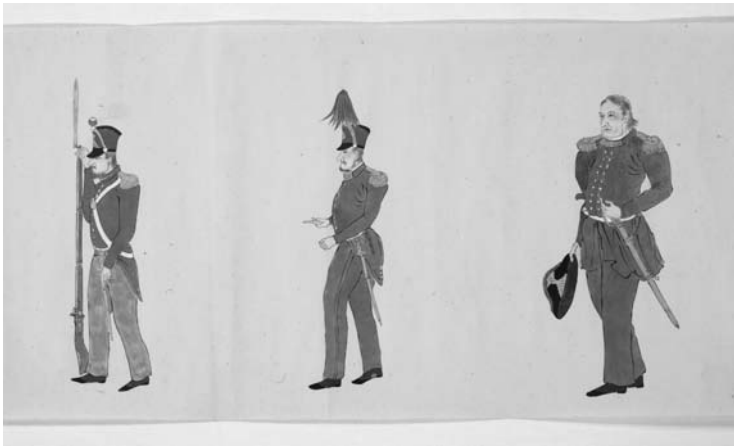
下絵2 第5場面 「燈明堂より望む浦賀港の図」



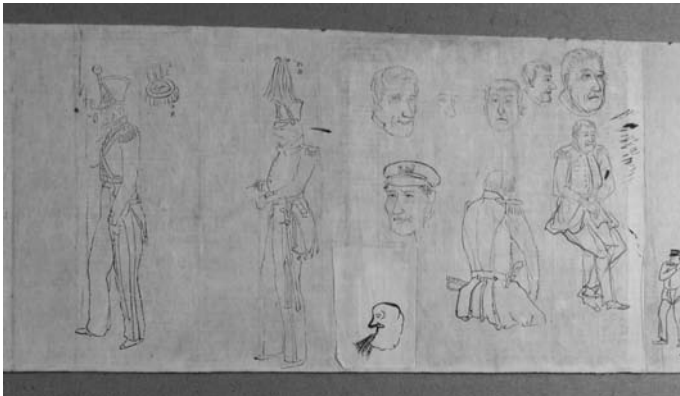
「浦賀紀行図」甲巻 「久里浜」



下絵2 第7場面 「久里浜」

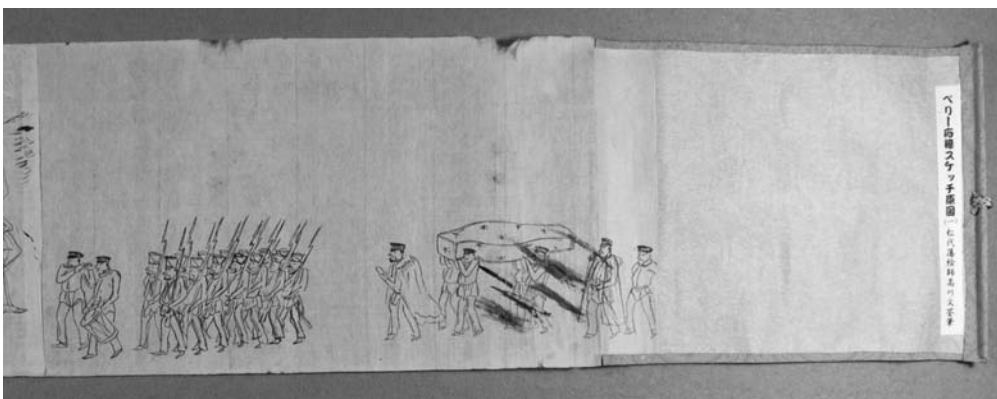


「浦賀紀行図」 甲巻 ベリー及びアメリカ水兵



下絵1 第2場面 アメリカ人水兵

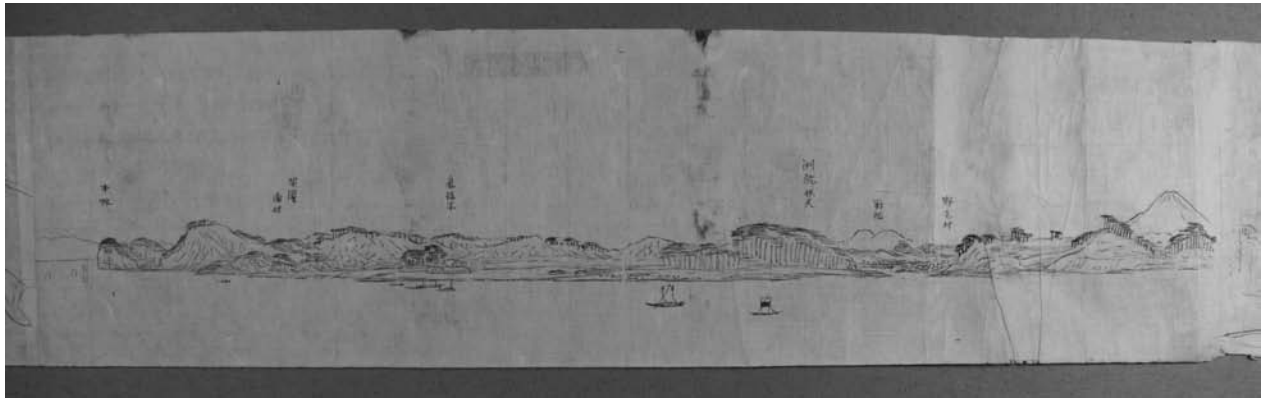
以下より、「浦賀紀行図」にはない下絵



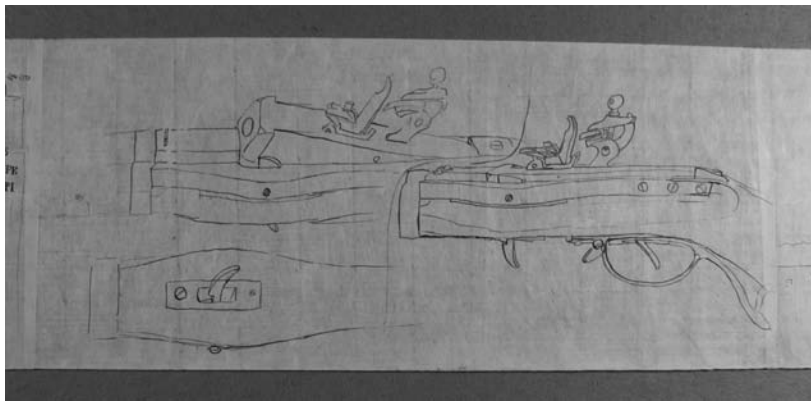
下絵1 第1場面 ロバート・ウィリアムズの葬列



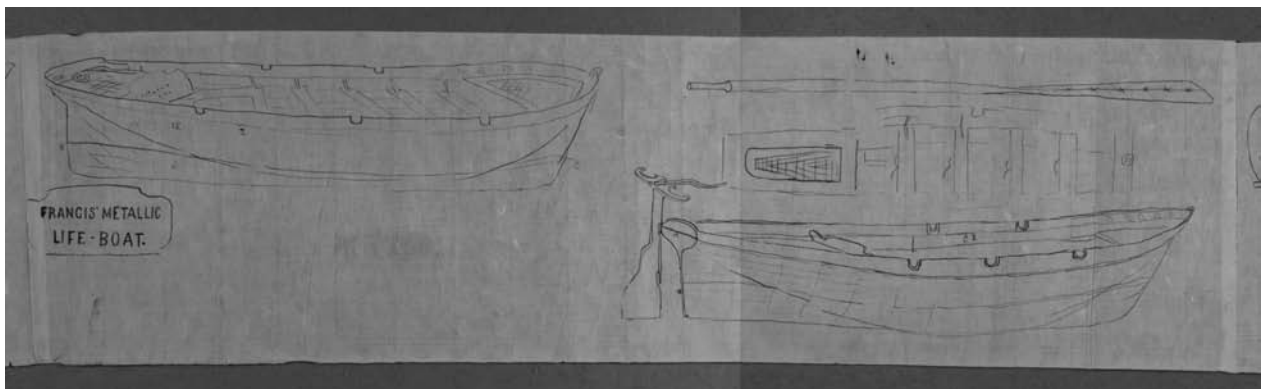
下絵1 第3場面 「増徳院境内望芙蓉峯」



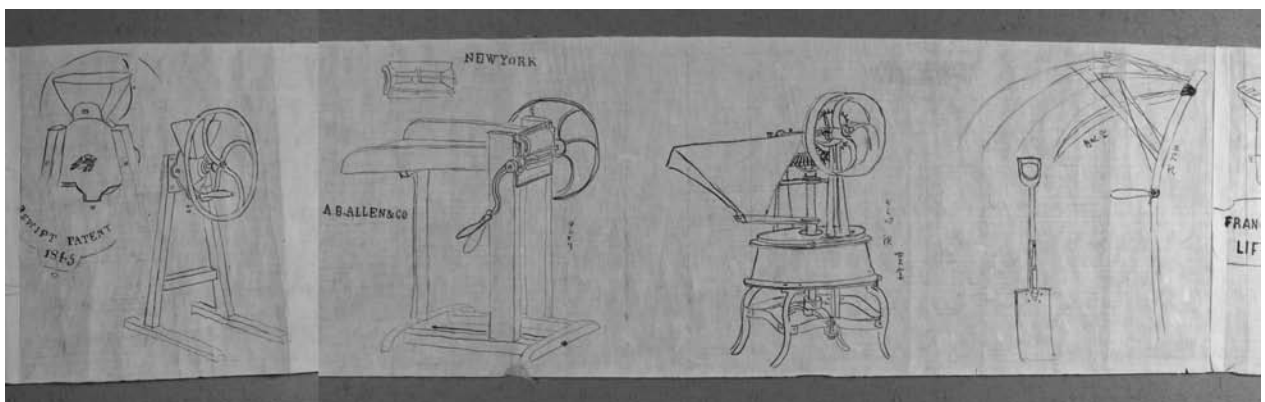
下絵1 第4場面 神奈川からの横浜眺望



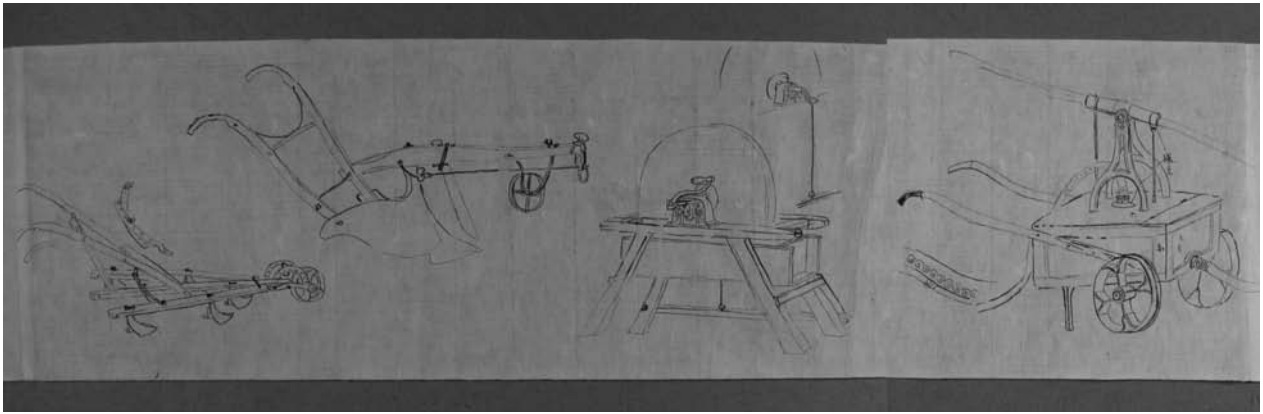
下絵1 第5場面 銃



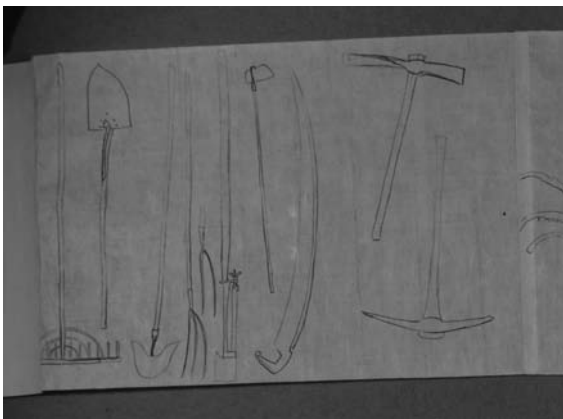
下絵1 第7場面 バッテラ (短艇)



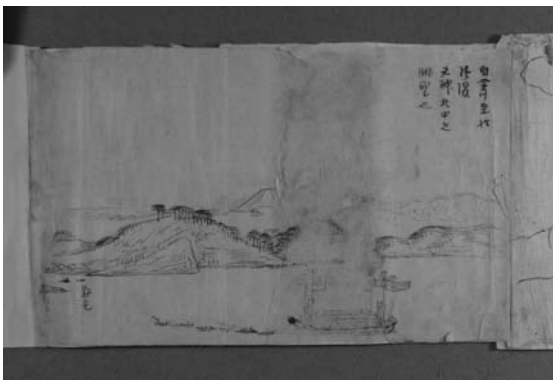
下絵1 第場8面 農機具



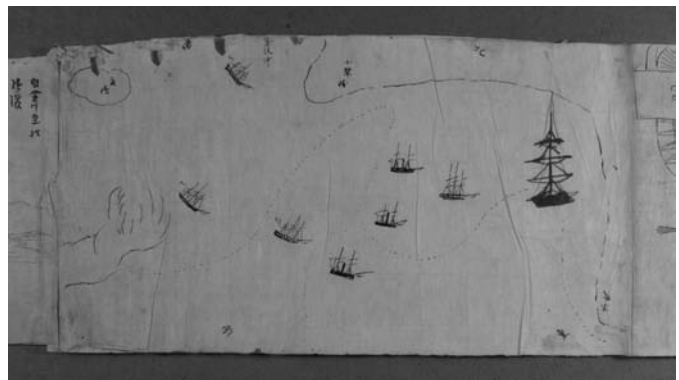
下絵1 第9場面 農機具



下絵1 第10場面 農具



下絵2 第10場面 「金川より横浜に至程天神丸
中の眺望也」



下絵2 第9場面 江戸湾小柴沖のペリー艦隊

翻刻『菊の分根 玄』(10)

真田連句を読む会

小幡 伍 池田佐奈恵 萩原 幸子 大日方裕美 大塚 尚東
柿崎 孝子 小林 靖子 佐藤さわ子 玉城 司 寺田 寿子
豊田 千明 牧 長夫 牧 豊子 丸山 聖子 松田 弘子
矢野 清澄 (五十音順)

【解題】

前号(「松代」32号)に引き続き、真田宝物館所蔵『菊の分根』を翻刻する。本書は前回まで翻刻した『菊の分根』(9)とは別冊子で、本書第一丁表の右肩に「(31―3―21―⑥)」の整理番号ラベルが付されている。今回は、この冊子に収められている百韻十一巻のうち、前半にあたる百韻五巻の翻刻である。

本書表紙に付す題簽「菊の分根 玄」は、無辺・無文様。『松代』第30号(平成29年3月)から第32号(平成31年3月)に翻刻した『菊の分根』(7)～(9)までの、真田宝物館整理番号31―3―12「菊の分根」一冊を三回に分けて掲載)にも無辺・無文様「菊の分根」の外題簽がある。この題簽と本書の題簽は同じ筆蹟であり、同一人が付したものと推察される。しかし、前回まで三回にわたって翻刻した「菊の分根」(31―3―12)の表紙見返しには、無辺、草花散らし文様の原題簽と思しき「菊農分根 地」なる題簽が貼付されている(『松代』第30号「翻刻『菊の分根』(7) 解題」)ので、本書「菊の分根 玄」の題簽は後補であると推察される。

ところで、「玄」は、「天の色。転じて、天「玄黄」の意がある(『新漢語林』)ことから、前号までに翻刻した『菊農分根 地』に対して「天」の可能性も、考

えられる。とすれば、本書は宝暦十二年(一七六二)

十月から同十三年八月に巻かれた百韻十一巻記録集である。その一方、本書第二巻目の百韻の菊貫が詠んだ発句「畠とは余り無下也菊の花」は、宝暦十三年から安永七年(一七七八)までの菊貫の発句を掲載する『水かみ』(天巻)では下五「菊の主」として明和二年に収載するので、明和二年十月から同三年八月の成立の可能性がある。いずれにしても、本書の奥書から成立年を知ることができないものの、後補題簽が同じ筆蹟であること、点者と連衆が共通していることから、前回まで翻刻した『菊の分根』との関連性が深い、菊貫(幸弘)の初期俳諧資料であると判断される。(*翻刻後に、本書を宝暦十二年十月から同十三年の成立と仮定して、前号までの『菊の分根』の奥書・点者・連衆を一覧表にして付した―付表)。

本書各巻の概要を知るために、それぞれの巻に、便宜上(1)～(5)の算用数字を付した。各巻の奥書は、以下の通りである。

- (1) 右十月十三日満備 米徳子雲牛／金嶺子勝／存義勝／米仲勝 朱引
- (2) 右孟冬十又六日 青塘舎席

米徳子橘丸／米仲橘丸／田社橘丸／柳尾橘丸 評

(3) 右初冬中三

米徳子勝／平砂勝／雞口勝／祇徳魚輔 批

(4) 右神無月

米徳子雲牛／由林雲牛／珠来祇東／買明雅水／永機雲牛 判

(5) 右

米徳子祇東／秀徳橘磨／田社祇東／存義圃柳／再老秀徳橘丸 議判

成立月については(5)のみ月の記載がないが、(2)孟冬、(3)初冬、(4)神無月はいずれも(1)と同じく陰暦の十月である。すなわち、(1)十月十三日、(2)十月十六日、(3)十月二十三日であり、(4)と(5)は陰暦十月に成立した可能性がある。おそらく十月一ヶ月間で百韻を五巻も巻いていたように思われる。なお、(2)が巻かれた席「青塘舎」は未詳である。

各巻の発句は次の通りである。

- (1) 初冬や日向に残る蠅の声 菊貫
- (2) 畠とは余り無下也菊の花 菊貫
- (3) 百年の気色を庭の落葉哉 翁
- (4) 初雪やこゝろも知らず肩車

(5) 降り霰終の花の七日市 晋子

季節は、奥書に記された十月と同季で冬が四句、菊貫(2)のみ秋の句である。(1)の作者は未詳。「初冬」の季語は江戸中期以降のものらしく、「初冬や日和になりし京はづれ」(『蕪村句集』「初冬や訪はんと思ふ人來ます」(『落日庵句集』)など蕪村が好んで詠んでいる。(2)は先述した。(3)の芭蕉句は、元禄四年十月芭蕉が明照寺の李由のもとに宿した折の挨拶句。(4)の作者は未詳。「肩車」は巴人「髪置や苧のしだり尾の肩車」(『夜半亭発句帖』)や太祇「髪置きやちと寒くとも肩車」(『太祇句選後篇』)、蓼太「髪置やひと花さける肩ぐるま」(『蓼太句集』)などにみられるように「髪置き」と合わせて詠むことが多く、これも江戸中期以降に好まれた素材である。(5)の晋子の発句は、其角の発句集『五元集』(百万坊旨原編延享四年刊、江戸、竹川藤兵衛板)に収載されている。本書にはこの句についての評があり興味深い。

芭蕉や其角の句を立句にし、また新しい素材を詠んだ句を立句にしているのは、江戸中期の芭蕉復興機運に無縁ではなかったこと、清新な俳諧を目指した時代的雰囲気や菊貫がともにしていたことを物語っているだろう。

次に、連衆と点者を示しておく。これらは、本書巻末もあわせて参照していただきたい。

(1) 菊貫・圃柳・魚輔・雲牛・看江・雅水(六吟)。点者は、米徳子、金嶺子、存義、米仲。

(2) 菊貫・柳都・祇東・鳥鬚・柳艸・看江・橘丸・蘇牧・桃李(九吟)。点者は、米徳子、米仲、田社、柳尾。

(3) 魚輔・菊貫・圃柳(三吟)。点者は、米徳子、平

砂、雞口、祇徳。

(4) 菊貫・圃柳・魚輔・雲牛・雅水・祇東(六吟)。点者は、米徳子、由林、珠来、買明、永機。

(5) 祇東・菊貫・魚輔・圃柳・菱社・夜雀・橘丸・英水(八吟)。点者は、米徳子、秀徳(再考含む)、田社、存義。

【書誌】

真田宝物館書名 / 『菊の分根』(原表紙)

真田宝物館整理番号 / 31-3-21-⑥

書型 綴 料紙 / 大本 25.3 × 18.6 種 袋綴 楮紙

表紙 色 模様 / 紺色無地

題簽 / 「菊の分根 玄」

見返し / 本文共紙

目次 / なし

丁数 / 全八九丁 墨付八八丁 行数七〇八行

(今回は第一丁から四〇丁までを翻刻した。)

【凡例】

1 原則として旧漢字・異体字は現行の漢字に改めた。

2 仮名遣い、かなの清濁は原本の通りとした。

3 収載句の中には一部人権に関わる用語がある。本書の資料的性格に鑑みて原本通りに翻刻したが、読者におかれては、人権問題の正しい理解に基づいて、判断してほしい。

4 本稿は、真田連句をよむ会の解説に基づいて、小幡 伍が原稿を作成、小幡 伍、玉城 司、豊田千明が批点の書き入れ、解題を記した。

【翻刻】

(1)

初冬や日向に残る蠅の声

手紙を以て鯨汁の事

隣村橋一筋をさかゝるにて

作り松又真間な松

股立を丁度におろす供廻り

御意でもないけぬ新酒也けり

程近く帆影も見えて月は猶

軽く重たく荷ふ虫壳

金嶺子五点 米仲五点
開帳に降るものもあり此日和 菊貫
米 随縁真如の玉ならて

仮の浮世へ出張る仮茶屋

呼かけて羽織の襟を折てやり

米仲七点 徳 ちから 存 手には
女の腕に余る広蓋

米徳子十点
米 めてたい祝ひ

米仲五点
空灶の奥ゆかしくも夏柳

ウ

圃柳

魚輔

雲牛

看江

五色に靡く虫干の風 雅水

金嶺子八点 存義七点
嗅て見て狎の吼付く座頭の坊 貫 1ウ

金嶺子五点 米仲七点
雪見の支度酒て仕上ル 牛

金嶺子十五点
打割た氷はもとのなかれにて 輔

歌ふも舞ふも法の声也 水

存義五点 米仲五点
順礼の訳有りそうな夫婦連 江

文は妹背の山の紀行 柳

此頃は月も朧の花曇り

草に宿かる蝶の追く 2オ

金嶺子五点 存義五点 米仲七点
目にももの、限りも知らて雲雀原 貫

あら湯の番を逃る猫舌 牛

存義十五点
金嶺子七点
村の名に夏ハおかしき雪の下 柳

返事まつ問や松魚ひくつく 輔

座圍をハ若殿はらに世話をさせ 江

雑兵へ茶は盆ていくつも 水

金嶺子五点 米仲七点
呼水の自由をミせる台所 輔

存義七点
煤掃済て寒き寝心 貫

金嶺子五点 存義七点
桜とも知らて薪の冬構 柳

日向きくを捜す雞 冬

金嶺子五点
まかなくに糸瓜の纏ふ鄙の庵 江

清女はすはに青さしを喰 牛

暑かりし空もいつしか夏の月

石も奇麗に並ふ川筋 3オ

拈つまむほと塔のミへたる浅草寺 貫

蓑輪佗しく腐る困れ 水

金嶺子五点 米仲七点
文箱を添えて車の五人扶持 輔

空に知られぬ物領の唄 牛

奥路次は踊らぬ塵の弁(葉)所 柳

米徳子五点
蚊をうなり出す入相の鐘 貫

黒羽啼く音は雲の峰伝ひ 水 3ウ

米仲五点
小附の樽に馬士の鼻息 江

金嶺子五点 米仲五点
心まで医るようなる有馬山 牛

存義七点
葱喰ふた日は留守と言めり 輔

月よしと寒声の友誘ひ合

金嶺子五点 米仲七点
立込られて六ツ切の犬 柳

塵塚と笑ひ給ふな華の雪

鉢の模様て粉(紛) 白魚 4オ

暮遅き両国橋の百千鳥 貫

金嶺子五点 存義五点
家路淋しく猪牙に若党 牛

金嶺子五点 米仲五点
待佗て更行く閨の片頭痛 水

初雪ならん風の雲合 江

金嶺子十七点
米仲二十点
日数ほと行脚の笠も嵐山 貫

石と華表に名は残りけり 輔

傾城の紋も知られて大ぬさの
米 ひく手さこそく
牛 4ウ

恋の終りに荒る桐壺
存 不附
江

観音の誓ひハ爰歎那智の垢離
全

金嶺子十二点
存義七点 米 仲七点 存又
雲へ分け入る袖の足縦(跡)
米 無心にして
柳

枝と枝葉と葉も闘む古戦場
米 往々に鬼哭キ
水

そろりくと夕暮の月

金嶺子二十点
存義十點
男交りに出くまいくまのかけ踊貫
米 たれや人のいていにけり

菊に和らく琴や胡弓や
水 5オ

樂しひの裾分も有り寺隣
水

米 仲十點
金嶺子五點 米 徳子五點
児にさらされて一生の醉
米 男色破風
牛

猫までも伏籠の匂ふ若隠居
江

米 仲七點
雪の朝ミる縫の薙
存 雪ハ四川のもの也
輔

金嶺子七點
駿河町富士へ薨を明合せ
柳

倒れ乞食にいふひ程灸
貫

存義五點
ちよほくと宮のくるりの御朱印地全
水 5ウ

苔むす石に蔦のしからみ
存 石、百句にひとつ也
水

金嶺子五點 米 仲五點
夜昼をわかつて案山子の五人張
米 あたらす しかも まさささりけり
全

月に侘しき虫の声々
米 俳力なし

米 仲十五點
金嶺子十五點
存義二十點
松風の小督か跡を吹続け
米 中秋のころかもね
牛

詠ミおふせれハ結句憂き恋
存 存す
全

存 惣て近來の句歌といはて詠酒といはて
吞ほと漏し置候事 言葉たらぬといふもの也
猶考有たし

長き日をしつ心なく花鯉

踏歌の後宴蛇穴を出る
水 6オ

波
春深ミ樵夫の背中黒ミけり
輔

金嶺子五點 存 鑑歟
小よりて緘る頭陀の綻
米 世間心 さらになし
全

金嶺子五點 存義七點 米 仲五點
波間(なみあじ)に笠木ハ浮ひて段かつら
米 旧地に感をもよほし
柳

旭の隈を松の群立
全

存義十點
金嶺子八點 米 仲七點
代らうと尻つねらる、遠眼鏡
米 下こ、ろ何やある
貫

摺合ふ袖へ薫る掛香
米 かりの物なるに
江

寄る人を屏風にしなす玉隠し
全 6ウ

乳母に植木をねたる縁日
全

米 仲七點
爺親の心も闇もあらねとも
米 てうちんなくて迷ひぬるかな
牛

米 徳子五點
翌の屋敷を弾かせ語らせ
輔

米 仲十點
松あらハ橘町の天津風
米 五節の舞姫もおもはる、
全

暖簾の闇の動く灯の影
柳

二日月にしより西のミしかたは

薄かるかや風のそよく
水 7オ

存義五點
起かけの角て戸を摺る奈良の鹿
柳

金嶺子五點
貧て名高き小刀の鍛冶
米 たれも亦一器量也
水

玉隧石と金との間より

金嶺子八點 存義七點
ひとへ羽織のふはと乗掛
米 眠をうなかし

金嶺子五點 米 仲五點
歌まくらあるハ木枕肘まくら
米 ふたつ枕そゆかしき

亭にちんばのちんまりと寝

奥庭の花に硯の置合せ

天尔於葉(てにおは)満る百の囀 7ウ

右 十月十三日満備

米徳子雲牛
金嶺子勝

存義勝 朱引

米仲勝

「8才
「8ウ

柳尾五
島とは余り無下也菊の花

菊貫

田社十

山から先へ触る紅葉

宵の月客まつ庭に照添て

羽織のうへに帯をして行

旅たちを橋まで送る人通り

直に雪を請る熊笹

柳尾五
敲かれて逃ながら鳴る狝の鈴

唯一面に晴る海面 9才

田社五
八ツ山もつくく見れば恋の山 菊貫

田社五
木立の中に交る振袖 柳都

田社五
下屋舗座頭の出る堀重門 祇東

米仲五
念仏に唄の節付て行 鳥鬚

柳尾五
大黒の棚に蔓る土大根 柳草

田社五
酔醒寒くなりし夜の雨 看江

神領に古松一木婆々一人 橘丸 9ウ

狐も供と奴道連 蘇牧

月ハ最うそろく山を出離て

米仲七
鼻肩に汗を握る相撲場 江

米仲五
初嵐江湖の寮へ烈しきよ 草

琵琶に聞入る僧の劳咳 東

若柴に花毛氈を敷つらね

野ハ陽炎のちらりくと 10才

米仲七
出代の跡六ヶ敷有馬山 牧

宿引までも揃ふ細眉 草

田社五
伊達に着る合羽は雨を怖かりて 都

柳尾七
電より早き垣間見 桃李

田社七
蟹か子の鹽漕行杜若 丸

風雅な旅の江の島を吐 貫

田社五
笈仏も昼寝の伽に成つて居 鬚 10ウ

柳尾五
臼に塞る袖か台所 丸

田社七
凧の果は有けり鍋の下 貫

老いの樂しむふはの世話 江

田社五
降て来たやうに耳から鳴出して 鬚

米仲五
残る暑を払ふ三叉 江

森の月鎌にも似たる姿也

二ウ

そこらこゝらを落る雁金

一 11才

米徳二十点

余寒の炬燵昼は消つゝ、
米 物をおもへないと、

一 12才

柳尾五点
二階から瓢も下る縄すたれ

都

三才

米 仲七点 田社七点 柳尾七点
春の雪沖は帆と成雲と成
米 神女のいへる雲雨にもあらず

貫

田社五点 柳尾五点
笠木を当に渡る三囲

草

田社五点
餅をも受る亭の盃

丸

三ウ

柳尾十一点

朧月行脚の僧の行暮て
米 往々 鬼哭するを聞

泊鳥に覚る乞食
米 ぬる間のミ人にかハラぬ身なれとも

一 13才

米 仲七点 田社七点
酒飲ぬ女を廻る京廻り

丸

八坂の暮に又も降也

東

米 仲五点 米 續 田社五点 柳尾七点
借し續を幾ツも積て仇し山

貫

ぬつた笠には白く名を書

都

分限者のおくらるゝ跡に葛籠馬

草

柳尾七点
松露に之る三穂の松原
米 眺望しておもふ

鬚

田社五点
膏葉の狸と成つて化めぐり
米 秋か 柳 松露秋也 一句にて不捨

牧

(この米仲と柳尾の評は一句前のものだが、記録する時誤ったか)

華表の鏘の光る爪紅粉

都

米 仲五点 田社七点 柳尾七点
傾城の闇を縫行願ほとき

李

湿るたはこの細キ裏店

草

柳尾五点
紙屑ハ浅草紙と活かはり

東

田社五点
姥へ御使者の上下て来ル
米 肘にハ粟豆の餡をかけたたりとも

李

柳尾十一点

田社七点
顔ミセの明りハ空に終夜
米 壯観たくふくもなし

都

柳尾十七点

米 仲五点
隣の伽羅を賭にして利
米 にほひなどハかりの物なるに

丸

三日月の出汐淋しき田舎道

江

一 12ウ

狩衣の袖曇る穂すゝき
米 かきつけて人かよひけりあさち原

李

柳尾十一点

米 仲七点
足代へ猿の来て啼峰の寺
米 断腸をあハれむ

貫

柳尾五点
秋深ミ棄(原本は弃子の母の眠り兼
米 恩愛不能断)

牧

米 仲十一点

柳尾七点 田 不附 徳 いか成付合そや
むかしの願書公事の根と成
米 江南のしよむ也

鬚

尺八の音の響く枝折戸

草

田社十五点

柳尾五点
折る者ハ一指を折らん梅の華
米 江南のしよむ也

東

花の時色くゝの店荷はせて

牧

夕月に散るを見直す花の艶

柳尾五
蝶ひらくと遊ぶ前栽

米 蜜をと、いて御国をあはれむ

14才

田社五
青山かけて古着買行

米 三界安なけれハ

月照て舟も小く漕廻し

田社五
紅毛の印籠あらす丁子漬

江

蜻蛉の一寸止る竹竿

15才

百年の気色を庭の落葉哉

翁

(3)

崩る、下馬も同じ騎馬勢子

草

四ウ
柳尾十

田社五
桐の木に柳も秋を争ひて

丸

米徳子十
田社十五

柳尾五
世の中も墨画に成て郭公

貫

女房の留守を鶉女働く

牧

菅笠を腰にふらりと脱舎(捨)て

祇 聞こゆ
あらはにミゆる冬の雁金
雁金ハ雁か音也 此ころゑ可然歟

六十帖を潜る前髪

李

柳尾五
舟宿の月額長き雨あかり

李

片枝はかり四五間の松

米仲五
逢ふ恋の気も文ほとに働きて

米 めぐりあひぬるうんにハ深しな

鬚

米仲五
時花(はやり)葉師の旭から来ル

米 ゆふへの名ハ持ながら

前ハ塀後口は藪の原屋鋪

是を橋とや村の近道

田社十
柳尾十

米仲七
禿ひそかに告る毒断

東

米仲十

田社五
板縁に鬼の様なる足の跡

雨雲の山より晴て宵の月

米仲七
呑飽て冷(ひや)に仕かへる小夜時雨

米 盃を洗てかはるくくむ

鬚

14ウ

袴の果をつかふ雑巾

ウ

草の数々虫の声く

17才

癪迄直る大阪(ママ)の橋

都

田社十

白雲の上野離れぬ花七日

平砂五
塵取りを小僧に持せ秋の色

魚輔

田社七
力瘤ためして見たり秩父殿

米 すまふ取といひしも

牧

苗代水に遊ぶ鶴亀

15ウ

平砂五
風か吟する風鈴の歌

菊貫

米徳子十
米仲十五

柳尾七
木馬を出して菖蒲ふく軒

丸

右孟冬十又六日
青塘舎席

平砂五
小夜時雨陶ほとは誘ふ水

全

米徳子橋丸

平砂五
火燧の夢や小よりにて覚

輔

徳 古書請
旗本の館淋しき苔の花

東

米仲橋丸

評

平砂五
塀越しの豆腐呼込む長局

圃柳

柳尾橋丸

(半丁白丁) 16才

16ウ

祇徳十点 鶏口五点
鬘斗を兼たる藁苞の文 全

平砂十点 祇、菌
本草の内て茸の名を尋ね 輔 17ウ

平砂十点 鶏口七点
十徳軽くミゆる重陽 全

後の月大かた障子さしにけり
祇前八九日の御句は十三日の御句
御附いさ、か

鶏口二十点 平砂五点
暈の縁も憂き酒を飲む 貫

仇惚の笄までに紋所 全

鶏口十点 平砂五点 米徳子七点
雛も鼻から恋に朽なん 全

そろ／＼と朝より花の夕薬師

茶瓶のうへに燃る陽炎 18オ

二 平砂五点
横たへし刀苦にする小さむらゐ 甫

祇徳十五点 先さして行迎ひ傘 全

夕霓(魁)は雲の峰をも跨ぎ越し 全

元船へ来てねせる帆柱 輔

平砂五点
紀行の序ともいふべき泉岳寺 全

祇徳五点 米徳子五点
襦袢をも干す辻番の棒 全

鶏口十五点 祇徳五点
一葉さへ火桶と成て冬籠 貫 18ウ

呑友達を寄て俳友 全

鶏口七点 祇徳七点
町風流の春は上野か浅草か 全

平砂十点 祇徳十点
孝と恋との交る数入 輔

梅折れははね髻もとゆい)の蝶は舞ひ 全

長い日暮て三日月の影

祇徳七点
身代を集めた所頭陀一ツ袋
祇頭陀とはかりハ僧の事
袋となくてハ聞へす

鶏口五点
旅といふ名の何れおかしき 全

二ウ 唐子無き門の布袋の淋し過 柳

祇徳五点
振舞水のやりはなし也 全

平砂十点
鼓子花ハ槿ほとの手もくれす 全

米徳子七点
野飼の牛に暮かての原 貫

鶏口十点 米徳子十点
大勢ハ猶哀なる小順礼 全

平砂五点
晴た気て見る雪の爛酒 全

中反暎侍乳の鐘の耳を摺 柳 19ウ

風に返して仕廻ふ移香 全

長月や遠山姫の恋すてふ

鶏口五点
芋にも衣の被き初あり 全

鶏口十点
並居たる胸に紅葉の題を籠メ 輔

平砂七点
三重て呑む痰の煉菓 全

花の絵も紙を挟めハ翠簾を散

霞／＼ハ何所迄もなり 120オ

三オ
祇徳十二点 米徳子十点
平砂七点 鶏口七点
子宝を空にしらるゝ八巾 輔

平砂二十点 鶏口五点
君命遁かたき糸鬢 貫

鶏口五点 祇徳五点 米徳子七点
朝の霜借馬／＼の鞍の上 全

平砂十五点
似たとおもへハ憎き縞から 全

祇徳七点
物干へ帽子の並ふ堺町 輔

御用飛脚ハ香車也けり 全

平砂五点 鶏口七点 祇徳七点
石菜花榎松の木小楯にて 全 20ウ

青梅波なり庭の箒目 柳

侘しきは煙に曇る窓の月

半分町て赤くする宮 全

下馬札も什物の部に入れて置 全

百万遍のしはかれた声 全

手前舟水門へ来て楫を絶へ 全

降らても是ハ濡(ぬれ)仏とや 全

瘦るほと娘にうまき智恵の海 全

草履直させ殿と見らるゝ 輔

よるへなき枕言葉に袖か浦 貫

文といふのも筆のやりくり 甫

松はら八月も浅黄に更にけり

おもひも干さぬ月(さかづき)の海 貫

花盛小竹笛あるいハ茶弁当

行先くハミな秋の色 全

「 23才

白雨の跡も麗に夕月夜 雞口七点

波 藁雀(あおじ)も上ルほと麗 全

初汐に爰そ平家の御座所 輔

全

風雅な窓の見晴しもなし 祇徳五点

「 21才

霞から生まれたやうに二子山 柳

猿と蟹との今は中能キ 全

全

三ウ 雞口七点 冬の梅ちらく雪に咲出して 貫

どうかつかせたととも辻駕 全

大太刀にからだ負する菖蒲打 貫

全

鳴へ磔は衝なるへし 輔

猫まてか馴染める茶屋も哀也 輔

そつとミて来る転寝の腹 全

全

米徳子十八点 平砂十点 祇徳十点 山帰来終に天窓を刺らせけり 全

土蔵て爛を懸る煤掃 全

引出を表へ隠す箱階子 柳

全

刻の移りに拵む煎茶 全

産むからに嫁と呼れし名を遁レ 全

塗り足して巢を譲る燕 全

全

温泉廻りや芦湯熱海の塔の沢 柳

顔も呑るゝほとの鼈甲 貫

散る花に冠者と呼るゝ眞岩盆

全

平砂十点 日光責のうへを麦飯 全

前帯の背中也尻もなかりけり 全

唄ふも舞ふも春の只中 全

「 23ウ

雞口十点 祇徳七点 植た手て鳴子引くらし御田ヤ守 全

江戸ハ遊びの地に残る夏 全

右 初冬中三

全

平砂十五点 祇徳十点 熟柿くにあかねさす村 貫

出格子へ螢投込むはやり唄 柳

米徳子勝 平砂勝

全

雞口勝 批
祇徳魚輔

買明十点

珠来五点
愛宕から見下ろす京ハ一掴ミ 雅水

日の当たる夢を見ぬく氷室守 牛

〔 24オ
24ウ
(半丁白丁) 〕

由林七点 永機五点
清水の時宜に香霈(こうじゆ)敷ちる 祇東

繫けと育つ猿の孤(みなしこ) 柳

(4)

初雪やこゝろも知らて肩車

由林七点
それハ雨是ハ博奕の大夫松 貫 〔 25ウ

(めし) 盲(めし)まで若代の風俗(なり)の奇南臭 貫 〔 26ウ

水にミかく昼の月影

永機七点
会式の祖師を采幣(さいはい)して拭 牛

珠来七点
造りも敢す迫る部屋方 輔

匂ハしく連歌に酒も薫るらん

簫吹キハ横笛よりも頬か腫れ 柳

由林五点 珠来五点
物好の極意とミえる裏模様 東

鮫から先へ誉る脇さし

珠来七点
伎倆も智恵も揃ふ申子 東

砂雪隠の垣に蜘蛛の巣 水

身代も糸鬢(いとびん)ほと草履取

黒羽織着たる旦那をとり違へ 水

買明十点
珠来七点
舜(しゆん)に尼か飴(にしめ)の咲合せ 牛

又御無心も風呂敷の事

悪霊なくて引汐の猪牙 輔

由林七点
失せた桧杓(ひしやく)の戻る初汐 柳

葉もなくて涼しからする真桑瓜

朧夜に待侘(ちや)て居る花衣
珠 ころあるべしおほるとはかりは

むらくくと月に雨きる縄簾

森を見当に泊り鳥行 〔 25オ

弥生なかはの空も融々 〔 26オ

間イと頼むと投げる盃 〔 27オ

ウ 今戸からはそ恋路の橋はしら 菊貫

由林七点 買明七点
追廻す猫と玄鳥の旭影 水

二ウ
つまむほと惚た所あり替女の髻 貫 牛

永機十五点 買明七点
女の声の船に残され 圃柳

古着を抱(かか)て虱喰(しゆ)ふ婆々 貫

日本はし雲あらさるに雷の音 輔

由林十点 買明七点
空鞆(そらづつ)て穴を明たる合羽籠 魚輔

珠来七点 米徳子五点
深草や土器挽の八重葎 東

永機十五点
素鐘(すやう)は少し持ツに淋しき 柳

永機十点 推すも敲くも六波羅の門 雲牛

焚かねは夏も寒き居風呂 輔

珠来五点
有なから沓本傘の借り悪(にくさ) 東

買明七点 永機十点
人里遠く雨の瘦馬

水

買明十五点

永機七点
下駄の時雨を拭う鼻紙

東

松葉か床へ落る居続ヶ

輔

由林十点

珠来五点 買明七点
吞尽て心ぞ寒き網代守

貫

┌ 27ウ

買明十点

珠来五点 米徳子十五点
磯寺へ雫を覆ぼす村衛
珠 須磨に

水

┌ 28ウ

恋草も仇に聞いてハ根なし草

貫

┌ 29ウ

薄彩色に明渡る山

東

永機十点
由林十八点
珠来十点

松ものいはし白と答ん

柳

水機七点
舞子の撥を匙に折ふし

柳

昼の月米春く肩に傾きて

水

米徳子十点

由林七点
まかなくに流石疝気も親の種

貫

珠来十点

由林七点 水機五点
清盛の火燧はしまる秋の風

牛

珠来五点
糸瓜の蔓て繋く四阿

水

買明二十点

由林五点
貧も三代続く切レ鍛冶

水

買明五点
月見のあすの寂る虫の音

東

永機十二点

由林七点 珠来七点
角力とり母ハ機をも断かねす

牛

珠来二十点

由林五点 買明七点
漱く音羽の滝の及越し

東

朝霧に指をかゝへる大鼓

東

おきまとはせる兀(はげ)椀の紋

輔

引かれて見はや我も振袖

柳

珠来五点
帯する形に成りし役者画

水

買明五点
花の時かならず帚結直し

水

門立のすゝみかてらに夏の月

東

口説かれて逃るも花の真盛

東

しつこゝろなき庭に陽炎

水

┌ 28オ

扇子ひらけハはつと伽羅の香

┌ 29オ

空炷の奥あさつきの奥

┌ 30オ

三

由林七点
怪け)しからぬものを隠居の蛙聞

柳

三ウ

珠来五点
女中衆の与市を覗く壇の浦

輔

波

買明七点 水機七点
何所やらの凄し玉藻か雛棚

輔

珠来十点
買明十点

水機七点
拈ミくゝに読る手鑑

貫

水

珠来十点 水機五点
そつとすくふてほしき立濤

牛

素顔見事に瘦る労咳

貫

永機十点
珠来十五点
由林十五点
買明十点

物申に肩引かける土用干

輔

水

珠来五点 買明七点
琴に倦きて琵琶の稽古のいたり過

東

永機十点

珠来五点
能書を読ミくゝ通る馬の上
永 御附残念

水

珠来七点 水機七点
蓮とはねつゝ医者の鉢植

牛

水

水機七点
ひたるく育上げる物領

貫

水

水機五点
登蓮法師蓑をさかさま

柳

京の町上ル下ルも呼馴て

柳

水

取巻て大事からるゝ黒い顔

水

由林十五点

珠来七点 買明五点 水機七点 米徳子五点
枯芒花宿引ほとの手も出さず

牛

箸のやうなる木にも風 東

珠来七点
追剥のよなく化る石地蔵 輔 30ウ

らく書おほき橋の行桁 柳

永機五点
深川も三筋の糸のなかれより 貫

殿と様とは妓夫の尋常 輔

足駄の齒元木末木の音かして 牛

由林十点
野分気味よき生酔の道 水

岡両(かげぼう)のふらつく方へ月もさし

咳払にて鹿ハふり向く 31オ

名ウ

買明十五点
着倒に少し気の有る奈良の京 牛

珠来十点
永機二十点
米徳子五点
お恥かしやな今に出女 東

買明七点
無筆てハなけれど文の跡や先

三度か笠に白くおく霜

手間損な親の受取橋普請

開帳ミちを削る王駕草(わかぐさ)

買明五点
そろく朝から花の人通

城下くの水ぬるむ也 31ウ

右 神無月

米徳子雲牛

由林雲牛

珠来祇東

買明雅水

永機雲牛

判

(半丁白丁) 32オ
32ウ

(5)

降れ霰終の花の七日市 晋子

きれ字はいつれにや一句も解かね候

羽織を脱てかかる鯨汁(このしろ)

浜石をおもひも寄らぬ庭に見て

めてたい事の続く触状

廻りとハ知りつ、橋をよけて行

長イ刀の似合ふ鎧持

三日月のちらりと斗間の宿

垣根にさつとこほす白萩 33オ

ウ
米徳子十五点
山消えて霧の中なる渡し守

秀徳五点 田社五点 秀徳再考七点

田社五点 徳こわ
売らる、旅のますい道連 菊貫

田社五点
紅裏も木綿の時は賤しまれ 魚輔

田社五点
茶に舌を焼く出女の恋 圃柳

存 出女猿ならて打こしをか少々也

秀徳七点 田社五点 秀徳再考七点
焚くほと八時雨へ遠き風呂の内 貫

秀徳七点 秀徳再考七点
横川の盤若(岩) 凄き風の夜 東

秀徳五点 田社五点 秀徳再考七点
笥ハ盗めとまてに垣一重 柳

存 居所こしなから

33ウ

弃(棄)た子を又親も見に行 貫

存 笥の文字あれと子の字あしく

挑灯へさせるさし出す番太郎 輔

嫉妬の夢の廓までとハ 東

田社七点
終イちよつと屏風も時の妹背山 貫

徳 行過す

四日へ残る雛の衣く 柳

夕月に花の群集ハ散兼て

いと、心も長閑なる頃

「 34オ

二ウ

薄くと障子へ移る月の影

「 35オ

角力太鼓の近く聞ゆる

三

軽くと日傘をはちく花の雨

「 36オ

二
秀徳十一点 田 藪入 田社七点 米徳子五
秀徳再考十一点 宿下りの芝居見ぬ間をさしも草
兆、春、

夜明を早う告る白無垢

東

田社十五点 離別れても此縞織た窓ミへて

東

秀徳七点 碓氷の杓子紀行に載る

輔

秀徳五一点 田社五一点 秀徳再考五一点
我が恋は硯の海や沖の石

貫

田社十五点 離別れても此縞織た窓ミへて

東

松か根に曾良か夢を芝繫
徳字不足 田いか、存 落字歎解さず 橘丸

夜雀

溜息ながら向ふ風鈴

輔

存義二十点 植込て遣る余所の早乙女
田社十一点 存恋にハいか、なから

柳

秀徳再考七点 撞木の蜚捨鐘に飛

英水

秀徳七点 田社五一点
琴断し此身もいつの夕間暮

柳

秀徳五一点 秀徳再考五一点
水音の草に流る、五月雨

柳

秀徳七点 田社五一点
猿の子の飯時に来る梁のうへ

雀

田社十一点

存義七点 存の
庵への道の絶る雪折

東

あふない夢の覚る屋根葺

全

存義五一点 米徳子七点
一人大工の雨に寝て居る

丸

秀徳十五点 米徳子七点 徳跡 藪に
秀徳再考十五点 煤の日は隣に残る猫の椀

輔 「 34ウ

秀徳十一点 田社五一点 存義七点 秀徳再考七点
坊中を鞋くつゝの経廻る秋の暮

貫

「 35ウ

秀徳十五点 田社十一点 秀徳再考十五点
女郎花闇の野陣の枕元

水

「 36ウ

米徳子五一点
お出入扶持の匙て盛る程

貫

森へ欠ケ込む三日月の鎌
存 三日月出候

東

秀徳五一点 秀徳再考五一点
恋へ傾く秋の盃

丸

生酔の物の怪の付し何大夫

柳

聖霊へ言ひ訳のなき髪結ふて

東

田社七点 川霧に穴を明たる三谷船

社

田社五一点
児か刺る日ハ寂る一院

東

又も禿につかはる、金
田○髪也 存 髪に禿あしく かふるは髪より出る名也 全

全

田社五一点 暁の茶へ塩を加味する

丸

秀徳五一点 田社七点 存義七点
袋棚故郷の文の弥かうへ

輔

田社五一点 緋縮緬結句下着て人目立

輔

秀徳十一点 田社七点
降るまでも上る天氣の暇乞
存 霧は降ものにもなりうつはこしいか、

水

存義十一点

秀徳再考五一点
伽羅にも奢り倦きて蘭鉢

貫

秀徳十一点 田社十八点
秀徳再考十一点

存義五一点 存 くやく
仮名に書き度き妻乞の額

柳

勤ケ由か馬の瘦る御朱印

社

秀億五点 田社七点 秀億再考五点
外山から松歩せる海の内

よそをさらりと風の一吹
― 37才 波

三ウ
鳥部野の石に数置く寒念仏 雀

秀億七点 田社五点 存義七点 秀億再考七点
雪てもの煮る夜の草庵 丸

秀億五点 秀億再考七点
行抜けて車を畳む竹の奥 水

歌に鏡の曇る左遷(さすらい) 社

田社十点
星落て鵜の嘴に光る魚 丸

存義十五点
火入も扇子翳(かざ)す楼 水

湯揚りも留め寄楠の薫る隠れ里 社
― 37ウ

秀億七点 田社五点 秀億再考五点
舞子の荷物長刀で背負(しよい) 冬

名月や軒の声ハ乳母一人 雀

存義七点
矢立へ受る朝顔の露 社

穂の浪を瀬踏の案山子笠斗 雀

秀億十八点 秀億再考十点
田社七点 存義五点
偈も出来てゐる古寺の白 丸

花の空内に居ぬ日の続く頃

歩行く跡から起る若草
― 38才

秀億七点 田社五点 秀億再考五点
魔振(はたふ)りの裏を燕の翳矢先 丸

てんとう茶屋に若殿の贅 社

秀億五点 田社五点 秀億再考七点
三囲も江戸の旅路や女群れ 丸

田社七点
舟へ追人(おつて)のかりる三弦 冬

秀億七点 存義五点 秀億再考七点
雨音ハ藁屋に消へて黒羽 社
徳不可説

岐蘇の茶板の谷越る庵 雀

秀億七点 田社七点 存義七点 秀億再考七点
山桜杣も一日斧やめて 丸
― 38ウ

秀億五点 田社五点 秀億再考五点
論所の蛙もろ声に鳴く 水

ほのくと霞を九輪延ひ上り 雀

秀億七点 田社五点 秀億再考七点
馳走に僧の名字飯焚く 社

田社七点
遣ふほとと解てハ氷る苔清水 雀

落葉朽葉に冴渡る月 雀

存義五点
がらくと鳴るを仕業に管簾(くだのれん)

杖の働く道の色く
― 39才

田社七点
暑い日を汲てハこほす水車 水

秀億七点 秀億再考五点
涙もろさに夜半の辛崎 雀

存義五点
風流に腹ふくらかす頭陀袋

煮豆の加減老の傳受到

世の中へひづみ勝なる塀重門

秀億五点 秀億再考七点
日も麗和に酢味噌摺る音 存ヒ

黄鳥の浮ひて流る、花筏

樽を枕に春の唯中
― 39ウ

右

米徳子 祇東

秀億 橘磨
田社 祇東
存義 圃柳
再考秀億 橘丸
議判

(半丁白丁) 40才
― 40ウ

真田宝物館整理番号 題簽／発句	奥書(興行年月・場所・句上げ) 成立年(推定)	点者	連衆	備考
31—3—21—⑥ 「菊の分根 玄」(後補)	成立年未詳だが、安永3年以前	→ 宝暦12年～宝暦13年か	または 明和2年～3年か	
①初冬や日向に残る囀の声	右十月十三日満備 米徳子雲牛・嶺子勝・ 存義勝・米仲勝 朱引	米徳子・金嶺子・存義・米仲	菊貴・圃柳・魚輔・雲牛・香江・雅水	2020年3月『松代』 33号に掲載
②畠とは余り無下也菊の花 菊貴	右孟冬十又六日青塘舍席 米徳子橘丸・米仲橘丸・ 田社橘丸・柳尾橘丸 評	米徳子・米仲・田社・柳尾	菊貴・柳都・祇東・鳥鬚・柳岬・香江・橘丸 ・蘇牧・桃李・	菊貴の発句に柳尾 か五点を付す
③百年の気色を庭の落葉哉 翁	右初冬中三 米徳子勝・平砂勝・雞口勝・祇 徳魚輔 批	米徳子・平砂・雞口・祇徳	魚輔・菊貴・圃柳	
④初雪やこゝろも知らで肩車	右神無月 米徳子雲牛・由林雲牛・ 珠来・祇東・買明雅水・永機雲 牛 判	米徳子・由林・珠来・買明・永 機	菊貴・圃柳・魚輔・雲牛・雅水・祇東	
⑤降り霰終の花の七日市 晋子	右 米徳子・祇東・秀徳橘丸・田社 ・祇東・存義・圃柳・(再考) 秀徳橘丸 議判	米徳子・秀徳・田社・存義・ (再考) 秀徳	祇東・菊貴・魚輔・圃柳・苳社・夜雀・橘丸 ・英水	
⑥あれ聞けと時雨来る夜の鐘の声 晋子	右 米徳子橘丸・珠来橘丸・ 湖十橘丸・米仲勝・亀成勝 批点	米徳子・珠来・湖十・米仲・亀 成	橘丸・英水・苳社・夜雀・菊貴・圃柳・魚輔 ・祇東	
⑦砂書を風の教ゆる柳かな	右砂冬二十又九日席 金嶺子雲牛・存義勝・亀成勝・ 旨原魚輔	金嶺子・存義・亀成・旨原	橘丸・柳来・雲牛・菊貴・魚輔・圃柳	
⑧穴の明くあさき垣ねの椿かな (上五に「徳 住居て」と添削)	右太郎月 (秋田扇裡様) 湖凍子・祇東月 村所・存義勝・蒼狐勝	秋田扇裡様湖凍子・月村所・存 義・蒼狐	菊貴・圃柳・雲牛・祇東・魚輔	

⑨うくぬすの調も深し竹の奥 麦林	右むつみ月 存義祇東・米仲橋丸・沾山魚輔 ・考訂	存義・米仲・沾山	魚輔・祇東・菊貫・橋丸	
⑩咲（わら）ふかと花を見はやす牡 丹哉	月村所・金嶺子柳友 米仲祇東・存義橋丸・平砂橋丸 右孟夏中九	月村所・金嶺子・米仲・存義・ 平砂	祇東・菊貫・雅水・柳友・莢水・橋丸・柳宴	発句・鵬・第三に 平砂の批点あり
⑪暮惜しむ鞠の行衛や天の川	右仲秋 米仲勝・田社勝	米仲・田社	(連衆名不記)	
31—3—12 「菊農分根 地」 宝暦13年と 明和元年				
①植た手の乾かぬ間なり早稲の月	無射（九月）二十九日成 月村君麟嶺君・金羅麟嶺君・亀成 蘆晚・沾山芦晚・汝章公勝	月村・金羅・亀成・沾山・汝章	流水・其昔・蘆晚・麟嶺・祇東・菊貫・魚輔 ・雲牛	『松代』（30）翻刻 『菊の分根』（7）
②漣守の裾よりぬれて落葉哉	孟冬（十月）十日満備 席 月村君祇東・湖十橋丸・・雞口祇 東・柳尾祇東 朱引	月村・湖十・雞口・柳尾	祇東・魚輔・其時雨・柳草・菊貫・麟嶺・橋 丸	
③居酒屋に馬の嘶く時雨哉	右十月二十有九日 満備 珠来祇東・由林祇東・ 両評	珠来・由林	古梅・柳主・圃柳・雅水・井巴・菊貫・祇東	
④四季の内に霜をいた、く翁哉	黄鐘（十一月）朔成 朱引 存義魚輔・米仲勝	存義・米仲	菊貫・魚輔・圃柳・祇東・蘆晚・其昔・麟嶺 ・流水	
⑤四季の内に霜をいた、く翁哉	右十一月十七日満備 月村君勝・麟嶺勝・珠来祇東・ 秀億勝・亀成勝 朱引	月村・麟嶺・珠来・秀億・亀成	菊貫・祇東・雅水・魚輔・雲牛・圃柳	『松代』（31）翻刻 『菊の分根』（8）
⑥四季のうちに霜を戴く翁かな	右霜月二十二 鳥 席 朱引 祇徳祇東・海旭祇東	祇徳・海旭	祇東・魚輔・菊貫	
⑦蝶は夢出しぬく庭や冬花王	右杪冬（十二月） 米仲勝・平砂勝 両評	米仲・平砂	菊貫・祇東・橋丸・魚輔・麟嶺・其昔・龍水 ・蘆晚	宝暦十四年甲申六 月二日明和元年に 改元
⑧梅一木双紙干へき枝もかな	右宝暦甲申初春晦成（一月三十日） 月村魚輔・麟嶺雅水 亀成雅水・秀億勝 叩評	月村・麟嶺・亀成・秀億	菊貫・祇東・柳艸・雲牛・魚輔・雅水・波山	

⑨梅一木双紙干せとて流し枝	右仲春(二月)四日 席 月村君 看江・田社勝・田女勝 朱引	月村君・田社・田女	菊貫・其時雨・祇東・橘丸・柳艸・看江	
⑩青柳ハ水に絵を書く姿かな	右仲春 成 米仲勝・樓川其昔	米仲・樓川	菊貫・魚輔・祇東・雅水・芦(蘆) 暁・龍水 ・其昔・鱗嶺	
⑪色こそこの夜も梅一木臈かな	右姑洗初七(宝暦十四年三月七日) 満備 月朝所 吉門魚輔・田社橘丸	月朝・吉門・田社	鱗嶺・芦暁・龍水・其昔・橘丸・祇東・魚輔 ・菊貫	『松代』(32) 翻刻 『菊の分根』(9)
⑫青簾なんそと人や伸上り	右夏五念九日(五月十九日) 満備 月朝君 溪鶴・鶯徳勝 米仲勝・秀億勝 朱引	月朝・鶯徳・米仲・秀億	其昔・溪鶴・其時雨・柳波・柳美・芦暁・古 梅・菊貫・沾雨・金嶺	
⑬笠とるや暫し楽む夏木立	右 嚶菟君 買明祇東・珠来圃柳 朱引	嚶菟君・買明・珠来	菊貫・圃柳・魚輔・祇東・蘆暁・金嶺・其昔 ・龍水	
⑭手拭に包めはぬける真桑哉	右季夏(六月)中旬 満備 月村君勝 立儿勝・平砂雲牛 朱引	月村・立儿・平砂	其昔・芦暁・金嶺・菊貫・雲牛・祇東・魚輔	
⑮笠取るやしばし楽む夏木立	右水無月(六月)五日 満備 月朝君勝 金羅・存義雲牛・祇徳祇東・ 秀億魚輔 朱引	月朝・金羅・存義・祇徳・秀億	菊貫・圃柳・雲牛・魚輔・祇東・芦川・金嶺 ・其昔・金嶺	
⑯鶏頭はいよいよ赤しけふの月	右仲秋(八月)二十四日 金嶺公魚輔 存義圃柳・亀成勝 所評	金嶺公・存義・亀成	菊貫・魚輔・祇東・雅水・波山・圃柳	

監察日記 寛政二年〜寛政四年

真田古文書クラブ 佐久間方三 小幡伍

○寛政二庚戌年

○正月朔日 御礼五半時揃、於大書院差立・大小御

役人・八田孫左衛門迄御祝義申上ル

一 同四日 寺院年頭御礼例之通相濟、堀内大隈終

而本誓寺宰相罷出御礼申上、御町之者

共御三之間御縁側二而一同御礼申上ル

一 同五日 御領分千曲川・犀川国役御普請、先達

而御願書被差出候処、旧蠟晦日御願之

通被蒙仰候

一 同九日 寺院御礼例之通

一 同十一日

口上お不え

先だつて仰を可うむり候趣、誠ニめう可志こ
く、御厚恩の義申上遍き様も御座なく、有り
可た起仕合そんし奉り候、其上養子之儀も祢
可ひ奉り候之通、さつそく仰付ら連下しお可
れ、重々有難き仕合ニそんし奉り候、これ尔
よつて、王たくし拝領仕り候御扶持、(以)御
情養子達之進へ下しお可れ、家苗そうそく祢
可ひ奉り候、此段御家老中様までよろしく御
とりなしたのミ奉り候、以上

十二月廿五日

婦る沢三郎衛門妻

い満

王たなへ友右衛門様

者ら九郎左衛門様

中また吉五郎様

右之趣ニ而当御役分御用番へ願書差出候由、江

戸表同役分申来候

三郎右衛門妻い満、只

古沢三郎右衛門妻
い満

今迄拝領之拾人御扶持

養子達之進へ被下置、
古澤達之進

相続願之通被仰付之

右之通於御用部屋被仰付候

金三両

三村養益

此度御用段々出精相勤候付、絵具料被下置之

右御用部屋次之間ニおいて岩右衛門申渡之

御上下一具

齋田左盛

若殿様・若御前様御婚礼御式御用差添相勤、

致大儀候付被下之

右者当人申聞候段、十二月廿八日付友右衛門方

分申遣候

一 正月十二日 八幡別当神宮寺名代惣目代・同神主

松田大内蔵名代宮川伊勢大夫、和合院

名代安楽寺登城、献上物例之通

一 同十五日 大般若御執行有之

一 同十八日

亡父渡大夫願置候通御

金井長三郎

知行百参拾石被下置、

同道金井縫殿丞

家督無相違被仰付之

一 同廿四日 藤井藤四郎講釈例之通、尤初而付寛蔵

麻上下着用、相濟大役人於詰所御酒・

御吸物・御料理被下

一 同廿五日

厚思召御坐候付、御役

料御蔵米百石被下置候

矢沢将監

○ 二月九日

御自分二男主水義真田

祢津神平

勘ヶ由へ養子差遣度旨、

同 主水

願之通被仰付之

実子無之付、祢津神平

次男主水養子仕度旨、

真田勘解由

願之通被仰付之

横田弥太郎在命之内願

置候通実子無之付、妹

藤岡彦蔵

横田弥太郎親類
長谷川市左衛門

致養女其方躰養子仕、
弥太郎唯今迄拜領之御知行百五拾石被下置、
家督無相違被仰付之

叔父彦藏義横田弥太郎 藤岡善左衛門
在命之内躰養子差遣度 名代加藤惣大夫
之旨、願之通被仰付之

其方儀松平大炊様御家 三輪五郎八
来東福寺半右衛門娘縁
組仕度旨、願之通被仰付之

右之通御用番宅ニおいて被仰渡候

御徒目付申付之 丸山岩右衛門
同道小泉彦七

右者次之間ニおいて寛藏申渡之

実子無之付、從弟瀬脇 御用 中村仲右衛門
村平右衛門次男民之進 名代小林喜惣治
養子仕度旨、願之通申
付之

右同断、望月九郎右衛門申渡之

一 八田孫左衛門粹嘉右衛門町年寄見習申付
度旨、伺之通被仰渡申付候段、徳田神一
郎申聞

一 二月十二日 左之通從江戸表申来

先達他所借入金之義懸 渋谷養説

合方不行届、及公訴候

付差扣相伺候、殊ニ少金之儀候ハ、別而取
計方も可有之処、再訴迄為致候段、重々不埒
之事情、乍去以御情早速差扣被成下御免候、
自今右躰之義急度相慎候様、被仰付之
右御用番御長屋ニおいて被仰渡候段、正月十八
日付九郎左衛門方今申遣候

御加恩之御礼 鎌原司馬

家督之御礼 金井長三郎

名代藤井喜内 宮下政衛 名代宮下兵馬

相続之御礼 古沢達之進

被召出御宛行頂戴之御 三村鍬次郎
礼 名代奥村勘八

御加恩之御禮 岡本傳八郎

年頭之御礼 廣田筑後 名代齋藤八大夫

右同断自分御礼 齋藤八大夫

右之通御礼相済候段、当月朔日付ニ而吉五郎方
今申遣候

一 同十三日 四時過長国寺中ニ而少々出火、早鐘
打候付例之通

一 同十五日 不行跡之筋相聞、去年 小山儀右衛門
中閉門申付置候処、此 同道田中理右衛門
度被成下御免候、以来
万端相慎相勤可申候

右御用番宅於次之間望月九郎右衛門申渡之

一 同十八日 長門娘衛士方へ縁組、 鎌原長門
双方願之通被仰付之 大熊衛士
右御用番於宅被仰付候

先達而於江戸表不敬不 類 和田惣摩
慎之義共相聞候付、逼 名代片岡半十郎
塞被仰付置候、依之被
仰付方も有之候得共、今度ハ御情被成下御免
候、自今万端相慎可相勤旨被仰付之
右者岩崎主米宅ニおいて同人申渡之

一 同廿五日 先達厚以思召御役料被 矢澤将監
成下候処、被仰付之儀
段々御訴訟申上候ハ如何ニ思召候、乍去申立
候趣尤ニも思召候間、内願之通御役料被下候
儀、御延引被仰出候

一 同廿八日

御儒者被仰付之

古澤達之進

同 廿五日・廿七日 乘馬
以上

方願之通被仰付之

祢津直之進

右被仰付筆順之儀相伺候処、御右筆之上与被仰渡候之由、二月廿一日付二而吉五郎分申遣候

一 同十八日

次男助市嫡子仕度旨、

森山嘉藤太

一 同十一日
出精相勤候付、御役料
拾石被下置之

祢津小膳

○ 三月三日 上巳御祝義大小御役人五半時揃、例之

通御礼申上

願之通被仰付之

同 助市

一 和田牧太先月廿一日出奔致候段、今日御届候付、跡屋敷・建家御郡方へ受取候間、立合相勤候様被仰渡候

一 同十一日 左之通江戸表分申来

家督之御礼

横田彦藏

一 同廿三日

武芸一覽被仰渡、日割左之通
三月廿九日 軍学

四月 二日・同 四日 軍学

四月 六日・ 八日 劍術

同 十日・ 十二日 槍術

同 十四日 腰廻居合

一 四月十五日

其方脚痛眩与無之、御

役難相勤付、願之通御

役御免被仰付之

池田鶴殿

名代 矢野源八

若御前様御奥支配添役

原田 紘

被仰付、御役中給人格

被成下候

右者於御用部屋吉五郎申渡

一 同廿六日

其方儀常々行跡不宜候
趣、其上新兵衛之傍輩

伊東元弥

右之通当朔日付江戸表分申来候

共を押掠、我意之取計致候、自分之勤向も他へ讓、他行等致候儀相聞不埒之事情、分ヶ而近年一統無差別、一和行跡等心懸、相勤候様

申伝候処致忘却、不屈之事情、依之申付方も有之候得共、以御情此度ハ其儀無之候、自今

万端相慎相勤候様、尚又不慎之義有之候ハ、急度可申付候

右之通御用番於御長屋申渡、例之通取計候旨、三月十八日付二而中候吉五郎分申遣候

一 同廿二日 殿様御名右京大夫様与被遊御改度之旨、当十八日御伺之通被仰出候

依之来廿五日四時分九時迄之内麻上下着用、月番宅へ罷出御歎申上候様

今日雨宮神事、例之通

三人御扶持悴隼吉へ被下置、家督無相違被仰付之

御切米金七兩式分・米

通隠居、唯今迄拝領之

原 隼吉

一 同十八日

四月朔日

競妹直之進へ縁組、双

八田 競

一 同廿三日

御前様御奥支配被仰付

之

前田喜右衛門

一 同十二日 弓馬一覽被仰渡、日割左之通

三月廿一日・廿三日 射芸

右之通四月十五日付、原九郎左衛門分申遣候

二不及事、繁く不相成様、緊要之儀
計簡易ニ認可申事

○ 五月五日 端午御祝義大小御役人五半時揃登城、
例之通御礼申上ル

一 同廿五日 殿様御改名、恐悅御用番宅へ諸士罷出
申候

口達之覚

一 同八日・九日 於長国寺瑤徽院様御七回忌御法事
御執行有之

一 公義分左之通被仰出御書付之趣、司馬
殿被仰渡、前島四郎右衛門懸り演説被
召出

一 其家代々之内、碑銘等有之分并著述等
之儀も有之歟、或ハ格別之行状、一領
・一家中之政事ニ取候而も、格別之品
等留有之候分者、写ニ而儒者岡田清助
方へ可差遣事

家督之御礼 原 隼吉

名代 小松早之丞

諸家系譜差出候覚

先達從公義別紙之通被仰出候、

格式之御礼 原田 糺

一 古き家筋之分者、誰よりと被相違へく
候、其已前者書出ニ不及

右ニ付御家之御美目等ニも相成候趣及
承候義、或ハ書留又者権現様御以來御
書等之類、且、御家之義古き記録等致
所持候ハ、書上可申旨被仰出之

隱居之御礼、例之通 原 新四郎

御用部屋へ罷出候 名代 岸 善八

一 延宝元年以後万石以上ニ相成候分ハ、
先祖之由緒并連綿いたし候代々之儀、
不殘認可差出事

四月二十一日

其方儀森川源之丞様御 鎮目軍記
家来内海此右衛門妹縁

組仕度旨、願之通被仰付之

一 但、分地家元延宝八年迄万石以上ニ
而有之候ハ、本家誰代分地ハ家元、
誰代分流与認、遠祖迄委く書出し候
ニも不及

一 四月廿八日

清三郎病氣耽無之、往 煩不罷出
宮本清三郎
々々難相勤付隱居、悻悻 同 傳左衛門

右之通四月廿八日付ニ而原九郎左衛門分申遣候

一 家督・初而御目見・隱居・分地・官位

左衛門へ唯今迄拜領之

同道 高野半弥

一 五月十五日

・加増・昇進・死去并歳月・次男・厄
介・家来等新規被召出之儀

御切米糶五斗入式拾八

御側医被仰付之 篠原玄意

一 御名代・御使・御手伝・其外廉立候御
用之品

表・糶式人御扶持被下置、願之通跡式無相違
申付之

右之通御用番宅ニ而被仰渡候

一 御加増・所替・御役儀被仰付候義

右者御用番宅次之間において望月九郎左衛門申渡

思召有之付、御在所へ 依田十郎左衛門

一 減知・御役御免・其外御咎之品

之

御返被成候、罷帰相慎 菅 大式

一 右之分年月日委敷認候事

之

居候様被仰付之

一 右之外者其邸宅へ御成等之義、又ハ格
別成拜領物・御誉等、不依何事其家之
美目存候分ハ認可申事

年寄候迄相勤候付、御 宮本清三郎
目録百疋被下置之

右者当十日藤田典膳於御長屋玉川左門出座、典
膳申渡候段、江戸表同役分申遣候

一 但、御門番・火之番等通例之儀ハ認

右者於御勘定所右同人申渡之

一 同十六日

依田十郎左衛門御尋之

其方妹要御雇被仰付之

○ 今・明日於長国寺麗香院様七回御忌御
法事執行有之

筋有之二付、親類共へ

同人親類

石川新八

○ 六月十二日 松平越中守様之木工頭様御卒去付、
月番宅ニおいて若殿様江御機嫌伺諸士
罷出候

御預被成候、無油断相

同道児玉友之進

右之通当十五日付吉五郎分申遣候

守可申候

親類 遠藤小右衛門

親類 金井伊膳

一 五月廿五日

其方儀病氣耽与無之、
長井四郎右衛門

山田玄順

往々御奉公難相勤付願

一 同十五日

中山瀧之進在命之内願
置候通実子無之付、其
方致養子、唯今迄拝領
之御切米金七両式分・米三人御扶持被下置、
家督無相違被仰付之

菅大式右同断

菅 大式

名代 牧野五左衛門

石被下置、并足輕十人御預被成下、家督無相
違被仰付之

中山瀧之進在命之内願
置候通実子無之付、其
方致養子、唯今迄拝領
之御切米金七両式分・米三人御扶持被下置、
家督無相違被仰付之

同人親類

違被仰付之

一 同十五日

平林有之助
中山瀧之進親類
落合量藏

同道 近藤市十郎

五郎兵衛妹与惣右衛門
へ縁組、双方願之通被
仰付之

綿貫五郎兵衛

一 同十五日

其方弟有之助 中山瀧
之進在命之内養子差遣
度旨願置候処、願之通被仰付之

上原八左衛門

幾馬妹嘉膳へ縁組、双
方願之通被仰付之

馬場与惣右衛門

一 同十五日

其方弟有之助 中山瀧
之進在命之内養子差遣
度旨願置候処、願之通被仰付之

右之通今朝於評定所真田勘ヶ由申渡、御役人例
之通出席

幾馬妹嘉膳へ縁組、双
方願之通被仰付之

齋藤幾馬
関根嘉膳

一 同十五日

其方弟有之助 中山瀧
之進在命之内養子差遣
度旨願置候処、願之通被仰付之

今朝大般若御執行有之、例之通

方願之通被仰付之

関根嘉膳

一 同十五日

其方弟有之助 中山瀧
之進在命之内養子差遣
度旨願置候処、願之通被仰付之

一 五月廿二日 当十六日付友右衛門分左之通申遣

依田十郎左衛門・菅大式右兩人此度思

父正徹門弟酒井富治養
弟仕、富岡庄七へ縁組、
双方願之通被仰付之

山田玄順

一 同十八日

殿様当十三日此表へ之御暇被蒙仰、御
拜領物被遊候段、申来候

召有之、御在所江御返被成候一件二付、

酒井富治

富岡庄七

一 同廿一日

当八日付二而吉五郎分左之通申遣候

小山田主膳・祢津神平・藤田典膳・玉

名代 中村見伯

酒井富治

一 同廿一日

其方実母方従弟致養女、
堀内蔵頭様御家来駒沢
勇左衛門悴末蔵へ縁組、願之通被仰付之

川左門差扣相伺被申候、当御役中候吉

富岡庄七

富岡庄七

一 同廿一日

其方実母方従弟致養女、
堀内蔵頭様御家来駒沢
勇左衛門悴末蔵へ縁組、願之通被仰付之

五郎懸合付、当十二日差扣伺差出、同

左之通從江戶表申来

富岡庄七

一 同廿一日

其方実母方従弟致養女、
堀内蔵頭様御家来駒沢
勇左衛門悴末蔵へ縁組、願之通被仰付之

十四日朝不及其儀旨、御差図有之

役替豊後守奥守役申付

大瀬 登

一 同廿一日

其方実母方従弟致養女、
堀内蔵頭様御家来駒沢
勇左衛門悴末蔵へ縁組、願之通被仰付之

悴弥作御奉公筋為見習

之

大瀬 登

一 同廿一日

大手御番中詰切相勤候
付、御上一具頂戴之
旨、当人より申遣候

度旨、願之通赤沢助之

同 弥作

右者当十九日於御前被仰付候段、当十八日付九

郎左衛門分申遣候

一 同廿一日

大手御番中詰切相勤候
付、御上一具頂戴之
旨、当人より申遣候

進組へ御番人被仰付之

郎左衛門分申遣候

一 同廿一日

大手御番中詰切相勤候
付、御上一具頂戴之
旨、当人より申遣候

一 六月廿八日

赤沢助之進組へ御番人

宮下政衛
横田彦藏

仰出之

望月治部左衛門死去付、来ル十三日迄
万端相慎候様被仰出

岩崎主米組へ同断

三村鍊次郎
金井長三郎

一 同十二日 御本陣触到着

不被遊、御留守ニ罷成候得ハ御手薄ニも相成
候付、来春中迄滞府被仰付之、老年之処永々
滞府、御用無御間欠相勤大儀思召候、為御褒
美御役料御蔵米拾石被下置之
右於御用部屋被渡候

矢沢修理組へ同断

原 隼吉

多年出精相勤候付、御
加増拾五石被下置候

小給ニ而長詰之事付、
為御手充滞府中老人
御扶持被下置之
久保一郎兵衛

○ 七月七日 七夕御祝義大小御役人五半時揃登城、

御礼申上ル

御役料御蔵米拾五石被 右 同人
下置之

右当人申聞候由、七月十一日付ニ而吉五郎今申
遣候

一 同九日

家督之御礼

長井平馬
中山有之助
名代 関口角左衛門

若御前様御婚礼前今、暫之内助相勤候様被仰
付候処、万端御用向立入申談、御婚礼以来御
広式へ日々罷出、御暮方御ノリ之義迄、諸事
御形宜相極、彼是致大儀候、小野喜太右衛門
同役被仰付候付、若御前様御守役助御免被成
下候

一 七月廿五日

亡父権左衛門願置候通 青木千十郎
御知行百石被下置、家 同道 斎藤幾馬
督無相違被仰付之

御加恩之御礼

馬場廣人

下候

金藏病氣耽与無之、往 長谷川金藏
々御奉公難相勤付願之 名代 西村十郎右衛門
通隠居、只今迄拝領之 長谷川守人
御切米金七両式分・米

隠居付例之通

長井四郎右衛門
名代 万之助

右七月朔日付ニ而同役吉五郎今申来候

三人御扶持倅守人へ被下置、家督無相違被仰
付之

右之通御礼相濟候旨、当十三日付同役共今申遣
候

一 同十日 殿様来月六日江戸表御発駕御日限被仰

出候

一 同十七日 江戸表今左之通申来ル

○ 八月朔日 八朔御祝義大小御役人五半時揃登城、
例之通御礼申上ル

一 同十一日

御役替若殿様御近習被

谷口民馬

先達而御沙汰も有之候 小野喜太右衛門
通、此節為休足御在所
へ可被成下御返処、若御前様御不快今以駢与

一 同二日 今朝於評定所左之通

其方儀去十二月中、和 依田十郎左衛門
田牧太誘引ニ而一同吉 名代 金井久内

原町へ罷越候之由、御
法度相背、殊二近年段
々、誤而被仰出も有之義、

願之通隠居、只今迄拜
領之御知行百四拾石俵
右吉へ被下置、家督無相違被仰付之

新知頂戴之御礼

安藤岩尾

親類同道
児玉友之進

同 右吉

隠居之御礼

藤岡善左衛門

旁別而可相慎之処無其儀、其上勤番之御番士
頭取も致候義二候得者、御番方右躰之義及見

殿様御不快御快被成御座、当五日被遊
御出勤候段、申来候

名代 鹿野三十喜

長谷川金藏

聞候ハ、異見を加、不用候ハ、申立之儀、誘
引候共可及断筋之処、剩一同二両度迄罷越候
段、重キ被仰付を一々致忘却候儀、重々不屈

殿様当六日被遊御発駕候段、申来候
御城着九時、諸士相詰例之通

名代 長谷川伝左衛門

至極二付急度可被仰付之処、今度者格段之以
御情重キ御答御用捨、御知行之内式拾石御引

於御居間御用席御目見

入院之御礼

開 善 寺

上、閉門被仰付之

右玉川左門申渡之

右同断、前島四郎右衛門・白川寛藏・
原九郎左衛門・小幡庄作・窪田岩右衛
門・大熊式部左衛門・榎田忠兵衛、右
一同御目見被成下御意候

御通掛

御徒目付
近藤惠左衛門

其(方)儀去十二月中、
和田牧太誘引二而一同

同十二日 四時之御供触二而、御鎮守諏訪宮・長
國寺・大英寺へ御参詣

役成之御礼

御台所目付
山田藤右衛門

吉原町へ罷越之由、御
法度相背、殊二近年段

同十五日 月次御礼四時揃、即刻相済

跡式之御礼

御大工
鈴木左源太

々、誤而被仰付も有之儀、
旁別而可相慎之処無其儀、其上古詰之儀候へ

家督後之御礼

大熊衛士

格式并御擬作之御礼

御帳付
成本治郎左衛門

ハ、右躰之儀及見聞候ハ、異見を加、不用候
ハ、可申立義、誘引候共可及断筋之処、重キ

家督之御礼

出浦数馬

御扶持被下置候御礼

御徒士
小泉彦八

被仰付を致忘却候儀、重々不屈至極付急度可
被仰付処、今度ハ格段之以御情重キ御答御用

藤岡右吉

御扶持被下置候御礼

同 西山彦五郎

捨、御知行之内拾石并御預足輕之内五人御引
上、閉門被仰付之

初而之御目見

同断

御大工
増沢富五郎

右海野大右衛門申渡

一 八月五日

善左衛門病氣駢与無之、
往々御奉公難相勤付、

類 藤岡善左衛門

詣

同 同十八日・十九日 祭礼付例之通御棧敷江被為入

名代 横田彦藏

片岡源之助
横田彦藏
齋藤速水
三村鍊次郎
赤沢雄太郎
北山通策

一 八月十七日 四半時之御供触二而、大鋒寺へ御参

候、十九日大御門踊相濟、御帰後御機嫌伺例之通相濟

同

宮下政衛
上原友左衛門

御徒士へ番入申付之

山田藤右衛門

一 同廿一日

亡父治部左衛門願置候 望月監物

同

宮下政衛

於長囲炉裏前嶋作左衛門申渡之

通御知行千式百石・下 同道赤沢助之進

同

上原友左衛門

一 八月廿三日 四時之御供触二而、長国寺へ御参詣

屋敷被下置、足輕四拾

同

中川清右衛門

一 同廿四日 藤井藤四郎於小書院御目見申上、麻上下着用罷出候、講談被遊御聽聞相濟候

忝人被成下御預、家督無相違被仰付之

同

原 隼吉

後、於詰所御吸物・御引肴二種・御酒被下置候

初而之御目見 小幡捨治郎

同

東条孫之丞
山田玄順

同

同断 青木久喜

同

一 同廿五日

御近習被仰付之 富永治左衛門

家督後之御礼 福田伴之進

右兩人ツ、御礼申上ル

御切米金五兩被下置之 右 同人

同 金井縫殿丞

御通懸

御役川除御普請御用懸相勤候面々、左之通御褒美被下置候、御書付御文言略ス

同 金井齋宮

跡式之御礼

御勅定
宮下傳左衛門

同 矢野源八

御擬作御直被成下候御礼

同 西村与吉

同 金井長三郎

御擬作御直被成下候御礼

同 高野半弥

同 河口要吉

御擬作御直被成下候御礼

同 桜井吉左衛門

同 山岸文右衛門

御擬作御直被成下候御礼

同 池田義左衛門

同 常田金平

格式並御擬作之御礼

同 御肩衣一 高山平十郎

同 白川松三郎

御加恩之御礼

同 御給一 石倉友左衛門

同 湯本喜膳

御扶持方被下置候御礼

同 御上下一具 三輪六十郎

同 関根嘉膳

御扶持方被下置候御礼

同 小林喜祖之助

同 石倉伊右衛門

御扶持方被下置候御礼

同 右於御用部屋被仰渡候

三百疋

中村仲右衛門

貳百疋

高松養碩

百疋ツ、

厚木伯庸

同

池田義左衛門

石野通延

百疋

田中直吉

右於御用部屋被仰渡候

九月六日

菅沼助右衛門

右金井甚五左衛門申渡之

一 八月廿六日

四半時之御供触ニ而、白鳥・開善寺・乾徳寺・恵明寺へ御参詣

助右衛門病氣耽与無之、

菅沼助右衛門

二百疋

海沼龍左衛門

一 同廿七日

大式義去十二月中、和田牧太誘引ニ而吉原町

菅 大式 親類

往々御奉公難相勤付願

名代森山嘉藤太 菅沼末三郎

貳百疋ツ、

小林佐五右衛門 萩原磯左衛門

へ罷越、御法度相背、近年段々被仰出も有之

御前様・貴姫様御勝手

方取計御事多相勤候付、

山本三左衛門

右金井甚五左衛門・高山平十郎申渡之

一 度格段以御情重き御答御用捨、御知行之内拾

石・足輕拾五人御引上、閉門被仰付候、依之先達而申渡置候御取替金を以、借財之方被成

御役料老人御扶持方御増被下置之

二百疋

片岡彦右衛門

一 岡野内蔵太儀從御前様拝領之鶴丸御紋

縮緬御小袖、着用仕度旨申聞候、其段相心得候様被仰渡候

今般重陽御礼御取次引連ニ而、御取次

兩人・御礼之者兩人兩側へ訳り、一同御礼申上候様仕度旨御取次申立、伺之通申渡候、右相心得候様被仰渡候

百疋ツ、

千左衛門 源之丞

一 右之趣於江戸表近藤弥一右衛門へ被仰渡候由、

同人申聞候段、十日付ニ而吉五郎分申遣候

同 九月九日

重陽之御礼五半時揃、四半時過相始小書院相済、御通懸之者例之通、大書院へ渡御、御番士・家督・無役・嫡子迄

壹貫文

同 八右衛門

一 同廿八日

今日岩野辺へ御野懸、御帰夜九時之由

五十疋

同 与惣右衛門

○ 九月朔日

月次御礼四ツ時揃ニ而、即齋相済

御切米頂戴之御礼

富永治左衛門

右石倉友左衛門申渡之

家督後之御礼

三輪五郎八 塚本八百八 杵淵助七郎

御普請役病氣之節遠方度々罷出、致大儀候付

家督後之御礼

三輪五郎八 塚本八百八 杵淵助七郎

家督之御礼

望月監物

繼目之御礼

関屋村 明徳寺 牧田中村 興禪寺 龍泉寺

同断

菅沼末三郎

右之通於長圀炬裏九郎左衛門申渡之

名代 中村五郎兵衛
柵津要左衛門
名代 柵津直之進

初而之御目見

中山有之助

一 同十五日 松平肥前守様之御奥様当日御卒去、若殿様御姉様ニ而御半減之御忌服被為受候、依之来ル十九日迄万端相慎候様、右付今九時八時迄之内登城、若殿様御機嫌相伺候様

御通掛

格式并御擬作被下置候

町田善左衛門

隠居之御礼

菅沼助右衛門
名代 森山嘉藤太

御機嫌相伺候様

御礼

役替吟味役申付之

前嶋四郎右衛門

一 九月十一日 善光寺辺へ御野懸、御出六半時御帰

夜四ツ時過

一 右付月次御礼相揃候後、御延引之旨被仰出、右之段諸士へ口達いたし候

右者御前おいて被仰付

津右衛門病氣耽与無之、往々難相勤付願之通隠

名代 山田津右衛門
山田又六郎
山田五郎藏

悴藤吾詰中無滞相勤候

窪田平八

一 同十六日 来ル廿二日・同廿七日射芸可被遊御覽

居、悴五郎藏へ只今迄

山田五郎藏

付、御徒士へ番入申付候、依之玄米式人御扶持被下置之

窪田藤吾

一 旨被仰出

表・米式人御扶持被下置、家督無相違被仰付

悴半藏右同断

片岡源左衛門
片岡半藏

初而之御目見

原 千之助

右者御用部屋ニおいて被仰付候

詰中無滞相勤候付、御徒士へ番入申付候、依之玄米式人御扶持被下置之

桑名友十郎

初而御目見

原 五十馬

詰中無滞相勤候付、御徒士へ番入申付候、依之玄米式人御扶持被下置之

桑名友十郎

初而御目見

長谷川文吉
岡野新太郎
里見武右衛門
森 兎毛
柵津要三郎

同十八日

御領分当頭仕置座被仰付之

藤植檢校

詰中無滞相勤候付、御徒士へ番入申付候、依之玄米式人御扶持被下置之

桑名友十郎

初而御目見

長谷川文吉
岡野新太郎
里見武右衛門
森 兎毛
柵津要三郎

右於御用部屋被仰付、召連立合相勤旨、当日付ニ而岩右衛門今申遣候

右同断

伊藤小一右衛門

初而御目見

柵津要三郎

九月十九日 大般若御執行有之

右同断

坂西啓之進
名代 佐川彦之丞

悴御目見申上候付御礼

長谷川甚九郎
岡野内藏太
里見多膳

同廿三日 四時之御供触ニ而、長国寺へ御參詣
同廿七日 来月五日・七日馬術可被遊御覽旨被仰出候

詰中無滞相勤候付、玄米式人御扶持被下置之

竹内六郎兵衛
右同断 御徒目付罷出

初而御目見

名代 桜井六郎左衛門
森 十郎治

同廿八日 月次御礼例之通相濟

詰中無滞相勤候付、玄米式人御扶持被下置之

竹内六郎兵衛
右同断 御徒目付罷出

初而御目見

名代 桜井六郎左衛門
森 十郎治

同廿八日 月次御礼例之通相濟

家督之御礼

山田五郎藏

候

初而之御目見

星野清之助

治右衛門老衰其上就多病、往々御奉公難相勸

岡部治右衛門 同 惠吉

富永新太郎

旨、願之通御役御免隠居、悴惠吉へ只今迄拜領之御切米糶四拾表・

一 同晦日

五時之御供触二而、小市辺へ御野懸、御帰六ツ時

鹿野伴次郎

米六人御扶持被下置、家督無相違被仰付之

○ 十月朔日 月并御礼四半時始、例之通相濟

隱居之御礼

山田津右衛門

老年迄相勤付、銀一枚被下置候

岡部治右衛門

家督之御礼

岡部惠吉

星野権左衛門

悴源五郎へ藤田專藏養女縁組仕度旨、願之通

水野源太郎

初而之御目見

池田平角

悴御目見付御礼

富永治左衛門

被仰付之

隱居之御礼

岡部治右衛門

鹿野三十喜

從弟致養女、水野源太郎悴源吾へ縁組仕度旨、願之通被仰付之

藤田專藏

悴御目見付御礼

池田鶴殿

森山嘉藤太

願之通被仰付之

一 十月二日

名代大嶋龜五郎

初而御目見

向陽寺

一 九月廿九日

年来勤方不宜、不敬之義共相聞不埒之時候、依之申付方有之候得共、以御情不及沙汰隠居申付之、早速御用立候者跡式可相願候

竹花弥一左衛門

右之者去年足輕為番代江戸表へ罷出、在府

籠舎 嘉平治

繼目之御目見

仁科甚十郎

先達而於江戸表竹花一十郎養父民馬、借用金之儀内々懸合候処為及公訴、御名代も差出不都束之趣、其外如何敷事共相聞不埒之時候、急度可申付候処、以御情其答不及沙汰候、以來万端相慎出精可相勤

御通懸

御扶持頂戴之御礼

竹内六郎兵衛

同通西山祖兵衛

渡辺富之進

伊藤小一右衛門

之儀内々懸合候処為及

尤ケ条之内答方度々申口違候付、万端偽候筋

片岡半藏

桑名友十郎

乍去引合候証拠無之候二付、盜賊共難極、其上寄親之申付相背、度々御法度之致博奕、殊以一分之申訊二為可致、謀書係判取捨寄親を

窪田藤吾

欺、重罪難逃不届二付、単物一繩帶二而御領
内追払申付之、御支配三ヶ所徘徊仕間敷之旨、
右各伺之通可被申渡候

職奉行中

職方兩人病氣付、加役徳田神一郎於宅申渡之

一 同四日 窪田惣右衛門御割文字御紋付縮緬御羽

織昨日拝領、以後相着申度旨断有之、

尤御用番へも申上置候旨被申聞候

一 同十一日

勝手向不如意之処、去 鈴木弥左衛門

辰年類焼後弥以借財多、 畑 兔毛

格段御手充之拝借等被

成下候得共、他借金多利分等差支、追年及高

金、去暮必至与不行立、御奉公も難相勤躰二

付、親類共遂内談、金子百九拾八両壹分有之

候得者、古拝借之外他借金不残返済片付候付、

恐入候得共右金高拝借仕度之旨、返上方之儀

ハ御情次第之段、内願申立候

先達而難渋之趣付、以御情拝借金返上方も、

類も少御手充之割合被成下候得共難取続由、

畢竟常々勝手向取メ方不宜候故、右躰之趣相

聞、不行届取計不埒之事情

分過之拝借者類例ニも差障難相成筋、乍去年

来出精相勤候儀、其上右拝借被成下候へハ難

渋相凌、往々勝手取続之趣申含候間、何分願

之通拝借被成下候様仕度旨、親類共も内々申

立候間、拝領御知行高之内七拾五石地方御引

上、永々御蔵米渡被仰付、願之通拝借被成下

候

以来勝手取メ方格段心懸、取続御奉公可相勤

旨被仰付之

右之通於江戸表当朔日被仰渡候段、式部左衛門

方申遣候

一 十月十三日 劍術仕合組十月廿日・廿二日・廿六

日可被遊御覽旨被仰出候

一 同十五日 月次御礼四時揃、例之通相済

初而之御目見

齋田甚八

飯嶋記藏

篠原玄忠

悴御目見申上候付御礼

齋田左盛

飯島十左衛門

名代 山本雄左衛門

岩野村 正源寺

繼目之御礼

上田 大輪寺

右大輪寺今日御礼付、御使者之間御入

側三ツニ仕切、上之方同寺并同道大林

寺、中之間大輪寺伴僧、下之間大林寺

伴僧差置候様、内蔵丞殿被仰渡候

大輪寺罷出候節火鉢・茶・たはこ盆・

小僧役給仕、伴僧之方足輕給仕、御吟

味役懸り

正源寺迄御礼相済、大書院御入側御書

院裏通り、御奏者・職奉行・大輪寺同

道、小書院下ノ二畳目頭ニ而御礼、上

田御領分大輪寺与披露、御意有之、御

用番御取合畢而退座、夫ノ元之席へ前

之通退座、已後御番頭席下之方屏風立、

同所ニ而二汁・五菜・菓子・薄茶被

下、伴僧へくわし・薄茶被下之

一 十月十六日 玄猪御祝義七半時揃、例之通相済

一 同十七日 四半時之御供触ニ而、大鋒寺へ御参詣、

御帰七時過

一 同十九日 多芸出精仕候者へ、御矢弔手ツ、十二

人、同一手ツ、十三人、為御褒美被下

候

一 同廿日 御野懸有之

一 同廿三日 四時之御供触ニ而、長国寺へ御参詣

一 同廿五日

又左衛門老衰、其上脚 原 又左衛門

痛強追日致放心、此程 同 万之助

別而步行不自由相成、

往々難相勤付願之通り御役御免隠居、悴万之

助へ只今迄拝領之御知行百四拾石被下置、家

督無相違被仰付之

只今迄之御擬作差上候

原 万之助

哉被仰付之

年寄候迄相勤候付、銀

原 又左衛門

一枚被下置之

源六病氣駢与無之、往 村田源六

々難相勤付願之通隱居、名代山口清之進

只今迄拝領之御知行百 同 宮門

石悴宮門へ被下置、家

督無相違被仰付之

同断

村田源六

十一月三日 御城米為御見分、遠藤兵大夫様来ル

名代近藤七左衛門

五日被成御出候、右御逗留之内火之元

悴御目見二付御礼

村田新五兵衛

同七日 備立行軍形被遊御覽候

名代金井作次郎

西沢右門

十一月十一日

恩田政人

成沢勘左衛門養女片岡 成沢元之助

近年別而病身罷成、難

草間一路

源之助へ縁組、双方願 片岡源之助

相勤二付、願之通御役

御赦免被仰付之

之通被仰付之

一 同廿六日 御野懸有之

二而為撞候、右演說被仰渡候

格段思召有之付、只今

右 同人

当四日御広間御番相勤 類 春原浅右衛門

一 十月廿八日 来月三日・五日・七日槍術御覽可被

遊旨被仰出候

迄御役料被下置候拾五

石永被下置之

不及御沙汰差扣、御免被成候、自今入念相勤 候様被仰付之

初而之御目見

真田主水

御用筋も有之候付、以

右 同人

同断

関口忠右衛門

悴御目見申上候付御礼

真田勘ヶ由

来御側并御奥へも繁く

罷出候様被仰渡之

高井金十郎 原 隼吉

家督之御礼

原 万之助

鵜殿病氣駢無之、往々

池田鵜殿

右矢澤修理宅ニおいて同人申渡之

同断

村田宮門

御奉公難相勤付願之通

名代大嶋亀五郎 池田平角

同十三日 当六日若殿様御登城、御拳之鳥御料理

初而之御目見

西沢八十馬

知行百參拾石悴平角被

下置、家督無相違被仰付之

被遊御頂戴候、依之来ル十六日四時分

村田成瀬

候様

恩田丑五郎

与惣右衛門妹鏡次郎へ

馬場与惣右衛門

同十五日 月次御礼例之通

隱居之御礼

原 又左衛門

付之

縁組、願之通双方被仰

三村鏡次郎

池田平角

家督之御礼

初而之御目見

右於御前被仰付之

山田五郎藏

高田常三郎
緑川多文
小崎治郎八
河口助之丞

御使役被仰付之

類 上原八左衛門
名代 成沢文治

度々被召御用向被仰付候付、三人御扶持被下置之

窪田惣右衛門

隠居之御礼

池田鵜殿

亡父太左衛門願置候通、

瀧澤音門

当分之内町奉行兼帯被仰付之

徳田神一郎

名代 松村十右衛門

悴御目(見) 付御礼

高田幾太

水道奉行被仰付之

金井彦右衛門

御役附足輕拾人被成下御預候

渡辺友右衛門

名代 草間元右衛門

同断

緑川只右衛門
小崎民右衛門
河口伴左衛門
名代 坂口利左衛門

内藏進儀万端心懸宜相聞候付、三人御扶持被下置、前嶋七郎左衛門組へ御番入被仰付之

高山平十郎
同 内藏進

右同断五人被成下御預

桜井六郎左衛門

名代 坂口利左衛門

継目之御礼

法 泉 寺

忠之進義右同断付、真田勘ヶ由組へ御番入被仰付之

川崎喜左衛門
同 忠之進

右者於御用部屋被仰渡候

片山弥友

御通懸初而御礼

御大工与右衛門様
田中友之助

赤沢助之進組へ御番入

右於長囲炉裏忠兵衛申渡之

野中友右衛門

役替職奉行申付之

徳田神一郎

菅沼末三郎

忠左衛門御用部屋小僧 役申付之

同 忠左衛門

役替普請奉行申付之

渡辺友右衛門

藤田典膳組へ同断

赤沢雄太郎
村田宮門

右同断杉田兵馬申渡之

役替目付役申付之

桜井六郎左衛門

岩崎主米組へ同断

松木嘉吉

同十六日 若殿様御拳之鳥料理御頂戴被遊候付、諸士登城御歡申上候

目付役申付之

竹内藤馬

海野大右衛門組へ同断

長谷川守人

同十七日 四時藤四郎罷出御内講申上候、尤新平案内二而御次へ罷出候

使役申付之

宮嶋瀧江

矢沢修理組へ同断

堀田甚三郎

同廿一日

勇左衛門病氣不相勝、
往々御奉公難相勤付願
之通隱居、悴逸見へ御
知行式百石被下置、家
督無相違被仰付之

類 志村勇左衛門
名代 志村友之丞
志村逸見

次男熊五郎儀石倉友左
衛門へ智養子差遣度旨、
願之通被仰付之

高山平十郎
同 熊五郎

男子無之付、高山平十
郎次男熊五郎智養子仕
度旨、願之通被仰付之

石倉友左衛門

同廿三日 四時之御供触二而、長国寺へ御參詣
来ル廿七日居合腰廻可被遊御覽旨被仰
出候

一 同廿五日 今・明日於長国寺容含院様十三回御忌
御法事御執行有之

例之通相詰

一 同廿八日 月次御礼例之通
家督之御礼

志村逸見
瀧澤音門

被召出御宛行頂戴之御
礼

高山内藏進
川崎忠之進

御扶持方頂戴之御礼

窪田惣右衛門

隱居之御礼

名代 木兵左衛門
名代 志村友之丞
志村勇左衛門

悴被召出御宛行頂戴之
御礼

高山平十郎
川崎喜左衛門

柔術捕手可被遊御覽旨被仰出候

一 同廿九日

先達而不屈之儀有之、
閉門被仰付置候、容易
二御免難相成義候得共、
格段思召を以閉門御免
被成下候、自今万端相慎可相守旨被仰付之
右御用番御宅ニおいて被仰渡候

類 菅 大式
名代 大嶋龜五郎
同道 牧野五左衛門

一 同三日

次男和三郎於江府御徒
士助申付置候処、不行
跡之筋相聞不屈之儀候、
次男二而御奉公相勤候
ハ並方も少儀、其上滯
府等も願之通申付候儀、旁以相慎別而出精可
相勤筋候処、九郎左衛門申教も不行届儀与不
埒之事情、依之急度申付方茂可有之候得共、
以御情御徒士助取上慎申付之
右同所次之間ニおいて金井甚五左衛門申渡之

小野九郎左衛門
小野和三郎
名代 小野唯右衛門
御徒目付
同道 片山弥友

一 同六日

新五兵衛病氣駭無之付、
往々御奉公難相勤願之
通隱居、悴成瀬へ只今
迄拝領之御切米糶四十
表・五人御扶持被下置、家督無相違被仰付之

村田新五兵衛
名代 金井作治郎
村田成瀬

一 同九日

捕手御覽之節、鎖鎌も可被遊御覽旨被
仰渡候二付、矢嶋源二左衛門へ申通候

老衰其上病身罷成、寺

一 同十一日

役難相勤付隱居、弟子
斗海和尚後住仕度旨、
願之通被仰付之
右於御用部屋被仰渡、職奉行召連罷出

名代 願 行 寺
斗海

〇 十二月朔日 月次御礼例之通

先達而御役料永被下置
候御礼

草間一路

初而之御目見

森 慶治

御通掛初而之御目見

小僧役
野中忠左衛門

先月中御用米御見分之
節御内御用相達、無滯
相勤候付御酒被下候

八田孫左衛門

要左衛門病氣不相勝、
往々御奉公難相勤付願
之通隱居、唯今迄拝領
之御知行三百式拾五石
被下置、足輕拾人被成下御預、家督無相違被
仰付之

祢津要左衛門

名代 勇記

同 要三郎

悴御目見付御礼

石倉友左衛門

繼目御礼

大英寺

同断

大鋒寺

源太郎老衰其上持病之
眼病眩無之、往々御奉
公難相勤付願之通隱居、
唯今迄拝領之御切米金五兩・三人御扶持被下
置、家督無相違被仰付之

水野源太郎

水野源吾

喜左衛門娘松三郎へ縁
組、双方願之通被仰付

川崎喜左衛門
白川松三郎

一 同十八日

傳吾妹十郎右衛門へ縁
組、双方願之通被仰付
之

伊東傳吾
西村十郎右衛門

民右衛門妹角左衛門へ
縁組、双方願之通被仰
付之

小崎民右衛門
関口角左衛門

年寄候迄相勤候付、銀
一枚被下置之

水野源太郎

一 同十五日 月次御礼五半時揃、例之通相濟

家督之御礼

祢津要三郎

村田成瀬

水野源吾

右之通於御用部屋被仰渡候

年来勤方不宜候付、先
達而隱居申付、跡式可
相願段申渡候付、丹波

竹花弥一左衛門

初而之御目見

石倉熊五郎

名代 祢津直之進

祢津要左衛門

衛門養子仕、唯今迄拝領之御切米金四兩・粃
三人御扶持方被下置、跡式無相違申付之

同道 片岡源左衛門

同断

名代 金井作次郎

村田新五兵衛

水野源太郎

右於長囲炉裏例之通申渡

一 十二月廿日 藤井藤四郎講談相濟、今日切

御納戸役被仰付之

綿内平右衛門

同人講談相濟候後、御吸物・御酒・御
引肴二種被下之
同人御内々馬場広人を以御上下拝領仕
候段、当人申聞候

来正月九日講釈初被仰出候付、相濟候
後席々二において申通候

一 同廿二日

京都御使者被仰付候、
右二付御上下・御熨

斗目、御烏帽子・素袍被下置之

右同断、御上下・御熨
斗目被下置之

矢嶋神左衛門

一 同廿三日

四時之御供触二而、長国寺惣御霊屋へ
御仏參、本堂へ被遊御立寄、夫今大鋒
寺へ御參詣被遊候、御歸り七時

一 同廿四日

四半時之御供触二而、大英寺御霊屋へ
御仏參、本堂へ御立寄

一 同廿五日

先達而不届之義付、閉
門被仰付置、容易御免

難相成義候得共、格段
之以思召閉門御免被成下候、自今万端相慎可
相勤旨被仰付之

右御用番宅二において被仰渡候

御前様御奥支配被仰付之
木兵左衛門

木村縫殿助組江同断

瀧澤音門

被下之

右同断望月九郎右衛門申渡之

出精相勤候付、御加恩
高松養碩

矢沢修理組へ同断

村田成瀬

御鉄砲師申付候、此上

都筑鍊三郎

新知百石被成下置之

玉川左門組へ同断

水野源吾

職分出精可相励候

右恩田十郎兵衛申渡之

両御役共年来出精相勤、
長谷川藤五郎

心懸宜出精相勤候二付、
御上下一具被下置之

東条与一郎

年来出精相勤候付、忝

高田祖右衛門

一段之義思召候、依之御切米金貳貳分被成
下御加恩之

右者於御用部屋被仰渡候

人御扶持被下置之

年来出精相勤候付、忝
堤 左治兵衛
人御扶持被下置之

御用部屋書役見習兼帶
申付之

倉田多久

御徒士へ番入申付之

右者於長囲炉裏申渡之

段々御用も相達候付、

右者於長囲炉裏例之通申渡之

立田玄道

若御前様御床揚為御祝

片岡半七郎

三人御扶持被下置之

年来出精相勤候付、忝
人御扶持被成下御加恩

西村李右衛門

義、御目錄貳百疋被下

名代片岡半十郎

御役附足輕五人被成下

候

富永新平

一 同廿七日

出精相勤候付、御役料

右同断

高橋喜左衛門

連年滞府出精相勤、其

小野喜太右衛門

忝人御扶持被下置之

井上与一兵衛

右同断渡辺友右衛門申渡之

上從若御前様被仰候筋

前島七郎左衛門組へ御
番入

藤岡善左衛門

先達而相願候通、田町

明屋敷之内六拾坪之所

も有之候付、高拾五石被成下御加恩候、只今

赤沢助之進組へ同断

池田平角

拝借被仰付之、建家者被下置候

佐藤甚八

迄之御役料来年中分差上候様

藤田典膳組へ同断

志村逸見

年来出精相勤候付、御勤

御郡方物書
吉沢久蔵

一 同廿八日 月并御礼四時揃、例之通相濟

定格被仰付、忝人御扶持

新知之御礼

高松養碩

御加恩之御礼

小野喜太右衛門

寛政三辛亥年

名代小野喜平太

○ 正月朔日

御礼五半時揃二而、於小書院御側向

三ヶ寺大書院二之間御床柱分御敷居迄
上側相詰、一同御礼、御領内寺院二之
間上三畳目分三之間迄一同相詰、御礼
申上ル、藤井藤四郎大書院三之御間下

同断

長谷川藤五郎

小御役人迄御祝義帳之通独礼相濟、直

御敷居際二而御礼申上ル、次二市村安

同断

堤 左治兵衛

無役迄御祝義帳之通独礼、御婦懸御通

左衛門例之通同所御縁側御敷居際二而

名代堤一郎右衛門

懸之者於例之席一同御礼申上ル

御礼申上ル、右安左衛門大役人詰所相

御扶持被下候御礼

立田玄道

一 同二日

大書院出御四時相始、元日当番之定火

詰、於同所御酒・御吸物・御引肴被下

御通懸

御徒士

一 同三日

御流七半時揃二而、暮時過小書院分相

藤四郎講積於大書院九時相始、例之通

御加恩之御礼

御大工 竹花庄左衛門

一 同四日

寺院御礼五半時揃、長国寺・大英寺・

御家中之者登城、麻上下着用即斎相濟、

高橋喜左衛門

始ル、例之通相濟

御夕御膳過分御内講被仰付候付、詰所

同断

同 西村左右衛門

一 同十一日

開善寺於小書院独礼相濟、大書院出御、

御具足御祝義御規式帳之通五半時揃二

格式之御礼

御郡方物書御勘定格 吉沢久藏

一 同十二日

中帶刀御免之者御礼申上、大林寺・大

而例之通相濟

一 今朝六半時荒神町紺屋与助居宅少々出

火、早鐘打候付例之通

二之間上より四畳目一同御礼申上、御

八幡神宮寺松田大内藏名代宮沢権大夫

一 同廿九日 八半時早鐘打候付例之通相詰、火元相

知不申候

相詰、白鳥神主堀内大隈一同御礼申上

小書院二において独礼相濟、於大書院禰

○ 二月七日分

久左衛門娘半左衛門へ

矢野半左衛門

一 同五日

四時之御供触二而、御城内御鎮守・諏

月次御礼例之通相濟、広田筑後名代吉

縁組、双方願之通被仰

片岡九左衛門

一 同十六日

訪宮・長国寺惣御靈屋・大英寺へ御參

右衛門自分之御礼申上ル

付之

一 同九日

詣、御婦七時過

勢州御代參発足二付服穢御改

院独礼相濟、大書院出御、御朱印式拾

一 同十九日

以勝(手)屋敷替、双 成澤元之助

方願之通被仰付

横田彦藏

浦野弥八郎養弟忠左衛

要三郎姪新八郎(へ)

祢津要三郎

一 同廿一日 大般若御執行、例之通相濟

門養子仕、只迄拝領之御切米金四両・粃三人御扶持被下置、家督無相違申付之

縁組、双方願之通被仰付之

山越新八郎

一 同廿三日 四時之御供触二而、長国寺・恵明寺・乾徳寺へ御參詣

一 明十六日 勢州御代參下向二付、服穢御改

病氣耽不仕、往々御奉

草間一路

一 同廿八日 四半時之御供触二而、白鳥并開善寺へ右同斷

娘義石川若狭守様御家 根来民右衛門 来小嶋七郎方へ縁組、願之通被仰付之

公難相勤付願之通隠居、
悴元右衛門江只今迄頂戴之御知行百廿石願之通、且又一路へ先達而永被下候拾五石、共二合百三拾五石被下置、家督無相違被仰付之

名代久保源左衛門 草間元右衛門

一 同晦日 月次御礼例之通相濟

願之通被仰付之

通、且又一路へ先達而永被下候拾五石、共二合百三拾五石被下置、家督無相違被仰付之

一 同晦日 明朔日暮時分明後二日朝迄御中日待付、服穢御改被仰出候

御輿支配添役被仰付、御役中給人格被成下之

片岡惣市

○ 二月朔日 月次御礼四時揃、例之通相濟

右之趣二月六日付窪田岩右衛門分申遣候

○ 三月朔日 月次御礼例之通

望月監物

一 仁科甚十郎年頭御礼申上ル、於書院例之通

一 二月十八日 昼半時之御供触二而、御野懸有之

家老職申付之 役替町奉行申付之

白川寛藏

一 同九日

弘方御金奉行被仰付之

磯田市兵衛

一 同十九日

御徒士へ番入申付之

中澤忠左衛門

右者御前二において被仰付候

白川寛藏

御納戸役被仰付之

白川惣治郎

一 同十九日

御徒士へ番入申付之

中澤忠左衛門

十郎治病氣耽無之、往々難相勤付願之通隠居、悴兔毛へ只今迄拝領之御切米金六両・米三人御扶持被下置、家督無相違被仰付之

森 十郎治 名代坂卷岩人

一 同十日 四半時之御供触二而、大鋒寺へ御參詣

一 同廿三日 四時之御供触二而、長国寺へ御參詣

一 同廿七日 軍学講談被遊御聽候

多病二付御役御免、藤田典膳組へ御番入被仰付之

石野傳藏 名代山田五郎蔵

一 同十五日 月次御礼例之通相濟

一 同廿八日

縫殿助妹要人へ縁組、双方願之通被仰付之

木村縫殿助 片岡要人

多病二付御役御免、藤田典膳組へ御番入被仰付之

石野傳藏 名代山田五郎蔵

養弟忠左衛門義中沢源

浦野弥八郎

一 同廿八日

縫殿助妹要人へ縁組、双方願之通被仰付之

木村縫殿助 片岡要人

多病二付御役御免、藤田典膳組へ御番入被仰付之

石野傳藏 名代山田五郎蔵

吾へ養子差遣度旨、願之通申付之

同 忠左衛門

一 同廿八日

縫殿助妹要人へ縁組、双方願之通被仰付之

木村縫殿助 片岡要人

多病二付御役御免、藤田典膳組へ御番入被仰付之

石野傳藏 名代山田五郎蔵

病氣不相勝、往々御奉

中沢源吾

一 同廿八日

縫殿助妹要人へ縁組、双方願之通被仰付之

木村縫殿助 片岡要人

多病二付御役御免、藤田典膳組へ御番入被仰付之

石野傳藏 名代山田五郎蔵

公難相勤付願之通隠居、
名代片山弥友

中沢源吾

一 同廿八日

縫殿助妹要人へ縁組、双方願之通被仰付之

木村縫殿助 片岡要人

多病二付御役御免、藤田典膳組へ御番入被仰付之

石野傳藏 名代山田五郎蔵

平弟久馬養子仕度旨、
双方願之通被仰付之
宮沢武平

右者於御用部屋被仰渡候

御台所兼帶御免申付之

片山弥友

同道伊藤九郎兵衛

御台所目付申付之

間庭一郎左衛門

同道片岡源左衛門

右者長圍炉裏ニおいて申渡之

町御奉行兼帶御免

徳田次郎左衛門

右者御用部屋ニ於て被仰付候

殿様御參勤御時節被遊御伺候処、来ル
六月中与被仰出候

家督之御礼

草間元右衛門

隠居之御礼

草間一路

年頭之御礼

横尾村
信綱寺

御通懸家督之御礼

中沢忠左衛門

一 三月三日 上巳御礼五半時揃、於小書院御礼帳之

通相濟、御通懸之者例之通御礼申上、
畢而大書院へ渡御、御番士・家督・無

役・嫡子御取次兩人ニ而引連、御礼之
者兩側へ諷り一同御礼申上ル

一 三月十一日

長々病氣罷在、引込居

類 中村岩左衛門

不敬之儀共相聞、御徒

名代竹内孝右衛門

目付今相尋候義も印書

御徒目付
片山弥友

乍指出置、一和之熟談

も不取用、不埒之事候、依之申付方有之候得

共、以御情不及御沙汰、隠居申付候、早速御

用立候者養子跡式可相願候

右者於御用番次之間申渡之

養子岩左衛門段々不敬

中村半次郎

之事共相聞、不届付隠

居申付候、依之早速御用立候者申談、可申立

候

右御書付弥友へ申渡

平七病氣耽無之、往々

竹内平七

難相勤付願之通隠居、

同 助六郎

悴助六郎へ只今迄拝領

之御切米金拾両・米三人御扶持被下置、家督

無相違被仰付之

年寄候迄相勤候付、銀

竹内平七

一枚被下置之

右者於御用部屋被仰渡候

一 同十二日 今・明日於長国寺冷臺院様五十回御忌
御法事御執行有之

一 同十五日 月次御礼四時揃、例之通相濟

亡父伴左衛門願置候通、

河口助之丞

只今迄拝領之御切米四

同道坂口利左衛門

両・三人御扶持被下置、

家督無相違被仰付之

家督之御礼

竹内助六郎

森 兔毛

初而御目見

久保九十郎

渡辺三保之助

隠居之御礼

竹内平七

同断

森 十郎治

名代 中村五郎兵衛

悴御目見付御礼

久保源左衛門

渡辺友右衛門

京都分帰着付御礼

佐久間衛守

矢嶋神左衛門

御通懸右同断

野本金八

一 三月十八日

若殿様御刀番兼相勤候

長井平馬

様被仰付之

○ 四月朔日 月次御礼四時揃、例之通相濟

先年今勝手向不如意ニ 大草玄常

御用部屋小僧役申付之

野本金八

先年医業為修行上京又 厚木伯庸

於長圀炉裏例之通申渡

同 鏡治

ハ出府、長々逗留候間

入料多、借財を以相凌候処、年々利分相集、

先達而拝借金相願、漸取統罷在候処、他借金

之方追年高金罷成、至当年勝手向必至与差支、

御奉公も相勤兼候躰ニ付、親類共打寄種々申

談候得共不及力、当節金五十兩有之候へハ、

他借金之方大半相片付候付、先達而之拝借金

未返上も不濟切内、尚又相願候儀恐入候得共、

右金高拝借仕勝手取統、往々御奉公仕度旨相

願候

無余技入用ニ而他借等致候共、勘弁も可有之

処無其心付、借用及多金、御奉公も勤兼候趣

如何敷事ニ思召候

分過之拝借ハ類例ニも差障、難相成筋ニ候得

共、当時専療用出精相勤候儀、其上右拝借被

成下候へハ難渋相凌、往々勝手取統候付、願

之通拝借被成下候様仕度旨、親類共も一同ニ

申立候間、拝領御知行高之内拾九石地方御引

上、長く御蔵前渡被仰付、願之通拝借被成下、

以来勝手向取メ方格段心懸、取統御奉公出精

可相勤旨被仰付之

今昼時過御裏より土口村辺へ御野懸有

之

同 三日 昼頃分清野村辺へ右同断

同 六日

先年今勝手向不如意ニ

而拝借并他借金多、彼

是差配少々ツ、ハ返濟候へ共、多年之利分差

集及高金、当年至勝手向必至与差支、難差統

躰罷成、去暮分親類共打寄申談候得共、多金

之儀助力も届兼不能了簡、御奉公も難相勤躰

ニ付、恐入候へ共以御情此節金五拾兩拝借仕、

右借財相片付、取統相勤度旨相願候

右躰之借財是迄形付方無手段、等閑打過、当

節至御奉公も勤兼候段申立之趣、如何敷事ニ

思召候

分過之拝借ハ并方ニも差障、難相成筋候へ共、

当時医業出精相勤候儀、殊右拝借被成下候へ

ハ難渋相凌、往々勝手取統相成候付、願之通

拝借被成下候様仕度旨、親類共も一同ニ申立

候間、拝領御知行高之内拾九石地方御引上、

永々御蔵米渡被仰付、願之通拝借被成下候

以来勝手向取メ方格段心懸、取統御奉公出精

可相勤旨被仰付之

妾腹之男子最兵衛嫡子 塚本八百八

仕度旨、願之通被仰付

之

孫喜代馬嫡子仕度旨願 坂西喜平太

之通申付之

於長圀炉裏例之通申渡之

同 八日 八時頃分御野懸有之、御帰夜四ツ時

様被仰付之

御用部屋小僧役申付之

於長圀炉裏例之通申渡

同 廿一日 加賀井村辺へ御野懸有之

同 廿三日 四時之御供触ニ而、長国寺へ御参詣。

同 廿四日 清野村辺へ御野懸有之

同 廿五日 関屋川辺へ右同断

同 廿七日 今日分御足輕武術見分初ル

八田嘉右衛門町年寄本役被仰付候付、

当御役・同役中へ二本入扇子箱持参、

前例河内屋幸助之節も受納致候、右之

段御用番へ相伺、御差図付受納いたし

候

一 同 廿八日 月次御礼例之通相濟

家督之御礼

河口助之丞

初而之御目見

入 半之丞

悴御目見ニ付御礼

入 藤九郎

御通懸跡式之御礼

岡田圓治郎

病氣耽無之、難相勤ニ

関山藤三郎

付願之通御役御免被仰

名代湯本喜膳

付之

一 同 六日

一 同 八日 八時頃分御野懸有之、御帰夜四ツ時

一 同十日 四半時之御供触ニ而、長国寺御靈屋・

本堂へ御立寄、夫々乾徳寺御參詣、同

寺方丈へも御立寄被遊候

一 同十二日 御野懸、森村華嚴寺へ御出被遊候

一 同十五日

長谷川平左衛門儀御尋

長谷川市左衛門親類
長谷川利八

之筋有之付、親類共へ

御預被成候、申合無油

断相守可申候

右御用番御宅ニおいて今朝六半時右親類へ被仰

渡候

御近習被仰付之

山岸文右衛門

右者御用部屋ニ於被仰付候

一 同十六日 八時之御供触ニ而、土口辺へ御野懸

今日雨宮神事付大書院東御縁側へ出

御、同所御庭へ操入、例之通

一 同十八日

御用部屋小僧役見習申

岡田圓治郎

付之

於長圀炉裏菅沼九左衛門申渡之

一 月次御礼四時揃、例之通相濟

悴喜代馬御用部屋小僧

坂西喜平太

役申付之

同 喜代馬

右於同所例之通申渡之

時

同 初而御目見

橋本丹宮

一 同廿日

六半時之御供触ニ而、善光寺辺へ御野

男子無之付、本多豊後

保科平馬

悴御目見ニ付御礼

橋本渡右衛門

一 同廿三日

四半時之御供触ニ而、長国寺へ御參詣

守様御家来若林三郎左

衛門弟三藏智養子仕度旨、願之通被仰付

貴姫様御守役

佐久間衛守

一 同廿六日

昼半時之御供触ニ而、水馬御覽被遊候、

一 同晦日 海野大右衛門上田御家中親類共々、伊

右御前ニおいて被仰付之

西寺尾村渡し場百間程上御覽所、御

賀守様今拝領五三之桐并瞿子之御紋付

御近習被仰付之

正村弥作

普請方懸り御場所出来、御座間二間ニ

飛紗綾縮緬之衣類、母并大右衛門へ相

御切米金五兩・三人御

右 同人

三間程、附縁三尺ニ六尺程、尤屋根板

送候ニ付、折々着用仕度段申立候付、

扶持被下之

右 同人

屋、廻り板囲、其外幕圍、御用間式間

程、是令下当御役所詰所式疊敷、出席

御切米金五兩・三人御

右 同人

之儀ハどうさ障子日除之処ニ出席、御

用間令下三間程之御場所ハ穀留番所ニ

御切米金五兩・三人御

右 同人

而も有之哉、当御役詰所幕圍、書役・

小僧役詰所所有之、罷出候面々詰所幕圍、

○ 五月朔日 月次御礼四時揃、例之通相濟

今日九時之御供触ニ而、御野懸有之

殿様為御參勤、来月朔日可被遊御發駕

旨、御日限被仰出候

願之通被仰付之
於長圍炉裏例之通申渡之

六左衛門病氣耽与無之、
樋口六左衛門

往々御奉公難相勤付願
名代池田平角

之通隠居、唯今迄拝領
樋口万作

之御知行百石俸万作へ

被下置、家督無相違被仰付之

其方病氣耽無之、往々
竹内五左衛門

御奉公難相勤付願之通
名代畑 新左衛門

御役御免隠居、只今迄

拝領之御擬作悴三郎兵衛へ被下置、家督無相

違被仰付之

右者於御用部屋被仰渡候

一 同十一日

病氣不相勝、往々難相

勤付願之通隠居、悴通
名代原 治左衛門

延へ只今迄拝領之御切
同 通延

米金四兩・糶三人御扶

持被下置、家督無相違被仰付之

右於長圍炉裏金井甚五左衛門申渡之

御通掛

一 五月五日 端午御礼五半時揃、四時過於小書院御

礼帳之通相濟、御通懸之者例之通、終

而大書院へ渡御、御番士・家督・無役

・嫡子兩人ツ、御礼申上ル

一 同十三日 九ツ時御供触二而、御野懸有之

一 同十五日 月次御礼四時揃、例之通相濟

家督之御礼

樋口萬作
石野通延

跡式之御礼

初而御目見

野本鏡治
坂西喜代馬

一 五月七日

男子無之付、町医宮嶋
山内清四郎

通珉甥只七養子仕度旨、
名代山崎藤太

初而之御目見

小野四郎三郎
白川久馬
相沢宅治郎

役替奥守役申付之

役替取次役使役兼申付

矢野式右衛門

片岡九左衛門

野池権之助
久保新十郎

保科三藏

中村養民

師田幾五郎

樋口六左衛門

名代河原浅之進

石野傳藏

名代中村七十郎

悴御目見付御礼

小野量左衛門

白川惣治郎

相沢嶋右衛門

野池勘右衛門

久保惣治郎

保科平馬

中村見伯

師田丈右衛門

之

右者御前二において被仰付候

不致心馳候様一統相心得、相互励合、
出精候様可致候

赤沢助之進組へ御番人

赤津要三郎

名代 赤沢雄太郎

願之通御役御免被仰付

類 片岡半七郎

一 同十八日・十九日 祭礼付両日共御棧敷へ被為入候、十九日大御門踊相濟、御機嫌同例之通

藤田典膳組へ同断

森 兔毛

之 名代 片岡要人

一 同廿日 藤四郎門人順講、此程被仰出候通今日有之、四半時始九時過濟、藤四郎始終同御間、当御役出役口之方へ罷出、万端軍学之通藤四郎門人一同御礼申上ル

竹内助六郎
河口助之丞

源八姉元右衛門へ縁組、
双方願之通被仰付之

草間元右衛門
松木源八

一 同廿一日 競妻之従弟女養女仕、
市之丞へ縁組、双方願之通被仰付候

一 同廿二日 大般若御執行例之通、殿様暫御聴聞被遊候

妾腹之男子嫡子二仕度

宮澤常治郎

一 同廿一日

八田 競

一 同廿二日 藤井藤四郎先達御用番被仰渡候通今日九時罷出、例之於詰所当正月之通御料理・御酒被下置候

同人義御内々御目見申上被成下御意、其上御帷子拝領仕候旨当人申聞候

段、願之通被仰付之

右者御用部屋二於て(被)仰付候

一 同廿二日

山越市之丞

一 同廿三日 四半時之御供触二而、諏訪宮・長国寺

去ル申年武備嗜心懸之儀、印封二而差上候処、厚思召を以、印封司馬殿令御下ケ被成候付、向々へ相戻申候

御礼後小書院・大書院共月並御礼之通、差立分平士迄不残相詰、御家老・大目付出席、佐藤傳五郎御書付読之

一 同廿五日

重幸御書付を以御加恩
式百石被下置

年来御勝手向御引足無
之処、近年一体御入用
多候上、南部坂御二方様御賄料并御附之者・
其外共増詰等、彼是不容易御入増候処、出精御手初万端御都合宜御間合、殊二打統江戸・
此表共臨時御物入多候へ共、無御差支取計、
且、御郡中も惣而穩之趣相聞、御大慶思召候、
依之高式拾石御加恩被成下候

去秋帰城後一統芸術一覽候処、何も出精心懸之詮も相見一段之事候、家之飾且面々之嗜二も相成、他之間も厚候、尚此上無油断心懸、出精可致候、諸芸之内学問之方ハ未心懸少、疎之様聞候、是又多勢之為月次講釈も申付置候、右之餘二も自分々々之心懸肝要候、此度参府留守二も相成候者、尚々無油断、

丹治男子無之付、兵馬
次男七之助習養子仕度
旨、双方願之通被仰付之

一 同廿三日

杉田兵馬
鹿野丹治

矢澤将監

御礼後小書院・大書院共月並御礼之通、差立分平士迄不残相詰、御家老・大目付出席、佐藤傳五郎御書付読之

右御書付写

一 同廿五日

深尾松隆

金井甚五左衛門

去秋帰城後一統芸術一覽候処、何も出精心懸之詮も相見一段之事候、家之飾且面々之嗜二も相成、他之間も厚候、尚此上無油断心懸、出精可致候、諸芸之内学問之方ハ未心懸少、疎之様聞候、是又多勢之為月次講釈も申付置候、右之餘二も自分々々之心懸肝要候、此度参府留守二も相成候者、尚々無油断、

深尾松隆
春原玄悦

一 同廿五日

深尾松隆

金井甚五左衛門

去秋帰城後一統芸術一覽候処、何も出精心懸之詮も相見一段之事候、家之飾且面々之嗜二も相成、他之間も厚候、尚此上無油断心懸、出精可致候、諸芸之内学問之方ハ未心懸少、疎之様聞候、是又多勢之為月次講釈も申付置候、右之餘二も自分々々之心懸肝要候、此度参府留守二も相成候者、尚々無油断、

深尾松隆
春原玄悦

一 同廿五日

深尾松隆

金井甚五左衛門

去秋帰城後一統芸術一覽候処、何も出精心懸之詮も相見一段之事候、家之飾且面々之嗜二も相成、他之間も厚候、尚此上無油断心懸、出精可致候、諸芸之内学問之方ハ未心懸少、疎之様聞候、是又多勢之為月次講釈も申付置候、右之餘二も自分々々之心懸肝要候、此度参府留守二も相成候者、尚々無油断、

深尾松隆
春原玄悦

一 同廿五日

深尾松隆

金井甚五左衛門

去秋帰城後一統芸術一覽候処、何も出精心懸之詮も相見一段之事候、家之飾且面々之嗜二も相成、他之間も厚候、尚此上無油断心懸、出精可致候、諸芸之内学問之方ハ未心懸少、疎之様聞候、是又多勢之為月次講釈も申付置候、右之餘二も自分々々之心懸肝要候、此度参府留守二も相成候者、尚々無油断、

深尾松隆
春原玄悦

一 同廿五日

深尾松隆

金井甚五左衛門

去秋帰城後一統芸術一覽候処、何も出精心懸之詮も相見一段之事候、家之飾且面々之嗜二も相成、他之間も厚候、尚此上無油断心懸、出精可致候、諸芸之内学問之方ハ未心懸少、疎之様聞候、是又多勢之為月次講釈も申付置候、右之餘二も自分々々之心懸肝要候、此度参府留守二も相成候者、尚々無油断、

深尾松隆
春原玄悦

一 同廿五日

深尾松隆

金井甚五左衛門

去秋帰城後一統芸術一覽候処、何も出精心懸之詮も相見一段之事候、家之飾且面々之嗜二も相成、他之間も厚候、尚此上無油断心懸、出精可致候、諸芸之内学問之方ハ未心懸少、疎之様聞候、是又多勢之為月次講釈も申付置候、右之餘二も自分々々之心懸肝要候、此度参府留守二も相成候者、尚々無油断、

深尾松隆
春原玄悦

一 同廿五日

深尾松隆

金井甚五左衛門

去秋帰城後一統芸術一覽候処、何も出精心懸之詮も相見一段之事候、家之飾且面々之嗜二も相成、他之間も厚候、尚此上無油断心懸、出精可致候、諸芸之内学問之方ハ未心懸少、疎之様聞候、是又多勢之為月次講釈も申付置候、右之餘二も自分々々之心懸肝要候、此度参府留守二も相成候者、尚々無油断、

深尾松隆
春原玄悦

一 同廿五日

深尾松隆

金井甚五左衛門

右同断 望月九郎右衛門

藤井藤四郎御発駕之節、登城仕度旨御

近年身持不立、常々父 長谷川市左衛門

御役替越石御代官并御 大嶋多吉

役方迄申立候付相伺候処、罷出候様被

之教訓不相用、勝手向 同道長谷川利八

勘定所元ノ兼帯被仰付 之 大嶋多吉

罷出候、右同人計分而披露有之 御縁側末へ

等も甚不取、其上詰 斎藤速見

右之通於御用部屋被仰渡候

一同九日 殿様益々御機嫌能当六日被遊御参府候

中不行跡之義共相聞候、 大切之御役も相勤候儀、別而万端可相慎処無

年来出精相勤、万端取 徳嵩甚蔵

一同十一日

其方弟金五郎儀宮下治 煩原 万之助

父市左衛門義段々不行 長谷川忠治

計宜付、給人格ニ被成 下、御勘定所元ノ役被仰付之

部蔵在命之内養子差遣 名代原 治左衛門

御請書例之通差出 間敷候

右者御用部屋入側ニおいて金井甚五左衛門申渡之

度旨、願之通被仰付之 宮下治部蔵在命之内願 原 金五郎

跡之趣相聞、不屈之至 同道長谷川傳左衛門

年来出精相勤候付、役 富岡金治

置候通其方致養子、唯 同道宮下八郎左衛門

共、以御情不及其儀、永之御暇被下置候、併

料志人御扶持被下置之 右者於長囲炉裏例之通申渡之

今迄拝領之御切米金七 両式分・白米五人御扶持被下置、家督無相違

之以思召新知百石被下置、苗字被成下御建之

同断 田中理右衛門

海野大右衛門組へ御番 樋口萬作

父市左衛門跡屋敷・建 右 同人

右同断金井甚五左衛門申渡之

入

家共被下置候

右者御用番宅ニおいて被仰渡候

一 五月廿六日 四半時之御供触ニ而、御鎮守・白鳥
・開善寺・乾徳寺・恵明寺・大英寺へ
御参詣

一 和田門之丞先達而慎被仰付置候処、今
度御免被仰付候、勝手次第步行、其上

一 六月廿九日 左之通江戸表分申来

一 鎌原長門死去付二十八日迄鳴物停止、
万端相慎候様被仰出候

門弟も有之儀付、是又勝手次第師範可
仕旨、小山田主膳殿昨十日和田惣摩へ

勝手向難決之由ニ而、 岸 善八
向々懸御役人分拝借金 同道草間元右衛門

一 同廿八日 近々御発駕付、例之通御役人御目見被
成下御意

被仰渡、有之候由

追年高金相成、去暮ニ
至一向返上不仕、引当も無之致拜借、及高金

○ 六月朔日 御発駕六時八分、万端例之通

一 同十七日 当十三日御参勤之御礼無御滞被為濟候
一 同十八日 今朝五時於評定所左之通被仰付

返納差滞候段、不恐御上致方不敬之事情、不

顧御厚恩義、不埒之義付急度可被仰付処、父
左金太御側近被召仕格段出精、其方も御側近
相勤候付重不及御咎、御宛行之内三人半御扶
持被召上候、重々之御情を以拝借之上納不及
御沙汰候

其方儀先達而心得違不 藤植檢校
敬之筋有之候得共、御
向様ニ而思召無之相濟候付、今度者不及御沙
汰候、得其旨候様被仰付之

右之通御用番御長屋ニおいて被仰渡候由

若殿様御稽古ニ付、御 藤田典膳
願被仰上候付当年も出府
差支も可有之義、為御手充若殿様々金拾五兩
被下置之

右之通藤馬方々申遣候付記置

○ 七月三日

亡父長門願置候通御知 鎌原能登
行千石被下置、其上同 親類 大熊衛士
心三十人被成下御預、
家督無相違被仰付之
御役替宗門御役并郷目 湯本十字
付兼被仰付之

御役附足輕拾人被成下 右 同人

御預候

御役替元方御金奉行被 金尼総左衛門
仰付之

病氣之処往々御奉公難 興津政野右衛門
相勤御役御訴訟、願之 名代 和田惣摩
通被仰付之

一 同五日 左之通江戸表々申来

御加恩之御礼

矢澤将監
名代 岩崎伊織

家督之御礼

宮下金五郎
名代 田中新左衛門

御加恩之御礼

金井甚五左衛門
名代 金井左源太

望月九郎右衛門
名代 上村何右衛門

格式之御礼

德高甚藏
名代 竹村大藏

右之通御礼相濟候旨、同役式部左衛門方々申遣
候

一 同七日 七夕御祝五半時揃、例之通相濟

一 同八日

五人御扶持被下置候 兼康祐元
右之趣当人申聞候

度々御奥向へ罷出御慰 植一
も罷成、御在所迄も
罷越御用相達候付御出入、三人御扶持被下置
候

右ハ御用部屋次之間ニて前嶋四郎右衛門申
渡之

右之通於江戸表被仰渡候段、藤馬方々申遣候

六月廿八日付

一 同十七日

御役替表御納戸役被仰 宮下兵馬
付

右同断当九日付ニ而同人々申遣候

一 同十八日

其方叔母義小野重左衛 小山田又六郎
門嫡子四郎三郎へ縁組、
願之通被仰付之

其方娘義内藤志摩守様 飯嶋十左衛門
御家来利根川茂七へ養
女差遣度之旨、願之通被仰付之

其方拝領御知行(所) 成澤縫殿右衛門
下真島村百姓取計方不

正二付、地所差出度候、追々致取扱等茂届候
得共、不承知之段、百姓方も不屈之筋共段々
有之、咎之上地所引揚候、其方儀近年惣而不
慈之趣・不並方相聞、不埒之事情、旁以(下)
真島村五拾石御知行所御引揚、右之分向後御
蔵米渡被成下候、以來不敬之義無之様、万端
可相慎旨被仰付之

一 同廿五日

其方妹八幡神主松田大
内蔵悴大膳へ縁組仕度
旨、願之通被仰付之

窪田岩右衛門

一 同廿八日

多膳義近年病身相成、
往々御奉公難相勤付願
之通隠居、只今迄拝領
之御知行百石悴武右衛
門へ被下置、家督無相違被仰付之

里見多膳

名代 堀田覚兵衛

里見武右衛門

元之助叔父磯之進智養
子、双方願之通被仰付
之

白川寛蔵

成沢元之助

○ 八月朔日 八朔御礼五半時揃、例之通相濟

一 同三日

悴四郎三郎へ小山田又
六郎叔母縁組仕度旨、
願之通被仰付之

小野重左衛門

右者七月十八日付二而藤馬方今申遣候

一 同六日 高田幾太妻へ從智貞院殿、地紋縮めん
媚条惣模様三桔梗紋散し小袖被下候
付、折々可致着用候、其段相心得候様
被仰渡候

先達而被仰出候筋も有 片岡要人
之候処、権高我意之趣

相聞不埒之事情、以來相慎、一和可相勤旨被
仰付之

右者藤田典膳御長屋ニおいて同人申渡候旨、先
月二十日附二而式部左衛門方今申遣候

一 武芸一覽被仰渡、日割左之通

八月十一日・十三日

同 十五日・廿三日

同 廿五日・廿七日

同 廿九日・九月朔日・三日

同 五日

同 七日・十一日

以上

一 同十一日

其方儀近年病身罷成、 片岡半七郎
往々御奉公難相勤付願 名代 和田惣摩
之通隠居、悴半十郎へ只今迄拝領之御知行百
五拾石被下置、家督無相違被仰付之

一 同十八日

御奉公筋為見習度旨、 栗山喜太郎
父政五郎願之通赤沢助
之進組へ御番入被仰付之

一 同廿日

父半七郎近年老衰病身 片岡半十郎
二罷成、往々難相勤付 片岡半七郎
願之通隠居、其方へ只 名代 片岡要人
今迄頂戴之御知行百五
十石被下置、家督無相違被仰付之

詰中頂戴之御宛行可差 片岡半十郎
上候

若殿様御近習被仰付之 高山内蔵進

御切米金五兩被下置候 右 同人

若殿様御近習被仰付之 畑 弁之助

御宛行御切米金五兩三 右 同人
人御扶持被下置候

若殿様御近習御免、前 宮下牧之進

嶋七郎左衛門組へ御番 名代竹内与市
入被仰付之

悴喜太郎儀御奉公筋為 栗山政五郎
見習度旨、願之通赤沢
助之進組へ御番入被仰付之

惣一郎儀暫之内御番方 矢野式右衛門
御雇被仰付之、右相勤 同 惣一郎
候内式人御扶持被下置之

右之通於江戸表被仰渡候段、当十一日附二而庄
作方今申遣候

一 八月廿一日・廿二日 於長国寺桂芳院様五十回御
忌御法事御執行

一 同廿五日 左治兵衛老衰付、往々 堤 左治兵衛
御奉公難相勤付願之通 同 一郎衛門
隠居、悴一郎右衛門へ

唯今迄拝領之御切米糶五斗入五拾表・玄米四
人糶三人御扶持被下置、御役方見習事馴候付
家督無相違、給人御勘定役共被仰付之

金兒惣左衛門養女義其 山本式左衛門
方致養女、往々相応之
養子仕度旨、願之通被仰付之

先達致養女置候従弟女、 類 金兒惣左衛門

山本式左衛門へ養女差 名代中村文左衛門
遣度旨、願之通被仰付
之

年寄候迄相勤付、銀壹 堤 左治兵衛
枚被下置之

只今迄拝領之御扶持差 同 一郎右衛門
上候様被仰渡候

其方前々勝手向不如 篠崎 屯

意二付、他借等を以相

凌罷在候処、五ヶ年以前勤番被仰付御手充高
拝領、致出府候得共詰番中絶、殊御役柄之儀
物入多、其上留守中居宅焼失、別而難済之処
拝借金被成下、家作仕候得共右段々之物入、
他借利金等追年相重り、去暮二到内証向必至
与指支、御奉公も難相勤躰二付、親類共雖致
内評候、何も不勝手者共助力も相成兼、恐入
候へ共金四拾式兩致拝借、他借等相形付、取
続御奉公相勤度段、返上之義者御情次第之旨
相願候

先達而詰番被仰付候へ共、御役柄小高之儀付
前々類例も無之御足高も被成下、火災之節も
并方之通御手充拝借も被成下候之処、勝手向
難済之由二而、段々申立候趣如何敷相聞候、
畢竟分限不弁借財相重候趣、御奉公も勤兼候
程之勝手向二も相成候趣、不都束之至思召候
願之趣ハ並方二も差障、難相成事候得共、親
類共も何分願通拝借被成下候ハ、取続御奉

公可為相勤旨内々申立候間、拝領御知行高内
拾六石地方御引上、永之御蔵米渡被仰付、願
之通拝借被成下候

以来勝手向取方格段心懸、取続可相勤旨被
仰付之
御用番於宅被仰付之

一 八月廿九日 其方娘坂卷岩人へ縁組、 久保富八
願之通被仰付之

一 同晦日 建部内匠頭様之竹次郎様当廿三日御卒
去付、明朔日御用番宅江諸士罷出、兩
殿様御機嫌相伺候様被仰出、朔日諸士
罷出申候

○ 九月九日 重陽御祝義五半時揃、例之通相濟
一 同十一日 左之通当朔日付二而江戸表今申來

家督之御礼 鎌原能登

名代鎌原司馬

同 片岡半十郎
同 里見武右衛門

被召出御宛行頂戴之御 焔 弁之助
礼

名代久保源左衛門

新知之御礼

長谷川忠治

名代 鹿野丹治

御切米頂戴之御礼

高山内藏進

悴被召出之御礼

畑 兔毛

隱居之御礼、名代を以

片岡半七郎

御用部屋へ罷出申上候

里見多膳

其方儀久保富八娘縁組

坂卷岩人

仕度旨、願之通被仰付

右之通被仰付候段、庄作方今申来候

一 九月十五日 左之通当二日付二而江戸表今申来

其方儀青山下野守様御

竹内与市

家来黒澤傳治娘縁組仕

度旨、願之通被仰付之

一 同廿一日 当十一日付二而右同断

悴庄左衛門事病氣快気

久保一郎兵衛

難計由先達申立、孫養

子候へハ御徒士格浪人二候、然処常々御家中
对諸士、他所之給人格同様之応対二相聞候、

右付急度可及御沙汰候処、常々学問出精心懸
候趣達御聴、右躰身分不存候、御咎も無之、

重々御厚恩後身分相応相心得、御家之儀ハ不

及申、御他家へ講釈罷出候而も、失敬無之様

可申教候、若又此上不敬之筋相聞候ハ、急

度可被仰付候

御用部屋於御長屋被仰渡候

以御情隠居被仰付候

御役者 松村庄之助

右前島四郎右衛門於御長屋同人申渡之。

○ 十月六日

若御前様奥支配被仰付候

片岡平藏

一 同十一日 先月廿七日御領分若宮村禰宜宮原左京

与申者、松平越中守様江致駕籠訴候付

御屋敷へ申来、左之御人数被差越候

御使者 鈴木弥左衛門

御徒目付為請取 伊藤九郎兵衛

御足輕 四人

提灯持 式人

駕籠人足三人

右御人数罷越候処、御渡被成候付請取、

同晩暮時過召連罷帰候、当御役へ左之

趣被仰渡候、左京暫之内新巻番御長屋

二被差置候、尤番人御足輕式人・下座

見壹人被仰付候由、右二付附人共折々

相廻、番人共無油断相守候様可為仕旨

被仰渡候、且左京大小相押候様被仰渡

候間、御徒目付伊藤九郎兵衛へ附人差

添、大小相押申候、然所左京願之趣何

一 同十八日

庄右衛門次男常馬式左

近藤庄右衛門

衛門へ掣養子、双方願

同 常馬

一 同廿一日

其方勝手向従先年不如

塩野寛尔

意二付、拝借他借等を

同道海野五郎兵衛

以相凌、取続相勤罷在

候処、追年及多金、去暮二至家内扶助も出来

兼、取続難相勤躰付金八拾五兩致拝借、古拝

借并他借共相片付、取続致御奉公度旨段々、

不敬之口上書親類共差出、不顧御厚恩茂不恐

御上致方不埒之事候

依是一々御不審之上急度可被仰付候処、親類

共扶助届兼、其方同様相願候

其上亡父権大夫御側近相勤候者之義二付、以

御宥恕重キ不及御咎、御宛行之内三人御扶持

被召上、重々以御情難相成事二候得共、願之

通金八拾五兩拝借被仰付候、右金子返上之不

及御沙汰候

以来勝手向取締方格段心懸ケ、万端相慎御奉

公出精可相勤旨被仰付之

一 十月廿九日 来月十日半弓、同十二日長刀一覽被

仰渡候

不行立、御奉公も難相勤躰二付親類共へも遂

内談、金百九十八両有之候得者、右拝借其外

他借財不残返済片付候二付、恐入候得共右金

高拝借仕度旨、返上方之儀者御情次第之段内

願申立候

畢竟常々勝手向取方不宜候故、右躰之趣相

聞、不行届取計共不埒之事情

分過之拝借者類例ニも差障、難相成筋候、乍

然代々数年来御役方も相勤候儀、其上右拝借

被成下候へハ難洪相凌、往々勝手取続候之趣

申合候付、何分願之通拝借被成下候様仕度旨、

親類共も内々申立候間、拝領之御知行高之内

七拾五石地方御引上、永々御蔵前渡被仰付、

願之通拝借被成下候

以来勝手向取続方格段心懸、取続御奉公可相

勤旨被仰付之

右之通被仰付候段、十月廿八日付二而庄作分申

遣候

一 十一月廿一日 原九郎左衛門娘以勝手内縁御座候

付、五明村惣左衛門方へ差遣置候旨、

御用番へ口上書を以申上候

十一月二日付二而左之通申上

一 同廿八日

御役替御勘定吟味役被

仰付之

御役替御普請奉行被仰

付之

御役替御普請奉行被仰

付之

正村勇之進

右於御用部屋被仰渡候

庄之助不埒之儀付隠居

申付、御用達候者後式

相願段申渡候付、弟才

次郎致養子、跡式相統致度旨願之通申付、以

御情御切米金六両・式人御扶持被下置之、才

次郎以来家業出精可致旨可被申渡候

御吟味役中

年来貞実相勤、隠居後

も折々御用も有之付、

忝人御扶持被下置之

同断

右御用部屋次之間ニおいて菅沼九左衛門申

渡之

右之通同役庄作分申遣候付記置

公出精可相勤旨被仰付之

一 十月廿九日 来月十日半弓、同十二日長刀一覽被

仰渡候

○ 十一月六日

多吉娘逸見へ縁組、双

方願之通被仰付之

正村勇之進娘縁組、願

之通被仰付之

御宛行二人御扶持ツ、

被下置之

御宛行二人御扶持ツ、

被下置之

御宛行二人御扶持ツ、

被下置之

御宛行二人御扶持ツ、

被下置之

御宛行二人御扶持ツ、

被下置之

一 同十二日

祖父弥久代分勝手向不

如意ニ付借財多、父新

八義も右借財引受、其上去ル辰年類焼、品々

物入多、彼是拝借他借金相重り、長病ニ而相

果、尚又其方引受段々、親類共助力等ニて

少々宛者借金片付候へ共、生来病身ニ而度々

大病相煩、物入多跡引ニ相成、拝借并他借金

利分も相畳、追年及高金、当年ニ至り必至与

正村勇之進

右於御用部屋被仰渡候

庄之助不埒之儀付隠居

申付、御用達候者後式

相願段申渡候付、弟才

次郎致養子、跡式相統致度旨願之通申付、以

御情御切米金六両・式人御扶持被下置之、才

次郎以来家業出精可致旨可被申渡候

御吟味役中

年来貞実相勤、隠居後

も折々御用も有之付、

忝人御扶持被下置之

同断

右御用部屋次之間ニおいて菅沼九左衛門申

渡之

右之通同役庄作分申遣候付記置

一 同廿八日

御役替御勘定吟味役被

仰付之

御役替御普請奉行被仰

付之

御役替御普請奉行被仰

付之

正村勇之進

右於御用部屋被仰渡候

庄之助不埒之儀付隠居

申付、御用達候者後式

相願段申渡候付、弟才

次郎致養子、跡式相統致度旨願之通申付、以

御情御切米金六両・式人御扶持被下置之、才

次郎以来家業出精可致旨可被申渡候

御吟味役中

年来貞実相勤、隠居後

も折々御用も有之付、

忝人御扶持被下置之

同断

右御用部屋次之間ニおいて菅沼九左衛門申

渡之

右之通同役庄作分申遣候付記置

一 同廿八日

御役替御勘定吟味役被

仰付之

御役替御普請奉行被仰

付之

御役替御普請奉行被仰

付之

正村勇之進

右於御用部屋被仰渡候

庄之助不埒之儀付隠居

申付、御用達候者後式

相願段申渡候付、弟才

次郎致養子、跡式相統致度旨願之通申付、以

御情御切米金六両・式人御扶持被下置之、才

次郎以来家業出精可致旨可被申渡候

御吟味役中

年来貞実相勤、隠居後

も折々御用も有之付、

忝人御扶持被下置之

同断

右御用部屋次之間ニおいて菅沼九左衛門申

渡之

右之通同役庄作分申遣候付記置

一 同廿八日

御役替御勘定吟味役被

仰付之

御役替御普請奉行被仰

付之

御役替御普請奉行被仰

付之

正村勇之進

右於御用部屋被仰渡候

庄之助不埒之儀付隠居

申付、御用達候者後式

相願段申渡候付、弟才

次郎致養子、跡式相統致度旨願之通申付、以

御情御切米金六両・式人御扶持被下置之、才

次郎以来家業出精可致旨可被申渡候

御吟味役中

年来貞実相勤、隠居後

も折々御用も有之付、

忝人御扶持被下置之

同断

右御用部屋次之間ニおいて菅沼九左衛門申

渡之

右之通同役庄作分申遣候付記置

一 同廿八日

御役替御勘定吟味役被

仰付之

御役替御普請奉行被仰

付之

御役替御普請奉行被仰

付之

正村勇之進

右於御用部屋被仰渡候

庄之助不埒之儀付隠居

申付、御用達候者後式

相願段申渡候付、弟才

次郎致養子、跡式相統致度旨願之通申付、以

御情御切米金六両・式人御扶持被下置之、才

次郎以来家業出精可致旨可被申渡候

御吟味役中

年来貞実相勤、隠居後

も折々御用も有之付、

忝人御扶持被下置之

同断

右御用部屋次之間ニおいて菅沼九左衛門申

渡之

右之通同役庄作分申遣候付記置

一 同廿八日

御役替御勘定吟味役被

仰付之

御役替御普請奉行被仰

付之

御役替御普請奉行被仰

付之

正村勇之進

右於御用部屋被仰渡候

庄之助不埒之儀付隠居

申付、御用達候者後式

相願段申渡候付、弟才

次郎致養子、跡式相統致度旨願之通申付、以

御情御切米金六両・式人御扶持被下置之、才

次郎以来家業出精可致旨可被申渡候

御吟味役中

年来貞実相勤、隠居後

も折々御用も有之付、

忝人御扶持被下置之

同断

右御用部屋次之間ニおいて菅沼九左衛門申

渡之

右之通同役庄作分申遣候付記置

一 同廿八日

御役替御勘定吟味役被

仰付之

御役替御普請奉行被仰

付之

御役替御普請奉行被仰

付之

正村勇之進

右於御用部屋被仰渡候

庄之助不埒之儀付隠居

申付、御用達候者後式

相願段申渡候付、弟才

次郎致養子、跡式相統致度旨願之通申付、以

御情御切米金六両・式人御扶持被下置之、才

次郎以来家業出精可致旨可被申渡候

御吟味役中

年来貞実相勤、隠居後

も折々御用も有之付、

忝人御扶持被下置之

同断

右御用部屋次之間ニおいて菅沼九左衛門申

渡之

右之通同役庄作分申遣候付記置

一 同廿八日

御役替御勘定吟味役被

仰付之

御役替御普請奉行被仰

付之

御役替御普請奉行被仰

付之

正村勇之進

右於御用部屋被仰渡候

庄之助不埒之儀付隠居

申付、御用達候者後式

相願段申渡候付、弟才

次郎致養子、跡式相統致度旨願之通申付、以

御情御切米金六両・式人御扶持被下置之、才

次郎以来家業出精可致旨可被申渡候

御吟味役中

年来貞実相勤、隠居後

も折々御用も有之付、

忝人御扶持被下置之

同断

右御用部屋次之間ニおいて菅沼九左衛門申

渡之

右之通同役庄作分申遣候付記置

一 同廿八日

御役替御勘定吟味役被

仰付之

御役替御普請奉行被仰

付之

御役替御普請奉行被仰

付之

正村勇之進

右於御用部屋被仰渡候

庄之助不埒之儀付隠居

申付、御用達候者後式

相願段申渡候付、弟才

次郎致養子、跡式相統致度旨願之通申付、以

御情御切米金六両・式人御扶持被下置之、才

次郎以来家業出精可致旨可被申渡候

御吟味役中

年来貞実相勤、隠居後

も折々御用も有之付、

忝人御扶持被下置之

同断

右御用部屋次之間ニおいて菅沼九左衛門申

渡之

右之通同役庄作分申遣候付記置

一 同廿八日

御役替御勘定吟味役被

仰付之

御役替御普請奉行被仰

付之

御役替御普請奉行被仰

付之

正村勇之進

右於御用部屋被仰渡候

御役付御足輕十人被成
下御預候

右 同人

御目付役被仰付之

矢嶋神左衛門

右同断

金井縫殿丞

御役附御足輕五人被成

右 同人

下御預之

一

左之通十一月十六日付江戸表分申来

御弘方御金奉行被仰付

白川松三郎

家督之御礼

堤 一郎右衛門

之

名代高山内藏進

年来勝手向不如意付、

森 慶治

初而御目見

根来熊藏

拝借金等を以相凌罷在

悴御目見付御礼

根来儀右衛門

候へ共、追年他借金相重、此節暮方必至与差

隠居御礼

堤 左治兵衛

支、内々親類共厄介ニも相成候処、居宅甚及

名代高久右文

大破、住居も難成候へ共、右難洪之勝手向付

名代御用部屋へ罷出申上候

修復も手段無之、先達而拝借金も有之事付此

一

十一月廿九日 中俣吉五郎御役替付、若宮村禰宜

上願方も無之、恐入候へ共拝領屋敷之内式百

左京御吟味之節立合、懸り桜井六郎左

七十坪之処差上、金井両拝領仕度段相願候

右御用番宅ニおいて被仰渡候

○

十二月十四日 藤井藤四郎講釈例之通相濟、且今

御右筆見習被仰付之

宮本民衛

日切、来正月二十四日講釈初、麻上下

同断

佐藤富弥

着用罷出候様被仰渡候付、於席々申通

右御烈座へ呼出、以御書付申渡之

一

藤四郎講談納二付、同人詰所ニおいて

屋敷地無之付冥加金差

宮沢善治

一

同十八日 今曉八ツ時過御安口桶屋右平治居宅出

上、相応之屋敷地所拜

火、早鐘打候付例之通相詰ル、類焼一

領仕度旨相願候、依之森慶治此度上地式百七

一

十二月廿五日

十坪之処、願之通被下置

松平大炊様御家来東福

杵淵助七郎

右者望月九郎右衛門申渡之

寺半右衛門養女縁組仕

度旨、願之通被仰付之

妻之従弟紋治儀養弟仕、

窪田内藏右衛門へ養子

差遣度之旨、願之通被仰付之

右之通御用番宅ニおいて被仰渡候

十二月晦日 今曉七ツ時過肴町菓子屋清兵衛居宅

出火、早鐘打候付例之通相詰ル

奔

○ 九月朔日 根来儀右衛門養子佐金治病氣ニ而引込

乍罷在御門外へ罷出、其俣行衛不知出

一 同廿五日

忝人半扶持御増、御膳 田中佐左衛門

立格当人申聞

○寛政四年壬子

○ 正月朔日 御礼五半時揃二而、大書院差立并嫡子

・大小御役人・八田孫左衛門迄御祝儀

申上相濟、八田孫左衛門病氣二付不罷

出

多年心懸御先祖様御旧 富岡金治

記・外伝相仕立置候付、

右写御側二而被仰付、出来心懸奇特之義、不

一通御大慶思召候、依之御上下一具被下置之

右旧蠟二十八日頂戴仕候由、当人申聞候

一 同四日 寺院御礼例之通相濟、堀内大隈終而本

誓寺宰相罷出御礼申上候、御町之者共

御三之間御縁側二而例之通一同御礼申

上候

一 同八日 御儉約之儀御年限付、此度嚴敷被仰出

候、委細御条目日記二相記

一 同九日 五半時揃、善光寺両寺使僧大書院二而

独礼、右早而在寺院御礼帳之通独礼

一 同十一日

願之通御役御免被仰付

之 田中三郎助 名代河原隼之進

右御用番宅において被仰渡候

勤方不宜候付先達而隠 中村岩左衛門

居申付、御用立候者跡 名代宮下左傳治

式申立候様申渡置候処、

丸山岩右衛門養弟嘉左衛門致養子、唯今迄拜

領之御切米金四兩・糶三人御扶持被下置、願
之通跡式無相違申付之

荒神町罷在候従弟嘉左

衛門養弟仕、中村岩左

衛門方へ養子差遣度之旨、願之通申付之

右御用番宅次之間において申渡之

實子無之付孫女致養女、

西寺尾村罷在候従弟長

藏次男良七智養子仕度旨、願之通申付之

右於同所望月九郎右衛門申渡之

正月十二日 八幡別当神宮寺名代堂目代・同神主

松田大内藏名代宮川伊勢大夫、和合院

名代真福寺例之通登城、右献上物八幡

御取次懸り、和合院ハ御役方懸り

一 同十四日 大般若御執行例之通

一 同廿日 左之通從江戸表申来ル

滞府之処心懸宜出精二

付、為御手充金五兩被 桑名千左衛門

下置之

右御用部屋於て被仰渡候

年来心懸出精業宜相募

候付、三人御扶持御増 樋畑孫兵衛

被下置之

年来業出精相勤候付、 同 西村三郎兵衛
御切米金式兩式分被成
下御増之

右兩人菅沼九左衛門申渡之

御上下拜領難有之旨

右当人申聞候

年来御用向不依何事出

精相達候付、式人御扶

持被下候

御抱可申渡候、万端御量刺庄蔵格式二相心得、

取計可被申渡候

右御普請方へ被仰渡

一 同廿一日 去年中講釈皆不參も有之付、演説いた

し候様主膳殿被仰渡候

一 同廿四日 藤井藤四郎講釈初上下着用、相濟後御

酒・御吸物・御引肴一種・一汁・三菜

御料理被下、於詰所頂戴

一 同廿五日

御前様御奥支配被仰付 中村文左衛門

之

右御用番於宅被仰渡候

御徒士へ番入申付之 中村嘉左衛門

右同所於次之間申渡之

一 同廿七日 勢州御代參当十六日鹿野丹治發足之旨、江戸表与り申来候

帶被仰付之

右者中村七十郎中間へ罷出、当人呼出申渡之

一 同廿九日 給人以下之者共妻子共二絹類御法度之處、着候族間々有之哉付、演説被仰渡候

只今迄拝領御切米・御扶持共差上候様

思召有之付、閉門被仰付之、急度相慎可罷在
同道 牧野丹珍 候

一 今夜四時火元肴町下神子初尾出火、類焼四軒、早鐘打候付例之通

右者御用番於宅被仰渡之

右十河式部申渡之

○ 二月十一日 今朝六半時臨時評定

一 同十六日

御役替御用人被仰付之

原 五十馬

馬医西村駒之進先達御咎有之、以來可相慎之旨申渡も有之処、尚又
竹村与三左衛門 中村七十郎

思召有之候付、閉門被仰付之、急度相慎可罷
同道 里見武右衛門 在候

御役替大目付被仰付之

岩崎主米

右真田勘ヶ由病氣付、矢澤修理申渡之

御番頭役被仰付之

十河式部

同文 関口忠右衛門
同道 関口甚五右衛門

藤田典膳組へ番入

宮下金五郎

不行跡之筋相聞、不届付閉門申付候、支配之者人品之儀二付而者、先達被仰出も有之儀二付、不行跡之筋有之者急度異見等も加、不用候者申立方も可有之処無其儀等閑之致方、殊二右之儀二付而者、取計方如何敷風聞も有之、彼是以不行届不埒之事候、以來心附入念相勤候様被仰付之

右矢澤修理申渡之

真田勘ヶ由組へ同断

関山藤三郎

右御用番宅二於て被仰渡候

粹民次郎儀思召有之候

字敷与右衛門

一 二月十八日 臨時評定

一 同十九日

付、慎被仰付之

前嶋七郎左衛門組へ御番入

右者海野大右衛門病氣付、同人於宅木村縫殿助申渡之

思召有之付、逼塞被仰付之
小林隼太 小林門衛門

右玉川左門申渡之

一 同廿五日

亡父庄之助願置候通只今迄拝領之御知行百石
同道 寺内弥次右衛門

先達而不行跡之筋相聞候付、御咎有之候得共、
同道 山崎藤太 西村駒之進

姪致養女丸茂玄智へ縁組、願之通被仰付之

被下置、家督無相違被仰付之

以御情早速御免、以來相慎候様申付候之處、尚又不行跡之趣相聞、
重々不届之事候、依之閉門申付之

石倉金右衛門養女縁組、願之通被仰付之
丸茂玄智

御役替御取次御使役兼

大瀬 登

一 今朝臨時評定五半時出席、田中村淨福

寺呼出御詮議、暮時退出

田中村

淨

福 寺

横田村

福 寺

同道圓

林 寺

立合大

長国寺副寺

右二付出席御役人於御同所御賄頂戴、尤

立合兩寺へ御賄被下候

一 同廿八日

其方儀男子無之付、三

佐野友左衛門

輪五郎八弟喜見智養子

仕度旨、願之通被仰付之

其方弟喜見 佐野友左

三輪五郎八

衛門方へ智養子差遣度

三輪喜見

旨、願之通被仰付之

○ 閏二月朔日

御近習被仰付之

里見武右衛門

一 同二日 今・明日於長国寺仙苗院様十三回御忘

御法事御執行有之

一 同十日

若殿様御近習御刀番兼

津田善左衛門

被仰付之、御切米金五

兩被下置之

弘方御金奉行被仰付之

片岡半十郎

付之

同道 山寺藤左衛門

右前嶋七郎左衛門申渡之

根来儀右衛門

熊藏夏中迄御履被仰付、

相勤候内式人御扶持被

下置之

同 熊藏

右者御用部屋ニ於いて被仰渡候

其方儀定府申付候得共、

家内未引越も不致、勤

番同様之處不苦と存候

哉、音曲等繁々有之、或者大勢寄合、騒々敷

事共有之候趣、彼是如何敷義共相聞、不埒之

事候、依之申付方も有之候得共、以御情此度

者不及御沙汰候、自今万端相慎可相勤候、尚

又不敬之筋如何敷趣於相聞者、急度可申付候

右者御用番御長屋於次之間庄作申渡之

右之通先月廿五日附二而、庄作・藤馬今申遣候

一 閏二月十五日 今朝五時臨時評定

思召有之候付、閉門被

仰付候、急度相慎可罷

在候

右木村縫殿助申渡之

同断

一色与左衛門

同断

右者矢澤修理病氣付、十河式部申渡之

思召有之付、逼塞被仰

久保惣治郎

付之

同道 山寺藤左衛門

右前嶋七郎左衛門申渡之

同断

志村勇左衛門

同断

右赤澤助之進申渡之

不行跡之筋相聞不埒之

事候、依之逼塞申付之

右岩崎主米申渡之

父勇左衛門儀逼塞被仰

付候處、其方儀思召有

之付、御咎不被仰付候、其旨可被相心得候

右者御用番於御宅被仰渡之

思召有之付、遠慮被仰

付之

右者真田勘ヶ由煩付、同人於宅十河式部申渡之

同断

右者大目付申渡之

不行跡之筋相聞、不埒

之至候、依之閉門申付

之

右御郡奉行申渡之

同断

長岡銀右衛門

同断

同断

同断

同断

同断

同断

同断

御大工
田中清五郎
同道志村善太郎

忌服被為受候、依之并三日迄万端相慎候様、右二付明并日四時分九時迄之内

御勘定役見習出精相勤

与左衛門粹
平出富八

右御普請奉行申渡之

同断

表坊主役
宮入圓藏
同道三井逸八

一 同并日 右御機嫌伺、御用番宅へ諸士罷出申候
一 同并四日 当十一日付從江戸表左之通申來

右者右同所次之間二而望月九郎右衛門申渡之

右大御目付申渡之

之

勤方宜付側納戸役申付 久保源左衛門

杵淵村百姓与左衛門粹 鈴木左源太
常之丞、致家業も内縁

思召有之付、遠慮被仰付之 保科弥兵衛

之 役替豊後守奥守役申付 玉川弥一

旨、願之通申付之

右者玉川左門宅ニおいて同人申渡之

膳番并刀番兼申付之 宮沢丹下

出精相勤付、一生之間 小林佐五左衛門

不行跡之筋相聞、不埒之至候、依之遠慮被申付之 御徒士
竹花民馬
同道片岡源左衛門

右御前ニおいて被仰付之

迄之役料粗式人御扶持御直被下置之

右者御用番宅於次之間神左衛門申渡之

為御仕着代金三兩被下置之 宮沢丹下

右者右同断篠崎屯申渡之

右同断 海沼龍左衛門

不行跡之筋相聞、不埒之至候、依之急度相慎、罷在候様可被申渡候 御厩小頭
金児幸次郎

御役料拾五石被下置之 玉川弥一

跡小頭之義悴可申立候、 小林佐五左衛門
悴幼少等二候ハ、小触 海沼龍左衛門
立置、組為致取扱、追

右御書付竹村与三左衛門へ被仰渡

右於御用部屋被仰渡候

而小頭之儀可申立候、尤後役小頭申付候迄、

悴久馬御奉公筋為見習 白川惣治郎

一 閏二月廿五日

○ 三月朔日 武芸一覽被仰渡左之通

度旨、願之通前嶋七郎 宮川久馬

粹熊之助義御奉公筋為見習度旨、願之通藤田 東条与一郎
典膳組へ御番入被仰付 同 熊之助

一 同十九日 井伊兵部少輔様御嫡信濃守様当十四日

御卒去、若殿様御兄様ニ而御半減之御

右之通御用番於宅被仰渡候

同 三月十日・十三日 射芸
同 十五日・十七日 劍術
同 十九日・廿一日 槍術
同 廿三日・廿五日・廿七日 軍学
同 廿九日 柔術捕手

四月 一日・五日 乘馬
以上

兵衛様御妹縁組仕度候
旨、願之通被仰付之

悴久之進へ小山田平之 小野里三左衛門
進養女縁組、願之通被 名代宮沢常治郎
仰付之

一 同二日

悴民治郎儀不行跡之筋 宇敷与右衛門

一 同十八日 今朝五時肴町西念寺長屋出火、早鐘打
候付例之通

一 三月廿九日 臨時評定

相聞、先達慎被仰付置

一 先達御願之通、当年若殿様此表へ之御
暇追而被下二而、可有之旨当十二日御
附札を以被仰出候

候処、以御情御免被成下候、以来行跡方端相
慎候様可申教旨、被仰付之

一 同三日 上巳之御礼五半時揃、例之通相濟

一 三月廿五日

思召有之付、逼塞被仰 原 新四郎
付之 同道関山吉太郎
右矢澤修理申渡之

父新四郎儀逼塞被仰付 原 隼吉

一 同六日 殿様御滞府、若殿様御在所へ之御暇被
仰出度、御願書被差出候段被仰出

一 其方年来痛所疑無之、 田中三郎助
其上氣分不相勝、往々 名代河原隼之進
御奉公難相勤付願之通

一 同七日 来ル十五日夕御足輕共武術見分有之
候、一人ツ、罷出候様被仰渡候

一 隱居、悴新左衛門江唯今迄拜領之御知行百五
拾石被下置、家督無相違被仰付之

一 同十一日・同十二日 於長国寺宝鏡院様七回御忌
御法事御執行有之

一 御側医被仰付之 立田通故

一 同十四日 実子無之付、鈴木左源 中条三郎治

一 悴源五郎へ野村儀左衛 篠崎 屯
門養女縁組、願之通被
仰付之

一 相成候二付養子仕度旨、願之通申付之

一 其方從弟女致養女、篠 野村儀左衛門
崎屯悴源五郎へ縁組、
願之通被仰付之

一 出精相勤候付、御用部 富岡勝之助

一 其方妻之姪致養女、小 小山田平之進
野里三左衛門悴久之進
へ縁組、願之通被仰付之

一 屋書役申付之 伊東啓八

一 出精相勤候付、御役料 高田幾太
拾五石被下置之

一 右同所ニおいて申渡之

一 右之通聞二月廿五日附二而藤馬今申遣候

一 同十五日

一 御自分悴外記へ三田藤 矢澤将監

一 御自分悴外記へ三田藤 矢澤将監

一 御自分悴外記へ三田藤 矢澤将監

一 御自分悴外記へ三田藤 矢澤将監

一 御自分悴外記へ三田藤 矢澤将監

一 御自分悴外記へ三田藤 矢澤将監

一 御自分悴外記へ三田藤 矢澤将監

一 御自分悴外記へ三田藤 矢澤将監

一 御自分悴外記へ三田藤 矢澤将監

一 御自分悴外記へ三田藤 矢澤将監

一 御自分悴外記へ三田藤 矢澤将監

一 御自分悴外記へ三田藤 矢澤将監

一 御自分悴外記へ三田藤 矢澤将監

一 御自分悴外記へ三田藤 矢澤将監

一 御自分悴外記へ三田藤 矢澤将監

一 御自分悴外記へ三田藤 矢澤将監

一 御自分悴外記へ三田藤 矢澤将監

一 御自分悴外記へ三田藤 矢澤将監

一 御自分悴外記へ三田藤 矢澤将監

一 御自分悴外記へ三田藤 矢澤将監

一 御自分悴外記へ三田藤 矢澤将監

一 御自分悴外記へ三田藤 矢澤将監

一 御自分悴外記へ三田藤 矢澤将監

一 御自分悴外記へ三田藤 矢澤将監

一 御自分悴外記へ三田藤 矢澤将監

も御在所へ被為人、格
段御物人多、不被任思
召二者候得共、厚以御

長谷川甚九郎
久保源左衛門

五拾石被下置、家督無相違被仰付之
是八三月廿二日付二而藤馬方令申来候

上候

沙汰、御側金之内今為御手充金三兩ツ、被下
置候、尤長詰大儀之儀付、暫ツ、代合休息御
暇可被下置候、可被得其旨候

一 四月二日

政野右衛門病氣耽与無
之、往々御奉公難相勤
付願之通隠居、唯今迄

一 同十六日 雨宮村神事四半時大書院御庭へ入、御
用席并例之通御役人出席
一 同廿二日 殿様当十八日御登城被遊候処、大御輿
御女中懷妊之方有之二付、御誕生之節
御篋刀役被仰付、於御座之間御目見、
被蒙上意候、依之来ル廿五日四時より
九時迄之内麻上下着用、月番宅へ罷出
御歛申上候様

右同断金五兩ツ、

正村勇之進
近藤民之助
植木直衛
宮澤丹下

御藏奉行被仰付之
小林門衛門

一 同廿五日 右為御歛御用番へ諸士罷出申候

右同断金三兩ツ、

鹿野丹治
馬場津右衛門
原 万之助
草間元右衛門
金井左源太
藤井喜内
田中新左衛門
岸 善八
伊藤傳吾
寺内権之進
富永治左衛門
山岸文右衛門
正村弥作
里見武右衛門

同断
青木政右衛門
右者御用番宅ニおいて被仰渡之
御用部屋書役申付之
西澤清十郎
右同所次之間ニ而申渡之

病氣不相勝候付、往々
御奉公難相勤願之通隠
居、悴峯之助へ唯今迄
同 峯之助
拌領之御知行式百參拾
石被下置、家督無相違被仰付之
右者御用番宅ニおいて被仰渡候

一 同九日・十日 於長国寺慈眼院様五十回御忌御法
事御執行

一 当十一日於江戸表左之通被仰渡、御用
部屋次之間ニ而庄作申渡候段、申遣ス

一 同十五日

亡父願置候通御知行五
百六十石六斗被下置、
其上同心式拾人被成下
御預、家督無相違被仰
付之

南沢甚之丞在命之内願
置候通其方致養子、御
切米納糶式拾五表・式人御扶持被下置、跡式
無相違申付之
清水助十郎

父三郎助病身相成、往
往難相勤付願之通隠居、
其方へ頂戴之御知行百

田中新左衛門
三郎助名代
藤井喜内

岩崎伊織
名代 鈴木右門
同通 赤澤助之進

御徒士へ番入申付之
南澤助十郎

只今迄之御役料可被差
右 同人

御上下拌領
等々力村 庄右衛門

年来御徳居出精相勤候付頂戴之旨、当人為
受罷出候由

一 四月廿九日

先達御役中年來精勤之 岡本藤馬

儀御大慶思召候、今般

隱居願之通越中守様被仰付候由、依之御前様

御願付、一生之間玄米三人御扶持被下置之

右者傳八郎被召呼、於御用部屋御書付を以御用

番被仰渡候

一 五月十一日

亡父清四郎在命之内願 山内唯七

置候通、只今迄拜領之 同道 山崎藤太

米五人御扶持被下置、

跡式無相違申付之

父与右衛門年来出精実 中村弥十郎

躰相勤、其方儀職業役

致執行一段之事候、依之玄米式人御扶持被下

候、御料理人へ番入申付之

右者御用部屋於次之間近藤民之助申渡之

庄治郎儀来丑六月中迄 鈴木弥左衛門

御番士之方御雇被仰付 同 庄治郎

候、依之玄米三人御扶

持被下置之

右者当人申聞

今般御篋刀御用被蒙仰 望月監物

候二付、於御前右懸り

御用被仰付候

右懸り御用被仰付 鈴木弥左衛門

右之趣四月十九日付藤馬令申遣候

○ 五月五日 端午御礼五半時揃、例之通相濟

一 大林寺御悦御機嫌伺等之節、請帳五ヶ

寺筆頭へ相認候之様、矢澤將監殿被仰

渡候

一 鎌原大和死去付、来ル七日迄鳴物停止、

万端相慎候様被仰出候

候

右於御用番例之通申渡之

不行跡之筋相聞候付慎 金児幸治郎

申付置候処、此度差赦

候、自今可相慎旨、右可被申渡候

右者竹村与三左衛門へ被仰渡

思召有之、遠慮被仰付 保科弥兵衛

置候処、此度御免被成

下候、自今相慎可相勤旨被仰付之

右者玉川左門宅ニおいて同人申渡之

同断 安藤岩尾

右者真田勘ヶ由病氣付、同人宅ニおいて海野大

右衛門申渡之

○ 六月七日 若殿様御発駕御当日若御前様御上屋敷

江候被為入、御留守中被遊御逗留候旨、

相心得候様演說被仰渡候段、去月廿六

日付藤馬方令申遣候

一 同九日 北村甚兵衛町年寄被仰付候付、当六日

同役中へ扇子箱持參、去年中八田嘉右

衛門振合を以相同致受納候

一 同十一日 当朔日付二而江戸表左之通申来

家督之御礼 岩崎伊織

不行跡之筋相聞候付遠 類 竹花民馬

慮申付置候処、此度御 名代 両角直紀

免申付候、自今可相慎 御徒目付

同道 片岡源左衛門

同断 片岡源左衛門

同断 片岡源左衛門

同断 片岡源左衛門

同断 片岡源左衛門

同断 片岡源左衛門

同断 片岡源左衛門

同断 片岡源左衛門

興津權右衛門
名代 小川友衛

岡本藤馬
名代 岡本傳八郎

御扶持方頂戴之御礼

隱居名代之面々例之通

御用部屋へ計罷出相濟

田中三郎助
名代 藤井喜内
樋口角兵衛
名代 鹿野三十喜
興津政野右衛門
名代 伊東傳吾

御通掛

跡式之御礼

御宛行頂戴之御礼

中村弥十郎

御徒士
中村嘉左衛門
南沢助十郎

五月晦日付

御篋刀其外御献上物出来付、来月二日

今御用相濟候迄、火之元尚又入念申付

候様演説

火之廻格別嚴重申付候様、尤增人申渡

置候段

同日付

来月二日御篋刀其外御献上物到来之

節、即日被遊御覽、相濟候後御家中拜

見

右御篋刀御番御侍忝人・御徒士忝人

六月二日付

右御篋刀拜見、御内書院御床へ飾置、

六月十五日

給人八側迄罷出、御目見以上之者八上
之御間・下之御間之敷居際迄罷出、御
目見以下之上下御免躰之者八御二之間
末席二而拜見、右之通藤馬・義右衛門
今申遣候付記置

同苗大和在命之内願置
候通御自分致養子、唯

鎌原主税
親類 矢澤修理

今迄拝領之御知行千石
被下置、并足輕三十人御預被成下、家督無相
違被仰付之

男也妹久右衛門悴吉太
郎へ縁組、双方願之通

長谷川男也
一場久右衛門

被仰付之

右者御用番於宅被仰渡候

桜井清之進在命之内願

桜井清之進実弟
親類 熊治郎

置候之通其方致養子、

唯今迄拝領之御切米糶

同道片岡源左衛門

五斗入并表・米三人御

扶持被下置、家督無相違被仰付之

右同所次之間二而例之通申渡之

当六日付二而左之通申来

甲州山梨郡上於曾村菅田天神主土屋
左衛門義、源氏重代無楯之御鎧納置候

土藏御寄付之義、奉願度候旨四月中御
留守居迄願書差出置、右御鎧可被遊御

覽之旨被仰出、則五日神主左衛門儀御

屋敷へ御鎧持參、下座見伝兵衛付添、

御小座敷下之間へ相通、御留守居謁之

上、於御内書院御鎧披せ被遊御覽候上、

相願候面々八御目付迄申込候様被仰渡

諸御役人・御番士・御徒士格之面々拜

見被仰付、御内書院上之御間入側二而

拜見有之候旨、藤馬今申遣候

若殿様当十三日御登城被遊候処、兼而

殿様御願之通御在所へ之御暇被仰出、

被蒙上意、其上御卷物五御拝領被遊候

依之来ル并一日四時九時之内麻上下

着用、月番宅へ罷出御歡申上候様

若殿様来月二日江戸表御発駕可被遊

旨、御日限被仰出候

同十八日・十九日 祭礼例之通相濟

此程被仰出候通諸士御用番へ罷出、恐

悦申上候

六月廿二日

御徒士へ番入申付之

桜井熊治郎

同道片岡源左衛門

右御用番宅二而例之通申渡之

殿様当十八日御篋刀御祝義物御献上、

無御滞被為濟候付被遊御登城、於御座

之間御目見被蒙上意、其上御酒・御吸

物頂戴被遊候段、申来候

同十八日

病氣耽与無之、御役難
相勤候旨、願之通御役
被成下御赦免之

小幡長右衛門
名代小幡捨治郎

富弥從弟致養女量藏へ
縁組、願之通被仰付之

落合量藏
佐藤富弥

一 同晦日 七夕御祝義例之通有之候

尤御城着付、矢代等へ罷出候面々ハ罷
婦候後、於御用部屋出懸り御祝儀申上
候様、是迄御留守年五節句御祝義申上
来候向へ演説被仰渡候

○ 七月二日 昨夜九時前出火、早鐘打候付例之通相
詰、火元東条村平内与申者之由

一 同五日 若殿様当二日御発駕被遊候段、申来候

一 同六日

御役替御用人被仰付之

岩崎主米

御役替大目付被仰付之

矢澤修理

御役替御番頭被仰付之

池田波江

右者於御用部屋被仰渡候

思召有之付、先達而逼

丸茂玄智

塞被仰付置候处、今度

同道西沢右門

慎可相勤旨被仰付之

不行跡之筋相聞候付、
先達而逼塞申付置候处、
今度御免申付候、以来

宮下左傳治
同道片岡源左衛門

万端相慎可相勤候

右例之通申渡之

不行跡之筋相聞候付、
先達而逼塞申付置候处、
今度差免候、以来万端

宮入圓藏
同道三井逸八

相慎可相勤候

右同断

思召有之、先達逼塞被
仰付置候处、今度御免

久保惣治郎

被成下候、自今相慎可相勤旨被仰付之

右前島七郎左衛門宅ニ於いて同人申渡之

同断
小林隼太

右玉川左門於宅右同断

七月七日 七夕御祝義五半時分出懸御礼申上ル

若殿様御城着九ツ半時

諸士例之通相詰、万端殿様御城着之通

於御居間、真田図書御用席・御城代

・御番頭・差立・家督・無役席・嫡子

・御家老嫡子・当御役迄御目見申上

於御居間、原九郎左衛門・大熊式部左

衛門・榎田忠兵衛・竹内藤馬・矢嶋神
左衛門・金井縫殿丞、右一同御目見被
成下御意

同八日 今度初而御城着付、御目見被仰付候、
依之来ル十一日四時麻上下着用、登城
可仕旨被仰出候

隱居・嫡子来ル十二日四時右同断
給人以下前々出来り候者共御通懸

七月十一日四時、正月朔日御礼申上
候者共

同十二日四時、同二日御礼申上候者
共

一 同九日 正四時之御供触二而、御鎮守・諏訪宮
・長国寺・大英寺江御參詣

一 七月十一日 四時揃、諸士登城即刻相始、小書院
・大書院独礼、御礼順帳之通相濟、尤

御通懸之者大書院分御帰之節御礼申上
ル

一 同十二日 四ツ半時始昼前済、昨日之通独礼相濟、
次二御徒士・小僧役御三之間御入側二

而一同例之通、畢而小書院へ帰御、三
ヶ寺御目見申上

一 同十四日 若殿様御在城二付、盆中大書院上段御
床二御棚御出来、万端殿様御在城之通

寺院御棚経、例之通罷出候

一 同十五日 四時之御供触二而、大英寺・長国寺・
大鐘寺へ御參詣被遊候、御出之節御棚

へ御拝礼

一 同十八日 今朝六半時出火、小幡長右衛門居宅焼
失、早鐘打候付例之通相詰、御城近火

付御役人御機嫌伺罷出候、小御役人ハ
当御役所迄罷出候

当十三日付二而江戸表分左之通申来

先達而被蒙仰候御篋刀御用、御産御催
付神保四郎右衛門様分御留守居へ手紙
到来、御小人渡辺傳五郎持参

右二付兼而被仰渡之通、三ツ重拍子木
二而御供揃、御出五時過御帰七時

若君様御誕生、御広式之方御用無御滞
被為濟、御本丸へ御登城被遊候、右之
趣御殿詰合へ口演致候様被仰渡候

其外御參勤之御礼之通、詰合御役人麻
上下着用、例之通詰所へ罷出御礼申上
候、御徒士格之者同様御廊下罷出御礼
申上候

右二付当御役泊り二不及候段被仰渡
候、御番士之方右同断、三御門不寝右
同断

当御役二而御奏者方助相勤申候由
右之趣六郎左衛門・岩右衛門分申遣候
付記置

当十三日朝五時前御産御催為御知申
来、即斎殿様御登城被遊候処若君様御
誕生、御胞刀御用無御滞被濟候付、来
ル廿一日四時分麻上下着用登城、御飲
申上候様御触

同廿日 明廿一日御酒被下之義、御障付御延引
同廿一日 此度為御祝義、御酒被下候日限替日左
之通被仰出

廿一日代り廿五日、廿五日代り廿八日

此程被仰出候通諸士麻上下着用登城、
御飲申上ル、尤御留守年五節句之通御
番士小役人御帳場切

長国寺・大英寺・開善寺御奏者銘々引
連、於大書院恐悅申上ル

七月廿二日 四時之御供揃二而、白鳥并開善寺・乾
徳寺・恵明寺へ御参詣

同廿三日 長国寺へ右同断

殿様当十八日御奉書御到来、十九日御
登城被遊候処、御胞刀御用無御滞被遊
御勤候付、御刀御拝領、其外御台様分
も御段々御拝領有之候付、来ル廿五日
登城御飲申上候様
右御飲諸士登城、例之通申上候

同廿五日 若殿様御守役加役被仰
付之 小野喜平太

同御側御納戸役兼相勤 上村何右衛門
候様被仰付候

殿様御滞府付初而之御目見等、若殿様
為御名代被遊御請候趣、被仰出候
先達而被仰出候通、大小御役人御酒頂
戴

同廿八日 家督之御礼 鎌原主税

初而御目見

宮下金五郎
長谷川忠治

家督後之御礼

小川友衛
興津権右衛門
樋口峯之助
堤 一郎右衛門

御通懸

跡式之御礼

御徒士
山内唯七
御勘定
小林佐五右衛門
海沼龍左衛門

御宛行被下置候御礼

与左衛門粹
平出富八

御番士家督・御徒士格之小役人・御徒
士小僧役等御酒頂戴

○ 八月朔日 八朔御祝儀御在城之節之通於小書院大

小御役人、尤小宮山藤右衛門御奥支配
之上席江相詰一同御礼、殿様御側御鞆
懸脇へ相詰候由、大書院へ御出懸、御
通懸之者御礼、大書院鎌原主税分小役
人之嫡子迄独礼、尤御奏者引連ハ無之

同二日 今日藤井藤四郎若殿様へ初而之御目見
被仰付四時登城、於小書院御目見申上
若殿様大書院御上段御着座、講釈御聴
聞被遊候

今日九半時東条辺江御野懸

一 同五日 六時之御供触二而、善光寺へ御野懸、

御出之節御野懸口へ御用番・御用人・

大目付罷出、御帰之節御用席出席御免

之旨

先達而逼塞被仰付置候 志村勇左衛門

処、此度御免被成下候、

以来急度相慎可罷在候

右者今朝五時赤沢助之進宅二於而同人申渡之

御代被蒙仰候

一 同廿三日 四時之御供触二而、長国寺へ御參詣

一 同廿八日 月並御礼四時揃、例之通相濟

一 同廿九日

若殿様御近習被仰付之 白川久馬

一 同六日

先達而若殿様御城着之 塚本右忠太

節、鼠宿迄御迎申渡罷 同道 両角喜十八

出候節、途中駕籠二而

罷越候段相聞候付、及尋候処痛処有之、駕籠

相用候旨申聞、兩人共同様之儀申合候由二相

聞、不審敷事候

婦宅之上其段不申立、恐入候旨相答、不敬之

事候

給人二而も在、御用等之節駕籠用候義容易不

相成、病氣・痛所等二而乘馬成兼、無余儀節

ハ懸伺、病躰承届候上得差凶、相用候事候

然所今度最初伺も無之、痛所等之儀申紛、不

応身分心得、過量之事相聞候、御徒目付加役

等二而、改方も相勤候身分二而、右躰之存寄

二而ハ、在出御用御不之儀も無覚束、軽率

之至付、申付方も有之候得共、若殿様御初入

御祝儀之御付不及沙汰、向後万端相慎、弁身

分入念可相勤候

同文 山田藤右衛門

同道右 同人

願之通御役御赦免被成

下候

赤沢多仲

名代 赤沢助之進

家督之御礼

近藤惣次郎
山口助左衛門

右者今朝五時御用番於次之間申渡之

一 同十八日 殿様当十五日大手御門番戸田因幡守様

御宛行被下置候御礼

白川久馬

一 八月九日

殿様御篋刀御用無御滞

被遊御勤候付、当国誼

方へ御代參被仰付候、来ル十一日出立有之候

様被仰付候旨、当人申聞

成沢縫殿右衛門

折々御側へ可罷出旨、被仰付之

病氣耽与無之付、先達

而御役被成下御赦免候

得共、以後御在城之節

其方儀病氣耽無之、往

々難相勤付願之通隠居、

悴助左衛門へ唯今迄拜

領之米拾人御扶持被下

置、家督無相違被仰付之

一郎兵衛娘隼太へ縁組、

双方願之通被仰付之

置、家督無相違被仰付之

○ 九月朔日 月次御礼四時揃、例之通相濟

小林隼太

久保一郎兵衛

御宛行被下置候御礼

白川久馬

初而之御目見

山本常馬

以上

同并一日

隱居之御礼

山口清之進

名代片岡常三郎

少身二付亡父藤馬へ被
下置候三人御扶持、為
御加恩被下置之

岡本傳八郎

亡父嘉右衛門願置候通、
只今迄拝領之御知行百
并石被下置、家督無相
違被仰付之

同道上村何右衛門

悴御宛行頂戴之御礼

白川惣治郎

九月朔日付岩右衛門方今申遣候

一 九月九日 重陽御祝儀五半時揃、大小御役人於小

悴御目見申上候付御礼

山本式左衛門

書院御礼申上、畢而大書院出御懸、御

繼目之御礼

矢代村
法華寺
御安口
蓮乘寺

通懸之者御礼、大書院おいて鎌原主税
今小役人之嫡子迄独礼

一 同十一日

一 九月二日 今朝姨捨辺へ為御延氣六半時御野懸口

今御出、御用番・御用人・大目付出席

一 同五日 江戸表同役今左之通申来

其方儀松平大和守様御
家来庄司逸平妹縁組、
願之通被仰付之

亡父織江願置候通、只
今迄拝領之御知行式百
石被下置、家督無相違
被仰付之

一 同并三日 四時之御供触二而、長国寺へ御仏参

恩田齋宮
津田善左衛門

其方儀松平大和守様御
家来庄司逸平妹縁組、
願之通被仰付之

右者御用番宅二於而被仰付候
七右衛門娘元右衛門へ
縁組、双方願之通被仰
付之

一 同七日 左之通九月并八日付二而六郎左衛門方
今申来ル

一 同八日 若殿様武芸御覽、左之通被仰出

右於御用部屋被仰付候

留守居役申付之

石川新八

同 十八日 乘馬

同 十九日 柔術

同 廿一日 乘馬

同 廿二日 捕手鎖鎌

同 廿五日・廿六日・
廿七日・廿八日 軍学

同 同十五日 月次御礼、例之通相濟

一 同十二日 大般若御執行、例之通於大書院上之御
間被遊御聽聞候

一 同九日

願之通御役御免被仰付
真田勘ヶ由

同 同十三日 七半時過裏柴丁上善兵衛借地伊左衛門
宅出火、早鐘打候付例之通

一 同十五日 月次御礼、例之通相濟

願之通御役御免被仰付
之

名代赤沢助之進

御番頭役被仰付之 塩野儀兵衛

御役付御足輕十人被成 右 同人

下御預之

亡父林右衛門願置候通、窪田弥八
只今迄拜領之御切米糶
五斗入廿八表・下白米式人御扶持被下置、跡
式跡役共申付之
右於長圍炉裏望月九郎右衛門申渡之

一 同十五日 当日御礼四時揃、例之通相濟

○ 十一月朔日 月次御礼四時揃、例之通相濟

初而之御目見

鹿野七之助

初而之御目見

前嶋左膳

右之通於長圍炉裏申渡之

悴御目見付御礼

鹿野丹治

同

佐野喜見

一 同十四日

繼目之御礼

看町 西 念 寺
田中村 浄 福 寺

同

徳嵩恒吉

悴熊藏実母牧野周防守 根来儀右衛門
様御家来親類中村兔毛
方罷在候処、老衰多病付其方御長屋へ引取、
熊藏介抱仕度旨願之通被仰付之

左平娘濱右衛門へ縁組、吉村左平

悴御目見付御礼 前島四郎右衛門
佐野友左衛門

右先月二十八日付二而六郎左衛門方申遣候

双方願之通被仰付之

鈴木濱右衛門

同

徳嵩甚蔵

一 同十五日 月次御礼四時揃、例之通相濟

一 同十七日 四時之御供触二而、大鋒寺へ御参詣

御通懸跡式之御礼

御頭役 窪田弥八

一 同廿日 今朝四時前荒町上願共庵与申庵室出
火、早鐘打候付例之通相詰、類焼無之

一 同廿二日 玄猪御祝義七半時揃、例之通相濟

一 同廿三日 四時之御供触二而、長国寺へ御参詣

一 当十八日 御鷹之雁御拝領被遊候、依之来ル廿五
日四時より九時迄之内麻上下着用登
城、御歎申上候様

一 同九日 先達居宅焼失付、為御 小幡長右衛門
手充御□□之内四分一 名代 小幡捨治郎
被下置之

一 同廿一日 御徒士へ番入申付之 宮沢佐五右衛門
右長圍炉裏ニおいて申渡之 同道丸山岩右衛門

一 同廿四日 昨昼七時過馬場丁下二当り煙相見へ候
由、早鐘打候付例之通、尤場所不相知、
早速鐘相止申候

右之通御用部屋おいて被仰渡候

一 十月廿八日 月次御礼四時揃、例之通相濟

病氣不相勝、往々御奉 宮沢麻之助
公難相勤付願之通隠居、 名代 柳沢甚三郎

一 同廿三日 四時之御供触二而、長国寺へ御仏参
一 同廿七日 殿様当十五日被為召、御登城被遊候処、
若君様御色直為御祝儀御酒・御吸物、
其上品々御拝領物被遊候段、演説被仰

近藤惠左衛門養弟佐五 宮沢佐五右衛門

同道小泉彦七

渡候

一 同廿八日

先達而諏訪へ御代參罷 成澤縫殿右衛門
越候節、於途中如何敷

取計有之趣粗相聞、御用先之義旁不敬之事思
召候、依之遠慮被仰付之

右御用番宅ニおいて被仰渡候

衛守娘峯之助へ縁組、 佐久間衛守
双方願之通被仰付之 樋口峯之助

民衛娘末三郎へ縁組、 樋口民衛
双方之通被仰付之 菅沼末三郎

右者於御用部屋被仰渡候

○ 十二月朔日 月次御礼、例之通相濟

一 同六日 四時之御供触ニ而、竹村与三左衛門馬
場へ御出被遊候、御供御徒士兩人被仰
渡候、右付東不明御通行御郡方へ心得

之趣申遣候、尤已來問々御通行有之候
得共、其之節々ニハ不申遣旨懸合置、
且人馬等御目障不相成候様、是又被仰
渡候付申遣

一 同七日

三左衛門病氣耽無之、 小野里三左衛門
往々御奉公難相勤付願 名代橋本渡右衛門
之通隱居、唯今迄拝領 小野里久之進

之御切米金五兩・三人

御扶持被下置、家督無相違被仰付之

右者於御用部屋被仰渡候

男子無之付、橋本金左 富岡文右衛門

衛門弟八郎智養子仕度 旨、願之通申付之

右者長圍炉裏ニおいて菅沼九左衛門申渡之

弟八郎儀富岡文右衛門 橋本金左衛門
へ智養子差遣度旨、願 同 八郎
之通申付之 同道伊藤九郎兵衛

男子無之付、養方弟龜 中村甚吾
五郎養子仕度旨、願之 同 龜五郎
通申付之 同道右 同人

右者右同間ニおいて申渡之

十二月十日 今曉伊勢町喜八裏家出火、早鐘打候
付例之通

一 同十一日 四時之御供触ニ而、竹村与三左衛門馬
場へ御出被遊候、当六日之通

其方娘松平伊賀守様御 前嶋作左衛門
家來岡部九郎兵衛悴志
津摩へ縁組仕度旨、願之通被仰付之

悴万吉へ牧野丹弥養女 野村左兵衛

縁組、願之通被仰付之

其方從弟女致養女、野 牧野丹弥

村左兵衛悴万吉へ縁組、

願之通被仰付之

一 同十四日 藤井藤四郎講积例之通、尤納二付御吸
物・御酒被下置候

來正月中今若殿様御内講被為聞候付、
右之趣藤四郎へ申通候様被仰渡候、委
細者御守役今懸合可有之段、是又申通
置候

一 同十五日 月次御礼四ツ時揃、例之通相濟

家督之御礼 小野里久之進
隱居之御礼 小野里三左衛門
名代橋本渡右衛門

御通懸跡式之御礼 御徒士 宮沢佐五右衛門

初而之御目見 御大工孫三郎悴 宮本清之助

一 同十七日 昨夜四半時過坂卷岩人居宅焼失、早鐘
打候付例之通、尤類焼無之
來ル十九日御内囉子有之付、大書院并
御使者之間・御広間御取繕二付、御番
方へ申通候様、御用番被仰渡候

一 同十九日

悴治兵衛人品不宜、不 前嶋作左衛門

行跡之趣相聞候条、常

々教訓等閑与相見、先頃如何敷風聞も有之、
不埒之事情、依之其方被仰付方も有之候得共、
以御情此度者御咎之不及御沙汰候、可得其旨
候

粹治兵衛儀常々人品不
母方之叔父忌申付不能出
前嶋作左衛門
宜、大酒之上別而不似
前嶋治兵衛
合之行跡有之趣相聞、

其上先々月十六日之晚於途中口論之次第、如
何敷風聞も有之、旁以不埒之事情、依之遠慮
被仰付候、急度為相慎置可申候

其方儀勝手向從先年不
中村五郎兵衛
如意二付、拜借他借金
名代中村周伯
等を以相凌罷在候処、
同道千喜良民之助
追年及多金、当時家内

内扶助も届兼、取統難相勤躰二付、金八拾式
両致拜借、取統御奉公致度旨口上書類類共迄
差出、勝手難洩故之事二ハ相聞候得共、不弁
御厚恩、分過之高金拜借申立、不恐御上致方
不埒之事情

依之願之趣不及御沙汰、急度御咎可有之処、
親類共扶助届兼、其方同様相願候

其上亡父十九郎数年宝鏡院様御側近相勤候事
付、格別之御宥恕を以重不及御沙汰、御宛行
之内三人御扶持被召上、重々以御情難相成事
候得共、願之通金八拾式両拜借被仰付候間、
古拜借并他借金相片付、以求勝手向取統方格
段心懸、万端相慎御奉公出精可相勤旨被仰付

候

尤右金高不及返上御沙汰候

先達不敬之義相聞候付、
成沢縫殿右衛門
遠慮被仰付置候処、御
免被成下候、自今相慎可相勤旨被仰付之

右御用番御宅ニおいて被仰渡候

山田五郎藏弟傳治其方
原 治左衛門
養子ニ而罷在候内、不
行跡之筋相聞候付、先達而御咎も有之候得共、

以御情早速御免被成下候処、其後も心底不相
改、常々人品不宜趣相聞、不埒之事情
粹之儀如何様共可申教処等閑与相見、先々月
十六日夜於途中口論之節、取計如何敷風聞有
之、旁以不敬之事情

然処先達而不縁付離縁も致候間、不及御沙汰
候、其旨可相心得候

右赤沢助之進宅ニ於て同人申渡之

其方弟傳治義原治左衛門
山田五郎藏
門方江養子差遣候之内、
不行跡之筋相聞候付、先達御咎も有之候へ共、

以御情早速御免有之処、其後も心底不相改、
常々人品不宜趣相聞、且先々月十六日之夜於
途中口論之次第、如何敷趣風聞有之、旁以不
埒之事情

依之遠慮被仰付候、急度為相慎置可申候
右池田波江宅ニおいて同人申渡之

前条被仰出候御囃子今八半時分相始、
夜九時相濟

一 十二月廿一日

其方娘新町村浪人久保
前島四郎右衛門
喜傳治惇民八へ縁組、
願之通被仰付之

片岡平藏養女縁組仕度
大日方右伸
旨、願之通被仰付之

一 同廿三日 四時之御供触二而、長国寺へ御參詣
一 同廿四日 四時之御供触御忍二而、竹村与三左衛
門馬場へ被遊御出候

一 同廿五日

御城代被仰付之
大熊衛士
御役替職御奉行被仰付
竹内藤馬
之

近年打統格段御入料相
高山平十郎
増、右准御用繁多之処

出精、諸向へ立入細々申談骨折大儀付、御役
料并石被下置之
前嶋七郎左衛門組へ御
上村治喜多
番入
興津権右衛門

玉川左門組へ同断

長谷川藤藏
樋口峯之助

願之通被仰付之

右者当廿五日付

赤沢助之進組江同断

出浦庄左衛門

使役申付之

鈴木峯治郎

藤田典膳組へ同断

山口助左衛門

於御前被仰付之

右 同人

弟常之進 増田助之丞

金井長三郎

御使役被仰付候付、御
切米金五両被下置之

右者当廿八日付

へ養子差遣度旨、願之

同 常之進

通被仰付之

一 同廿八日 月次御礼、例之通相済

御徒目付申付之

大里忠右衛門

同道片岡源左衛門

右於長囲炉裏例之通申渡之

一 左之通江戸表分申来

実方之姪致養女、大日

片岡平藏

方右仲へ縁組、願之通

被仰付之

市太郎御雇被仰付候内

清水久平

三人御扶持被下置之

清水市太郎

右者当十九日付

男子無之付、金井長三

増田助之丞

郎弟常之進養子仕度旨、

平成31・令和元年度 松代文化財ボランティア活動実績

年月	町内ガイド活動				真田宝物館・真田邸ガイド活動				案内人数 総合計		調査活動		協力活動		
	活動日数	案内		ボランティア活動人数	活動日数	当日受付		団体予約受付		ボランティア活動人数	活動日数	ボランティア活動人数	活動日数	ボランティア活動人数	
		件数	人数			件数	人数	件数	人数						
4月	30	43	102	425	933	209	30	265	817	17	629	232	17	6	42
5月	31	10	181	370	829	237	29	272	948	20	583	270	2	16	8
6月	30	31	123	307	669	217	30	206	708	34	870	219	2	7	6
7月	31	34	115	312	708	220	30	257	781	16	451	233	2	9	5
8月	31	20	55	391	818	209	31	289	806	9	198	221	2	6	8
9月	30	17	44	327	610	193	28	246	781	19	394	226	3	10	8
10月	31	27	137	262	548	190	31	181	627	35	908	234	3	13	9
11月	30	20	65	290	640	195	30	216	817	22	579	234	2	8	9
12月	31	14	44	154	326	209	31	122	306	3	69	148	2	6	6
1月	26	13	23	122	251	193	30	136	386	13	413	197	1	6	6
2月	29	27	53	188	360	199	29	109	246	9	278	160	1	6	8
3月	3	1	5	21	45	17	3	15	35	1	10	12	0	0	0
計	333	257	947	3,169	6,737	2,288	332	2,314	7,258	198	5,382	2,386	22	104	79

年月	土蔵体験工房活動										内部活動				ボランティア活動総人数	
	活動日数	来場者数	うち体験者数	体験内訳			ボランティア活動人数	ボランティア活動人数			ボランティア活動総人数	準備・その他				
				切り紙	さき織り	こと		布ぞうり	その他	当番			会議	専門		
4月	4	50	39	18	0	21	0	0	36	59	120	38	44	797		
5月	5	112	102	79	0	33	0	0	45	64	67	33	64	835		
6月	6	108	97	42	8	45	0	2	43	64	64	38	33	717		
7月	5	81	78	41	0	37	0	0	33	62	63	29	126	804		
8月	4	95	86	43	0	43	0	0	29	62	58	24	9	658		
9月	6	127	126	53	0	46	0	0	50	60	69	31	2	674		
10月	6	89	82	61	0	21	0	0	53	62	57	30	46	720		
11月	5	80	78	38	0	40	0	0	44	60	63	44	25	705		
12月	2	6	6	6	0	6	0	0	15	54	65	34	47	609		
1月	1	17	29	12	0	17	0	0	6	52	68	43	9	606		
2月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	58	66	50	73	645		
3月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	44	30	6	115		
計	44	765	723	393	8	309	0	2	354	663	804	424	484	7,885		

4. 松代文化財ボランティアの会

活動開始から20年を迎え、12月には令和元年度国土交通省「手づくり郷土賞^{ふるさと}」大賞部門グランプリを受賞した。

活動内容

(1) 町内ガイド

- ①松代城・真田邸・文武学校などとその周辺ガイド
- ②旧白井家表門における湯茶の接待および町内文化財の案内
- ③旧白井家表門の美化およびにぎわいの演出

(2) 真田宝物館展示ガイド

来館者に対する展示ガイド

(3) 文化財調査

- ①松代に所在する文化財の調査活動と調査カードの作成およびデータベース化
- ②松代町内見学会および自主講座の主催、補助

(4) 体験学習等の支援

- ①真田邸三番土蔵における体験工房（裂き織り、切り紙、布ぞうり作り、琴の体験など）の運営
- ②真田宝物館主催ワークショップの補助
- ③学校遠足等における体験講座の実施

(5) その他

- ①真田邸古襖の下張はがし作業と、その裏打ちおよび整理・目録の作成、企画展「襖から目覚めた古文書たち」の企画補助
- ②ボランティアの会主催などの研修旅行の実施・参加
- ③子ども向けブックレット等出版物の作成



小学生切り紙体験補助



小学生へのガイド



手づくり郷土賞グランプリ受賞プレゼンテーション

●資料の受入●

	内容	種別
1	ひな人形段飾り	寄贈
2	龍川文集 11冊／名臣言行録 6冊	寄贈
3	松代焼ほか関係資料 40点	寄贈
4	続狂言記巻第2 1点	寄贈
5	高田幾太家文書 一括	寄贈
6	聲山智幸収集松代地図 2点	寄託
7	大越家資料 11点	寄託
8	桑原家資料 86点	寄託
9	市場家関連資料 14点	寄託

<p>「武士になってみよう！甲冑着用体験」 常時、体験用甲冑を置き自由に着用できるコーナーを設ける。 以下の期日には、ボランティアによる着付けを行った。 日時 4月28日（日）、6月22日（土）、11月23日（土・祝）、3月28日（土）（中止） 3日間参加人数 104名</p>
<p>講演会「地域における古文書の保全・活用の可能性」（新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止） 講師 西村慎太郎さん（国文学研究資料館） 開催日時 令和2年2月29日（土） 14時00分～15時30分 松代支所2階大会議室</p>
<p>「初めての古文書講座」 国文学研究資料館基幹研究の一環として、令和元年7月から月1回開催。 会場 松代支所2階大会議室 参加者 46人</p>

●資料特別利用●

調査・研究のための閲覧	14件	
資料写真・画像の提供		
刊行物掲載	48件	
テレビ放映	26件	
講座など参考資料として	15件	
		計 103件

●資料の貸出し●

貸し出し先	資料名	資料番号	展示会名
神奈川県立歴史博物館	相房総台場略図	図書57-1	北からの開国
	真田幸貫思召書	文書6-4-51	
	異国船之図	文書6-21-3	
	蒸気船	文書6-21-7	
	近海航路并直径里数図	文書6-21-9	
	海国兵談	典籍9-2-59	
	北槎聞略	典籍10-1-60	
	環海異聞	典籍21-1-27	
長野市立博物館	貝類採集品	調度124	石ころ物語
長野県立歴史館	豊臣秀吉判物	吉18	戦国小笠原三代
	幕府老臣等連署状慶長15.閏2.3	吉58	
	豊臣秀吉画像	伊藤家寄贈	
	徳川家康画像	書画18-1	
	徳川家康画像	書画18-2	
	大坂落城絵巻	書画125-1	
	難波戦記	典籍2-1-101	
長野市立博物館	平家物語	図書6	神と仏が宿る里
小山市立博物館	大坂城古図	伏島家3-4-24	本多正純展
	徳川家康書状	吉4	

「真田美術館へようこそ／真田家の大鎧」

会期 令和元年9月25日（水）～12月23日（月・祝）

展示内容 生誕200年にあたる女性画家・恩田緑蔭の作品を中心に、松代藩の絵師の作品を紹介。
また、真田家に伝来した大鎧を、外部所蔵の甲冑も含めて展示。

ギャラリートーク 9月25日（水）、9月28日（土）、11月6日（水）、11月10日（土）、10時～
参加人数 108人

「襖から目覚めた古文書たち」

会期 令和元年12月25日（水）～令和2年3月23日（月）

展示内容 真田邸襖の下張はがしと整理を行っている松代文化財ボランティアと協働し、整理・調査の状況を発表する2回目の展示。

ギャラリートーク 令和元年12月25日（水）、令和2年1月18日（土） 10時～
参加人数 52人

●特集展示●

「松代でひなまつり」

会期 令和2年3月3日（火）～4月3日（金）

会場 真田宝物館、真田邸、旧白井家表門

内容 寄贈された雛人形を展示

●教室講座事業●

「かぶとを折ってかぶってみよう」

日時 5月3日（金・祝）10時～12時、13時～15時

会場 真田宝物館 わくわくルーム

内容 大きな画用紙でかぶとを作り、厚紙で六文銭の前立をつけてかぶってみよう

参加人数 22人

「宝物館であそぼ！2019」

日時 7月27日（土）

会場 真田宝物館・真田邸・旧樋口家住宅・旧白井家表門
象山記念館

内容 江戸時代の襖はがし体験、からくりおもちゃ作り
昔のお金にさわってみよう（古銭の拓本とり）、
真田邸探検、綿でマスコット作り
バードコール作り、水鉄砲遊び、甲冑着用体験、
エレキテル体験、かざぐるまづくり、スタンプラリー。
スタンプラリーは、ボランティア手作りの
消しゴムはんこを使用した。

参加人数 のべ338名



バードコール作り



エレキテル体験



3. 令和元年度事業概要(平成31年4月1日～令和2年3月31日まで)

●特別展示●

「真田×刀」(さなだとかたな)

会期 令和元年6月29日(土)～9月23日(月・祝)

展示内容 真田家に伝来した刀剣と、近年の調査で明らかになった松代藩の刀剣管理体制について紹介。

関連行事

記念講演会「将軍と大名との刀剣贈答」

講師 深井雅海さん(徳川林政史研究所副所長)

開催日時 令和元年7月13日(土)14時～

会場 松代文化ホール

参加費 資料代100円

参加人数 62人

ギャラリートーク

6月29日(土)、7月3日(水)、8月21日(水)

8月24日(土)、いずれも10時～

参加人数 計 107人

ワークショップ1 五寸釘で小刀ナイフをつくろう!

五寸釘で小刀ナイフをつくり、刀剣制作の一端を子どもたちに学んでもらう。

開催日時 9月14日(土) 10時～

会場 松代公民館/真田宝物館

講師 日本刀剣文化振興協会

参加費 500円

参加人数 29人

ワークショップ2 刀の鐙(つば)の紋切りあそび

真田家伝来の刀の鐙の形を切り紙し、しおりに仕立てる。

開催日時 8月7日(水) 10時～12時、13時～15時

会場 真田宝物館 真田わくわくルーム

会期中自由参加

参加人数 48名



●企画展示●

「真田家中」

会期 平成31年3月27日(水)～令和元年6月23日(日)

展示内容 戦国時代を経て近世大名へと成長した真田家。

その原動力となった家臣に注目し、その業績を振り返る。

関連事業

ワークショップ「プラ版で花押ストラップをつくろう!」

開催日時 5月25日(土)10時～12時、13時～15時

参加費 100円 参加人数 21人 真田宝物館わくわくルーム



唐冠の兜

ギャラリートーク 平成31年3月27日(水)、3月30日(土)、10時～

参加人数 36人

- 長野市立博物館より資料借用来館
- 10日 資料撮影
- 11日 上田市、長野市内個人宅へ資料借用（降幡）
- 12日 市立長野高校ながのろじー講師派遣（溝辺）
- 12日 長野市立博物館より資料返却来館
- 14日 五寸釘で小刀ナイフをつくろう！開催
- 17日 象山記念館展示替え
- 18日 昭和女子大学より資料調査来館
- 19日 神奈川県立歴史博物館より資料返却来館
- 21日 出版社主催「真田×刀」展見学会案内（溝辺）
- 21日 NPO法人夢空間松代学講座講師派遣（山中）
- 23日 千葉大学より資料調査来館
- 24日 展示替え
- 25日 ギャラリートーク
- 25～27日 同志社大学から資料調査来館
- 28日 ギャラリートーク
- 29日 埼玉県個人宅へ資料返却（溝辺）
- 30日 はじめての古文書講座開催
- 10月1日 資料撮影
- 3日 市立長野高校ながのろじー講師派遣（降幡）
- 長野県立歴史館へ資料調査と資料返却（山中・溝辺）
- 4日 上田市個人宅、坂城町鉄の展示館へ資料返却（降幡・溝辺）
- 7日 加茂小学校より見学・体験受け入れ
- 長野市個人宅へ資料返却（降幡・溝辺）
- 10日 市立長野高校ながのろじー講師派遣（山中）
- 11日 岐阜県庁より資料調査来館
- 13日 台風19号により松代城跡一部水損
- 15～16日 上田市立博物館へ展示手伝い・資料返却（降幡・山中・溝辺）
- 17日 小山市立博物館より資料借用来館
- 21日 町内寺院へ台風19号被害の文化財レスキュー参加
- 22日 長野県立歴史館より資料返却来館
- 22日～ 以降断続的に長野市立博物館で行われる資料保全作業に参加
- 23日 青山学院大学より資料調査来館
- 25～26日 収蔵庫清掃作業
- 28～29日 高知城歴史博物館にて大名道具収蔵館研究会参加（山中）
- 28日 かがやき広場吉田へ講師派遣（降幡）
- 29～30日 国文学研究資料館へ資料撮影旅行（降幡）
- 31日 松代小学校で4年生授業担当（山中）
- 11月1日 資料閲覧対応
- 5日 一部展示替え
- 6日 ギャラリートーク
- 古里公民館講師派遣（降幡）
- 7～8日 国文学研究資料館マイクロフィルム撮影立会（溝辺）
- 10日 ギャラリートーク
- 11日 岐阜県庁より資料調査来館
- 12日 松本市へボランティア旅行同行（山中）
- 14～15日 全史料協全国大会（安曇野市）参加（山中・溝辺）
- 15日 若穂公民館へ講師派遣（降幡）
- 18～21日 国文学研究資料館より資料撮影来館
- 18日 はじめての古文書講座開催
- 19日 資料撮影
- 19～20日 市民窓口課研修へ講師派遣（降幡）
- 21日 群馬県立歴史博物館へモーニング講座講師派遣（山中）
- 23日 甲冑着用体験
- 23～24日 福井県立こども歴史文化館ほかへボランティア研修旅行（小山・山中）
- 26日 長野市立博物館から資料返却来館
- 学芸打合せ
- 27日 ブックレット出版打合せ
- 28日 長野県警察学校へ講師派遣（降幡）
- 12月5日 はじめての古文書講座参加者と国文学研究資料館見学
- 14日 松代文化財ボランティア手づくり郷土賞授賞式参加（降幡）
- 16日 小山市立博物館より資料返却来館
- 17日 象山記念館展示替え
- 18日 ブックレット出版打合せ
- 24日 真田宝物館展示替え
- 25日 ギャラリートーク

- 28日 甲冑着用体験
- 5月3日 「かぶとを折ってかぶってみよう」開催
- 8日 長野県警察学校へ講師派遣（降幡）
- 11日 信毎カルチャーセンター講師派遣（降幡）
- 14日 一部展示替え
宝物館であそぼ！探邸隊トライアル
- 15日 ワークショップ「プラ板で花押ストラップをつくろう！」トライアル
- 16日 山形村山形小学校体験学習対応
- 18日 NPO法人夢空間松代学講座講師派遣（降幡）
- 21日 資料撮影
- 21～22日 松代中学校職場体験受け入れ
- 23日 川中島中学校へ講師派遣（降幡）
- 25日 ワークショップ「プラ板で花押ストラップをつくろう！」開催
- 28日 資料撮影
- 29日 中部公民館へ講師派遣（降幡）
- 6月2日 国文学研究資料館基幹研究「地方協創によるアーカイブズ保全・活用システム構築に関する研究」研究会出席（山中）
- 4日 学芸打合せ
- 5日 宝物館であそぼ！綿でマスコット作りトライアル
本の寄贈受け入れ
- 9日 那須与一伝承館へ現地調査旅行（溝辺）
- 10日 宝物館であそぼ！水鉄砲トライアル
- 11日 資料撮影
川中島公民館へ講師派遣（降幡）
- 12日 宝物館であそぼ！拓本とりトライアル
- 16～17日 高野山・奈良へボランティア研修旅行同行（大日方）
- 19日 県信用組合講師派遣（降幡）
- 20日 神奈川県立歴史博物館より資料借用来館
宝物館であそぼ！襖の下張はがしトライアル
長野県史料協総会出席（降幡）
長野県立歴史へ資料借用（溝辺）
- 22日 甲冑着用体験開催
- 24～28日 館内清掃・防虫作業、展示替えのため臨時休館
- 6月29日 特別展「真田×刀」開幕、ギャラリートーク
- 7月2日 長野市立博物館から資料借用来館
- 3日 ギャラリートーク
宝物館であそぼ！かざぐるま作りトライアル
- 5日 宝物館であそぼ！襖の下張はがしトライアル
- 8日 松代テレビ出演対応（溝辺）
- 9日 資料撮影
- 10日 エレキテルで遊ぼう！トライアル
- 11日 FMぜんこうじ出演対応（溝辺）
- 12日 長野県立歴史館から資料借用来館
- 13日 講演会開催（講師：深井雅海さん）
- 16日 宝物館であそぼ！甲冑着用体験トライアル
- 17日 宝物館であそぼ！からくりおもちゃをつくろう！トライアル
上田市真田町へ資料調査（山中）
- 18～19日 小川中学校より職場体験受け入れ
- 18日 宝物館であそぼ！バードコールトライアル
- 19日 宝物館であそぼ！最終打合せ
- 20日 信毎カルチャーセンター受講者ギャラリートーク（溝辺）
- 22～27日 学芸員実習受け入れ（2名）
- 23日 資料撮影
- 24日 切り紙ワークショップトライアル
- 26日 宝物館であそぼ！前日準備
- 27日 「宝物館であそぼ！2019」開催
- 29日 はじめての古文書講座開催
- 30日 資料撮影
- 8月1日 上水内教育会講師派遣（降幡）
- 2日 加茂小学校見学・体験打合せ
- 4日 西安外国語大学より資料調査来館
真田会講師派遣（降幡）
- 5日 文化財パトロール
- 6日 資料撮影
- 7日 刀のつばの紋切遊び体験開催
- 8日 文化財パトロール
- 9日 小川村郷土歴史館より資料調査来館
- 10～15日 宝物館・真田邸夜間開館ライトアップ
- 19日 はじめての古文書講座開催
- 20日 一部展示替え
上田市個人宅へ資料返却（降幡・溝辺）
- 21日 ギャラリートーク
- 23日 FMながの出演対応（溝辺）
- 24日 ギャラリートーク
- 27日 資料撮影
インターンシップ受け入れ
- 30～31日 尼崎へ調査旅行（降幡）
- 9月4～6日 共同研究により群馬県へ資料調査旅行（山中）
- 6日 上田ラジオ出演対応（降幡）
- 7日 佛教大学より資料調査来館
- 8～10日 信州大学・広島大学より資料調査来館
- 9日 長野市個人宅へ資料返却（降幡・溝辺）

2. 管理事務所日誌 (平成31年1月1日～令和元年12月31日)

- 1月7日 長野市立博物館へ資料返却 (溝辺)
9日 長野県立歴史館ほかへ資料返却 (山中・溝辺)
松代町内個人宅へ資料返却 (溝辺)
市政番組取材対応 (小山)
11日 新HP打合せ
11～12日 信州大学より典籍調査来館
15日 HP用動画撮影
16日 坂城町鉄の展示館へ資料調査 (溝辺)
長野市立博物館より資料調査来館
19日 ギャラリートーク
21～22日 彦根城博物館にて大名道具収蔵館研究会参加 (山中)
22日 HP用動画撮影
24日 埼玉県個人宅へ資料返却旅行 (溝辺)
25日 松代公民館海津大学へ講師派遣 (降幡)
28日 吉田公民館へ講師派遣 (降幡)
布ぞうり作り講習会
29日 大英寺へ資料調査 (溝辺)
30日 大林寺へ資料調査 (溝辺)
2月4日 上田市個人宅へ資料調査 (降幡・溝辺)
5日 学芸打合せ
6日 長野市個人宅へ資料調査 (降幡・溝辺)
11～12日 国文学研究資料館ほかへ資料調査旅行 (山中)
14日 「真田宝物館であそぼ! 2019」第1回打合せ
長野県博物館協議会研修参加
15日 埼玉大学より資料調査来館
16日 ボランティア養成講座講師派遣 (降幡・山中)
松代町内殿町公民館へ講師派遣 (降幡)
17日 神奈川県立歴史博物館より資料調査来館
19日 新HP用撮影打合せ
20日 長野市個人宅へ資料調査 (降幡・溝辺)
21日 新HP打合せ
22日 宝物館であそぼ! エレキテル製作トライアル①
23日 ボランティア養成講座講師派遣 (溝辺・小山)
国文学研究資料館との共同シンポジウム「松代藩・真田家の歴史とアーカイブズⅢ」開催
24～25日 国文学研究資料館より資料調査来館
25日 宝物館であそぼ! エレキテル製作トライアル②
26日 HP用資料撮影
松代藩文化施設管理委員会開催
27日 雛人形展示
28日 長野県史料協研修参加 (小山)
3月4日 宝物館であそぼ! エレキテル制作トライアル③
5日 資料撮影
7日 長野市内個人宅へ資料借用 (降幡・溝辺)
9日 埼玉県個人宅へ資料借用旅行 (溝辺)
松代町内個人宅へ資料受取 (山中)
10日 日本文化体験プログラム撮影
12日 資料撮影
14日 「真田宝物館であそぼ! 2019」第2回打合せ
小山市立博物館より資料調査来館
17日 立科町へワークショップ視察 (小山・山中)
18日 上田市立博物館へ借用旅行 (降幡・溝辺)
19日 象山記念館展示替え
町内個人宅へ資料借用 (山中)
19～20日 国文学研究資料館へ資料調査旅行 (溝辺)
22日 資料撮影
23日 日本文化体験プログラム撮影
広報番組取材
甲冑着用体験
長野市立博物館へ資料借用
26日 展示替え
27日 ギャラリートーク
長野市内個人宅へ資料借用 (溝辺・降幡)
29日 東京方面へ資料調査旅行 (山中)
29～30日 国文学研究資料館へ資料調査旅行 (小山)
30日 ギャラリートーク
4月4日 雛人形撤収
5日 学芸打合せ
6日 坂城町鉄の展示館で資料撮影 (降幡・溝辺)
11日 新HP打合せ
13日 信毎カルチャーセンター講師派遣 (溝辺)
15日 中日新聞取材対応 (溝辺)
16日 資料撮影
18日 「宝物館であそぼ! 2019」第3回打合せ
19日 松代公民館郷土史講座講師派遣 (溝辺)
23日 資料撮影
24日 長野県立歴史館、長野市立博物館へ資料調査 (溝辺)
25～26日 刀剣手入れ

(9) 煙雨亭（佐久間象山茶室）

煙雨亭は、もとは佐久間象山が京都で最後に暮らした居宅内にあった茶室であった。元治元年（1864）、幕命で上洛した佐久間象山は「煙雨楼」と名付けた居宅に暮らしたが、同年に暗殺された。その後、煙雨楼は料亭の所有となって昭和37年（1962）に解体されたが、保存されていた茶室の部材を昭和57年（1982）に市が譲り受けて、象山神社の脇に移築・復元した。茶室には、もともとなかった屋根を加えたが、室内は昔の面影をとどめている。

現在は、茶会の会場などとして活用されている。

(10) 佐久間象山宅跡（長野県指定史跡）

佐久間象山宅跡は、象山神社の西隣にある面積879㎡の敷地跡である。現在は、わずかに古井戸が残るのみであるが、象山在世の頃は、住宅のほかには藩主の休憩所、槍・剣術道場、学問所などがあった。象山は文化8年（1811）にこの家で生まれ、天保10年（1839）の2度目の江戸留学までの29年間ここに暮らし、藩の青年たちに学問を教えて後進の指導に努めた。

昭和35年（1960）2月11日に県史跡に指定された。

(11) 旧樋口家住宅（長野市指定有形文化財）

樋口家は、松代藩の目付役などを務めた家であり、江戸時代末期の禄高は230石であった。真田邸（新御殿跡）に隣接する現在地には、明和2年（1765）に移っており、江戸時代末期に建てられた土蔵や茅葺の主屋と長屋が現存している。主屋前面には池を中心とする庭園があり、東側の隣家から西側の隣家へと流れる松代特有の泉水路がみられる。

平成18年度から保存修理工事を行い、平成22年6月より一般公開している。



(12) 旧前島家住宅（長野県宝）

前島家は、江戸中期に300石、末期には200石の禄高の中級武士の家である。現在の松代町・松山町の敷地は、真田家の松代入封以来、前島家の屋敷地であったと伝えられており、江戸時代の主屋、土蔵、三社（神祠）、庭園等が現存する。特に主屋は宝暦9年（1759）の建築であり、松代町に現存する武家屋敷の中で最も古い時代に属する。

平成17年度から保存修理工事を行い、平成22年9月より一般公開している。



(13) 松代藩鐘楼（長野市指定有形文化財）

松代藩鐘楼は、城下の藩士や町人に時を告げるため、真田信之によって寛永年間（1624～43）に現在の片羽町に設けられたといわれている。享保2年（1717）の大火以降、再建と焼失を繰り返し、天明8年（1788）の焼失後、従来の火之見櫓兼鐘楼1棟を分離し、火之見櫓と鐘楼が別々に建造された。現在の建物は享和元年（1801）に再建されたもので、幕末には、佐久間象山がこの鐘楼を使って電信機実験を行ったという伝承が残されている。昭和42年（1967）、長野市の有形文化財に指定され、平成26年4月に保存改修工事が終了した。



し、昭和59年（1984）になって、敷地北側半分と建物が長野市に譲渡される。中級武家住宅の一典型で、付属屋も整い、旧態をよくとどめていることから、昭和61年（1986）1月に国の重要文化財に指定、昭和64年（1989）1月から保存修理工事が行われ、平成4年（1992）6月から一般公開となった。平成30年度から茅葺屋根ふきかえ等の保存改修工事を行っている。

（5）象山記念館

昭和39年（1964）、地元有志によって佐久間象山先生100年祭奉賛会が設立され、翌年9月に展示施設としての象山記念館が完成した。しばらくは奉賛会が本館の管理運営を行っていたが、昭和42年（1967）3月、同奉賛会から長野市に記念館が譲渡され、同年4月に開館し、昭和63年（1988）10月には展示室を増築した。

年間4回の展示替えを行い、佐久間象山の業績を紹介し、遺品・遺墨を展示している。

（6）旧白井家表門（長野市指定有形文化財）

旧白井家表門は、もと松代町柴町にあったもので、平成12年（2000）に文武学校正面（南側）に移築復元された。三間一戸形式の長屋門で、間口が20メートルあり、弘化3年（1846）に建てられたものである。

平成13年（2001）4月1日、文化課（現・文化財課）から当所へ移管された。現在は、松代文化財ボランティアの会の拠点施設として、来訪者に対する松代のガイドや、湯茶の接待を行っている。



（7）松代城（国指定史跡）

松代城は、武田信玄が築かせた海津城がはじまりといわれ、城ができた時期ははっきりとはしないが、永禄3年（1560）頃には完成していたとされる。

武田家滅亡後は、織田信長の家臣・森長可や上杉景勝の支配するところとなった。

江戸時代になると、森忠政・松平忠輝・松平忠昌・酒井忠勝らが居城としたが、元和8年（1622）に、上田城主であった真田信之が松代に移封される。その後、明治維新を迎えるまで、真田家が松代を居城とした。なお、藩主の御殿は江戸時代のなかばまでは本丸にあったが、その後「花の丸」という三の丸にあたる場所に移された。本丸石垣・門などの改修・復元工事が終了し、平成16年（2004）から一般公開している。



（8）山寺常山邸（書院・表門・頌徳門は国登録文化財、庭園は国登録記念物）

山寺常山邸には、江戸時代末期に建てられたと推定される表門とこの表門の南側に大正時代終わりから昭和初期にかけて建てられたと推定される書院（萬竹庵）が残されている。

山寺家は、松代藩で知行160石の中級武士の家格であり、江戸時代の終わりには山寺常山を輩出し、鎌原桐山、佐久間象山とともに松代の三山と称えられた。常山は号で、幼名を久道、のちに信龍と名乗り、通称を源大夫といった。常山は若い頃、江戸に出て儒学者佐藤一斉や中村敬宇らと親交を深めた。八代藩主・真田幸貫の信頼も厚く、藩政にも尽力し、寺社奉行や郡奉行を務めた。明治になってからは中央政府の招きを固辞して松代に留まり、晩年は長野に塾を開いて門人の教育に努めた。



1. 松代文化施設等管理事務所の沿革

松代文化施設等管理事務所は、市の機構改革により平成16年(2004)4月1日から新たに発足した組織であり、旧松代藩及び真田家に関する文化的遺産の保存及び活用を図ることによって、郷土の歴史と文化に親しみ、その知識と理解を深め、豊かな市民文化の発展に寄与することを目的として設置されている。現在、同管理事務所は真田宝物館・真田邸・文武学校・旧横田家住宅・象山記念館・旧白井家表門・松代城・山寺常山邸・煙雨亭・佐久間象山宅跡に加え、平成22年度に保存整備が完了し一般公開が開始された旧樋口家住宅・旧前島家住宅、平成25年度に保存整備が完了した松代藩鐘楼の計13施設を管理・運営し、以下の業務を行っている。

1. 松代周辺における旧松代藩及び真田家に関する資料の適正な管理・活用を行う。
2. 収集・保管・展示・調査研究、及び教育普及活動の多角的機能を有機的に関連させた活動を行う。
3. 市民の郷土研究、文化活動のための情報センター的機能を果たす役割を担う。
4. 市民が親しみをもち、同時に学校教育とも深い関係をもつものとする。

また、松代文化施設等管理事務所には、文化的遺産の保存等について必要な事項を審議するための、松代藩文化施設管理委員会が設置されている。

各施設の概要

(1) 真田宝物館

昭和41年(1966)5月27日、真田家12代当主・幸治氏によって、同家に伝承されてきた資料が当時の松代町に一括譲渡された(同年10月に松代町は長野市と合併したため、長野市の所有となった)ことから、県立松代高等学校移転後の校舎を改造して昭和44年(1969)7月1日に真田宝物館がオープンした。真田家の大名道具の展示が目的とされ、昭和52年11月に鉄筋コンクリートの新館を増築、昭和63年(1988)3月には収蔵庫が完成し、真田邸内の7つの土蔵に収納されていた資料の大部分を移転収蔵している。当初は観光課の所管であったが、その後、教育委員会の所管となる。年間4回の展示替えがあり、常設展示のほか、特定のテーマを決めて年1回の「特別展」と年3回の「企画展」を実施している。

(2) 真田邸(国指定史跡)

文久3年(1863)から翌年にかけて建てられた九代藩主真田幸教の母親の住居で、いわば「隠居所」のような建物である。「新御殿」と名づけられ、明治維新後は真田家の私邸となり、昭和41年(1966)5月、松代町に譲渡(売却)された。昭和56年4月11日に松代城と一体のものとして、国の史跡に指定された。敷地は7,973平方メートル(約2,416坪)、御殿は一部2階建てである。平成22年に主屋の全面改修工事が終了し同年9月より一般公開している。



(3) 文武学校(国指定史跡)

藩士子弟の学問・武芸を奨励するため、八代藩主・真田幸貫、九代藩主・幸教が嘉永6年(1853)に完成させ、翌々年に開校した。建設当初の遺構をほぼ完全なかたちで伝えている。明治元年(1868)には兵制士官学校を併設し、明治4年(1871)9月、廃藩のため閉校となる。明治5年(1872)、長国寺の火災に伴い、槍術所がその庫裏として移築・転用された。その後は松代小学校の校舎としても使用され、昭和28年(1953)3月に国の史跡に指定、昭和48年(1973)から保存修理工事に着手し、同54年(1979)から一般公開している。文武学校は、儒学中心の藩校から近代的学校建築への過渡期の史跡で、文学所、教室2棟(東序・西序)、剣術所、柔術所、弓術所、文庫蔵、番所、門などからなる。平成8年(1996)、長国寺の庫裏として利用されていた旧槍術所が戻され、創建当初の状態に復元された。平成29年度から保存改修工事が行われている。

(4) 旧横田家住宅(国指定重要文化財)

主屋、表門、土蔵は19世紀前半、隠居屋は19世紀中頃の建築と考えられる。明治になって横田家が東京に移住

年 報 目 次

1. 松代文化施設等管理事務所の沿革	i
2. 管理事務所日誌	iv
3. 令和元年度事業概要	vii
4. 松代文化財ボランティアの会	xi

執筆者紹介

福原 圭一

上越市公文書センター上席学芸員

溝辺いずみ

当所研究員

書名 松代 33号

発行日 令和2年3月

発行所 長野市教育委員会文化財課

松代文化施設等管理事務所

長野市松代町松代四一

☎〇二六―二七八―二八〇一

印刷 第一企画